

衆議院 法務委員会 議録 第二十二号

(二八二)

出席委員長	杉浦 正健君
理事 橋 康太郎君	
理事 山本 幸三君	
理事 坂上 富男君	
理事 上田 勇君	
理事 達増 拓也君	
理事 山本 八代	
理事 日野 英太君	
有二君	
市朗君	
卓二君	
加藤 隆君	
小杉 堅君	
笹川 保岡	
西田 枝野	
安倍 基雄君	
佐々木秀典君	
宮腰 光寛君	
渡辺 嘉美君	
佐々木秀典君	
漆原 良夫君	
木島日出夫君	
陣内 孝雄君	
山田 昭雄君	
林 則清君	
玉造 敏夫君	
但木 敬一君	
細川 清君	
松尾 邦弘君	
法務省人権擁護局長	
法務省民事局長	
警察庁刑事局長	
警察庁交通局長	
法務大臣官房長	
法務省人事局長	
郵政省電気通信局長	
大蔵省主税局税課第一課長	
清水 治君	
天野 定功君	
書上由紀夫君	
公安部調査厅次長	
委員外の出席者	

出席政府委員	公正取引委員会事務総局経済取引局長	裁判所の人的・物的充実に関する請願(坂上富男君紹介)(第六六一五号)	○杉浦委員長 これより会議を開きます。
		同(坂上富男君紹介)(第六六一六号)	商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)
		同(枝野幸男君紹介)(第六六七〇号)	同(枝野幸男君紹介)(第六六七〇号)
		同(木島日出夫君紹介)(第六七〇九号)	同(木島日出夫君紹介)(第六七〇九号)
		同(池端清一君紹介)(第六六五六号)	同(池端清一君紹介)(第六六五六号)
		同(佐々木秀典君紹介)(第六六二八号)	同(佐々木秀典君紹介)(第六六二八号)
		同(坂上富男君紹介)(第六六五七号)	同(坂上富男君紹介)(第六六五七号)
		同(佐々木秀典君紹介)(第六六七〇六号)	同(佐々木秀典君紹介)(第六六七〇六号)
		法制審議会の公開に関する請願(生方幸夫君紹介)(第六六七八号)	法制審議会の公開に関する請願(生方幸夫君紹介)(第六六七八号)
		選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(中川智子君紹介)(第六六八一号)	選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(中川智子君紹介)(第六六八一号)
		選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(中川智子君紹介)(第六六八一号)	選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(中川智子君紹介)(第六六八一号)

法務大臣	内閣提出第七六号	法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(坂上富男君紹介)(第六七一〇号)
出席國務大臣	内閣提出第七六号	同(坂上富男君紹介)(第六七四七八号)
出席政府委員	内閣提出第七六号	は本委員会に付託された。
出席國務大臣	内閣提出第七六号	同(坂上富男君紹介)(第六七四七八号)
出席政府委員	内閣提出第七六号	同(坂上富男君紹介)(第六七四七八号)

法務大臣	内閣提出第七六号	法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(坂上富男君紹介)(第六七一〇号)
出席國務大臣	内閣提出第七六号	同(坂上富男君紹介)(第六七四七八号)
出席政府委員	内閣提出第七六号	は本委員会に付託された。
出席國務大臣	内閣提出第七六号	同(坂上富男君紹介)(第六七四七八号)
出席政府委員	内閣提出第七六号	同(坂上富男君紹介)(第六七四七八号)

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願ひいたします。

○杉浦委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○杉浦委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺喜美君。

○渡辺(喜)委員 自民党的渡辺喜美でございます。

ただいま大臣の御説明にありました商法改正案の質疑に入る前に、若干お時間をちょうどいいとしまして、今全国各地で大変な騒動を呼び起しこれでありますオウム問題について御質問をさせていただきます。

私の地元でも、ある日突然オウムがやってまいりまして、空き家になっておりました民宿を買取って住みついてしまったのでございます。全国でそういったオウムの拠点が何十カ所もあるようですが、我が栃木県大田原市の場合には、五月の末にこの空き家の民宿を現金を積んで、地元の人によれば、三千五万ぐらいの価値しかないと存じます。それで、結局、金銭消費貸借を原因とする抵当権の仮登記を行っているのですね。これなどはまさに、元所有者に買い戻し請求をさせないような対抗措置、こういう感じでやっているわけでございます。

こうした非常に、法のいろいろな要点を駆使したやり方で各地で騒動をもたらしているのでございますが、読売新聞の七月一日の世論調査によりますと、オウムに不安を感じているという国民が何と九割を超しております。それで、国の対応法整備を望むという声が七八%に達しているのであります。確かに、国民全体としてみれば、オウムがありとあらゆる生物化学兵器をつくり、現行法を行使して殺人を犯している。そういうこ

とに対する漠然とした不安感どころか、もうこれに対する具体的な恐怖心を持つておられるという方が私は実感であろうというふうに思っておりま

す。ただいま大臣の御説明のありました商法改正案

ターラインがあると思うのでございます。

政府におかれましては、このオウム問題について、関係各省庁が集まりまして、既に対策に取り組んでおられると思っています。

○渡辺(喜)委員 現行法令のありとあらゆる適用を初めとした対策に取り組んでおられるわけでございますが、ぜひとも大臣のオウム問題に対する決意のほどをまずお伺いをさせていただきます。

○陣内国務大臣 今委員御指摘のように、オウム真理教は、危険な体質を今なお維持したまま、豊富な資金を背景に、新たな拠点を獲得するなど、活動を活発に行っております。凶悪重大事件に対する謝罪はもとより、反省の意も示していないことから、国民の不安や危惧の念は依然として払拭されず、その活動拠点の周辺住民とのトラブルも絶えない状況にございます。こうした現状を踏まえまして、政府としては、関係省庁が緊密に協力し、所管する法令を最大限活用して厳正に対処しているところでございます。

○渡辺(喜)委員 公安調査厅におきましても、オウム真理教の活動に向いかんによっては、破壊活動防止法に基づく規制処分を再度請求することも念頭に置きながら、現在嚴重な調査・監視活動を行っております。その結果得られた情報は、国の関係各機関はもとよ

とにかく、こういったオウム問題抱えておられるほかの国会議員の先生にも聞いてみたのでありますけれども、中には、おどしまった、そこに今日のオウム問題の根本的なス

タートライントか、それくらい心配

を受ける方もあるようでございます。したがつ

て、中には、できるだけテレビカメラに映らない

ようにしてデモに出かけるとか、それくらい心配

をしておられる方もいるんですね。ですから、そ

ういった圧力に屈しない断固とした態度で我々は臨んでいかなければならぬと思っております。

○渡辺(喜)委員 陣内大臣の今の御決意を聞きまして、大変安心をいたしました。ぜひ、この決意に基づいて対応をしていただきたいと存じます。

そこで、一連のオウム事件によって逮捕された信者の数は四百二十八名に及んだということでござります。このうち、起訴猶予や処分保留で釈放された数は二百十五人、公判請求された被告は百九十五名だった。百九十五名のうち百六十八名は刑が確定をし、執行猶予あるいは刑期満了などで既に釈放された者もいるということです。

そのうち、実に四割、百七十名もの信者が教団に復帰したということが確認されているという情報をもございます。

○渡辺(喜)委員 オウムの一番怖いところは、教義に基づいて人をボアする、要するに殺しちゃう、こういうことを平気でやるところが一番怖い話でございます。

○渡辺(喜)委員 オウムの教義の中にはタントラバジラヤー

ナ、こういう危険な教義があるわけであります。

○渡辺(喜)委員 この間、私が大田原の現地に行きましたとき

後も引き続き嚴重な調査監視活動など、また法整備を通じ、国民の不安感の除去に最大限努力していく所存でございます。

○渡辺(喜)委員 先般、報道で、委員が、地元の住民の大変な不

んじやないんですか。マインドコントロールの手法も全く同じ手法でやつてあるんじゃないですか。いかがでしょうか。

○書上説明員 お尋ねの件でございますが、オウム真理教は、破壊活動防止法に基づく規制手続が

行われていた最中には、麻原が説いた、今お話を

出ました危険な教義であるタントラバジラヤー

ナ、これは秘密金剛乘というふうにも言っている

ようでございますが、これを封印するという意見

表明をしておったわけでございます。しかしながら、その後今日に至るまで、教団といたしまして

一連の事件に対する反省を一切示したことございません。それであるばかりか、平成九年一月の

公安審査会による棄却決定直後から、再びこのよ

うな危険な教義を説いた麻原の説法集を信徒の必

読文献として使用させており、さらに幹部による

説法会においても同じようにこの教義を信徒に説

法していることが確認されております。そういう

ところから見ますと、私どもでは、この教団は

依然としてこの危険な教義を堅持しているとい

うふうに認めておるわけでございます。

○渡辺(喜)委員 また、マインドコントロールそのものにつきま

しては、かつてのよう薬物使用によるイニシエーション、こういったものは現在のところ確認

されていますおりませんけれども、松本の説法ビデオ

教材として執拗に学習に用いている、あるいは睡眠時間を極端に減らして信者を極限状態に追

込んで教義を植えつけるなど、以前と同じような

手法を用いている点もございますので、ほぼ同様

の手法が用いられている。マインドコントロール

はほぼ同じような状態にあるのではないかとい

うふうに認めているところでございます。

○渡辺(喜)委員 平成九年の一月三十一日に公安

審査会の決定が行われたわけでございます。そ

の際、破壊法の請求を棄却するという残念な結論が出されたわけでございます。

○渡辺(喜)委員 その理由に、将来の危険性は十分に認めることができない、こういう理由になつていてるんですね。オウムは、破産宣告を受けたり、あるいは宗

教法の解散命令を受けたりして信徒数が減少した。あるいは、規模や機能が大幅に縮小した。そして、人的、物的、資金的能力は、地下鉄サリン事件や松本サリン事件を敢行した当時と比較すると格段に低下している。したがって、オウムが暴力主義的破壊活動を行うに足りる能力を有していること認めることは難しい、こういう理由なんですね。

ところが、どうですか、今非常に巧妙にオウムは資金を集めています。パソコンの輸入、組み立て、販売、こういうことをやって相当荒稼ぎをやっているんですね。パソコン事業部というのがありますし、信徒が約三百名從事しております。台湾の専門の会社等から仕入れをしているようでございますが、暗号ソフトなどを使って電子メールで頻繁に連絡をとり合っている。実際に信徒を台湾に派遣して、現地の取引先のさらなる開拓もやっている。台湾の部品メーカーからオリジナル商品の共同開発構想まで進行しているということのようございます。大体大まかな数字で七十億円ぐらいの売り上げがあるようですございません。そのうち、粗利が十億円はあるのではないか。粗利イコール純利益みたいな商売でございますから、これは相当な資金力を持っているということが推察できるわけでございます。

なおかつ、先ほど申し上げましたように、出所した信者がこれからも続々出てくることが予想される。新たな信者獲得も積極的にやっているようです。荒木君と語る会みたいな集会をやって信者獲得をやっているなんという話も聞いたことがございます。

今週号の週刊ポストに女性信者のこんな記述がございます。ある女性でございますけれども、この人は女子化学部隊というところに入つておった。この部隊は、ボツリヌス菌とか生物化学兵器、サリン、VXガスなどの開発を担当しておった、LSDの合成などもやつておった。こういう人たちが、これから次から次へと出所して教団に復帰していくというようになりますと、果

たして本当に、教義も変わらない、彼らが信仰していることは同じだということになりますと、将来的の危険性がないと言えるかという問題であります。

我が自民党では、六月の十一日、治安対策特別委員会というのをつくりまして、オウム真理教に対する対策について緊急に対応策の決定を見たところでございます。第一に、現行法を最大限に適用して、教団の違法行為の摘発に努める。第二に、先ほど大臣が言及されました、公安審査委員会に対しても再度防犯法の規制請求を行つべきである。第三に、破壊活動防止法の適正な改正を図るべきである。こういう決定を見たところでござります。

再度お尋ねをいたしますけれども、破防法の再規制請求の可能性も大いにあると私は思います。が、再度具体的な御説明をお願いしたいと思いまます。

○書上説明員 最近のオウム真理教の活動状況につきましては、ただいま委員がおっしゃられたとおりだらうと思っております。

ただ、前回の棄却決定でこの危険性の問題が一番ネックになつたわけでございますが、これは法律上、破壊活動を行つ明らかな危険性という非常に厳格な要件が書かれているわけでございまして、そういう観点で見ますと、現在の活動状況は、おっしゃるような意味合いはあるわけでございませんが、ただ、全般的に見ますと、この違法活動の面が非常に軽微なものが散見される程度でございまして、大部分は、豊富な資金をもとに不動産を買うとか、そういったところにとどまつておるわけでございます。

ただ、私ども、前の棄却決定以降、当然のことながら、再び危険な兆候が出てくるということで、あれば再度規制請求に及ぶという、そういう点で、も視野に入れて調査活動を今まで継続しているわけでございます。

そういう意味で、徐々に状況は変わっておりますが、引き続きそういうふうなことがありますから、現行防犯法の不備な点があるとすれば、また見直しをするとすればどういうふうに我々は考えているのでございます。

公安庁におかれまして、もう既にこの問題が発生をして四年以上の月日がたつておるわけでありながら、現行防犯法の不備な点があるとすれば、また見直しをするとすればどういうふうに我々は考えているのでございます。

○書上説明員 団体規制は、必要なときには迅速かつ的確に実効性がある形で行わなければならないと考えておるわけでございます。

オウム真理教に対する規制請求、これが棄却された経緯を見てみると、現行の破壊活動防止法の適用の要件がやや厳格に過ぎて、現実に対応で無、程度、こういったものを厳重に調査、監視を続けてまいりたいということで御理解をいただきたいと思います。

○渡辺(喜)委員 オウムというのは、先ほども申上げましたように、パソコンで商売をやつ正在ですね。彼らは、こういった世界に実際に詳しい信者を多数抱えているわけでございます。

今、コンピューターの二〇〇〇年問題というのがございまして、これはまさしく間違つと人命にかかる危険性が極めて高いことが指摘をされております。したがつて、例えば一九九九年九月九日とかいつた九九九九と九がずらつと並ぶときとか、不可測の事態が起こることを心配する向きもあるわけなんですね。年末には飛行機に乗らない方がいいよというようなこともささやかれているわけでございます。

結局、高度の情報通信の現代にあって、非常に恐るべき種類のテロ、つまりサイバーテロというのがあるのですね。これはまさしく間違えは人命に甚大な影響を及ぼしかねない、そういうたぐいのテロになる可能性もあるわけでございます。したがつて、昭和二十七年にできた破防法でもつてこないでいた極めて巧妙な技術を駆使したカルト集団を規制するというのは、なかなか難しい問題があるのですね。ですから、これは思い切つて、先ほど申し上げましたように、破防法の見直し、こういったもの進めいくべきではないかといふふうに我々は考えているのでございます。

公安庁におかれまして、もう既にこの問題が発生をして四年以上の月日がたつておるわけでありながら、現行防犯法の不備な点があるとすれば、また見直しをするとすればどういうふうに我々は考えているのでございます。

とにかく、今、戦後体制が我々の全く予期せざる非常事態に見舞われて、今までのシステムや員レベルでもやつていきたいと存じます。

とにかく、今、戦後体制が我々の全く予期せざる非常事態に見舞われて、今までのシステムや員レベルでもやつていきたいと存じます。

このオウム問題は、本当に残念なことに、各地の自治体が大変な苦労をしておられます。彼らの力ではどうにもならない事態に直面をしているんだということを、ぜひ我々は国会議員の立場で考えてまいりたいと思います。

どうぞ委員長におかれましても、大変な議員提案の御経験のある政治家でありますから、例えば

被害者救済を取つかりにしたカルト集団の被害者救済あるいは規制といったものを議員立法でも考えたいと私考えておりますので、どうぞ積極的な御関与をお願い申し上げる次第でござります。

それでは、オウム問題は以上でございますので、公安調査庁におかれましては、国会にいてもしようがないですから、帰つてオウム対策に取り組んでください。

それでは、本論の商法改正に移らせていただきます。

今回の商法改正で、株式交換制度、株式移転制度というものを創設しようということでございました。実はこの問題、私が一昨年の十一月五日の当法務委員会において質問をさせていただいたのであります。このとき、当時の政府委員の御説明は、法制審において検討に着手していただくことにしておるところでござりますという話なんですが、大体これ、一年ぐらいかかるという話だったんですね。法制審議会というのは本当に、随分のでござります。大体、学者の先生が多いのですから、教科書を書くようなスピードで審議しているんじゃないのかという指摘もあつたりするわけでござります。ところが、この株式交換・移転制度につきましては非常に速いスピードで、ことしの初めぐらいには法案ができた。これは我々にとっても、法務省、法制審議会の努力を多とするものでござります。

今回、この商法改正の準備が予定より一年近く早くでき上がつたわけでござりますけれども、早くできた理由は何ですか。そのあたり、PRしてみてください。

○細川政府委員 確かに、当時の政府委員は御指摘のような御答弁を申し上げましたし、また、昨年の三月三十一日に閣議決定された規制緩和推進三ヵ年計画におきましては、平成十年度上期に検討状況を公表し、早期に結論を得て所要の措置を講ずることとされておりました。

しかし、先ほど御指摘がございましたように、この法務委員会で渡辺先生から、企業の国際的な競争が激化する昨今の経済情勢の中で、我が国の産業の競争力を強化するためには株式交換制度の早期の導入が必要であるというふうに御指摘がありました。そういうようなことを考えまして、そこで、公開買付に応じました。そういうようなことを考へまして、法務審議会の商法部会には精力的に御審議いただこうことをお願いいたしますとともに、私ども事務局といたしましても法律案の作成を集中的に行なって、この国会に提出するに至つたわけでござります。

○渡辺(喜)委員 この株式交換・移転制度については、もう既に税制上の措置は施されているんですね。租税特別措置法の改正が行われまして、譲渡益課税の繰り延べ、あるいは譲渡益に対する課税を行わないという措置がもう既に講じられておるわけでござります。税制というのは後からますたもんだするのが普通なんですが、税制の方が先行しちゃって法改正がおくれてついてくるという、非常にこれは珍しいケースなんですよ。

実際、現代の産業界の競争というのは、これは十年前には考えられなかつたような、想像を絶するような競争が行われているわけでござります。とにかくグローバルであり、メガであり、サバイバル競争なんですね。ですから、こういう時代になると、我が国が経済の長期的な停滞から抜け出せないということでは困るし、企業の競争力が低下をし続けるということでは、これは国益にかかる問題になるわけです。

ですから、いかに企業の活力を衰弱させないようなシステムと制度づくりをやっていくかということが非常に大事なことでございまして、いわゆる過剰問題といつのが今言われているわけあります。三つの過剰などとよく言つてますが、設備と債務と雇用の三大過剰ということが言われてゐるんでござりますけれども、ただ単に過剰な設備を横並びで廃棄するなんという、そういう減反政策みたいなことでは決して国全体の競争力は高まらないと私は思つておるのでござります。一九八

〇年代にOPEC諸国が一律減反政策みたいなことをやつたんですね。そうしたら、非OPEC諸国がいきなり増産をしかけてきまして、OPECというのは地盤沈下をしたわけであります。

そういうようなことを、今設備が過剰だから一律に廃棄をしていきましょうなということは、決してこれは競争力の強化につながつていいかない

種類の話でございまして、いかに得意な分野に特化をしていくか、あるいは、社内体制を集中と選択でもって競争力のある分野に特化をしていくか。あるいは、信じたいような、同業他社との

事業部の提携みたいな話が今あつちこちで進んでいます。ただ、これは珍しいケースなんですよ。

現行法でもって、非常に迂遠なやり方でやるしかないんですね。銀行については銀行持ち株会社ができるようになつたのでござりますけれども、これで、一たん幽靈銀行みたいなものをつくるやり方として、幽靈銀行をつくるうちに本物の幽靈になつてしまつよう心配も今あるわけですが、現行法のもとで持ち株会社を設立する際の問題点、それと、持ち株会社をつくることの意義について、簡単で結構ですからおつしやつてみてください。

○細川政府委員 現行法上の持ち株会社を設立する方法でございますが、第一には、いわゆる抜け殻方式、二番目には公開買い付けの方法による買収方式、それから三番目には、御指摘がありま

す。そこで、持株会社をつくることの意義について、簡単に結構ですからおつしやつてみてください。

○細川政府委員 現行法上の持ち株会社を設立する方法でございますが、第一には、いわゆる抜け殻方式、二番目には公開買い付けの方法による買収方式、それから三番目には、御指摘がありま

す。これは金銭債権等の評価について原価法との選択制を認めよう、こういう趣旨でござりますけれども、我が国の商法ではないわゆる取得原価主義は不動産の譲渡についても、個別的に登記等の対抗要件を備える必要があるということで、非常に手続が煩瑣であるという批判があります。また、買収方式については、公開買付に応じない株主が必ず残存する、それで完全親会社となることができない、あるいは多額の買収資金が必要であるというような批判があります。三角合併については、ただいま御指摘のところが、非常に手続が煩瑣であるということが指摘されているわけです。

そこで、親会社が子会社の発行済み株式の総数を有する完全親会社を円滑に創設するために、株式交換の制度の創設が求められていたところでございまして、今回の法案はこれに対応するものでございます。

それから、この意義でございますが、持ち株会社の設立につきましては、一般に言われておりますことは、持ち株会社を創立することにより、会社は、本社機能を企業グループ全体の経営戦略の企画立案、資金、人材の配分等に限定し、そのスリム化を図ることができ、また、合併と異なつて、各子会社の組織形態、企业文化等を生かしつつ、経営戦略面での一体化を確保することにより、組織運営や人事面での摩擦を回避しながら、各事業部門に相当する子会社の活性化を図ることが可能になる。そういうことから、経営の効率化、国際的な競争力の向上等が図れるのではないかということであろうと思います。

○渡辺(喜)委員 国会の都合でこれは非常に延び延びになつてしまつておりまして、とにかく一日も早くこの法案は成立をさせたいということでござりますので、どうぞ野党の先生方におかれましても御協力をよろしくお願い申し上げる次第でござります。

また、今回の商法改正において、時価会計の導入ということが一つのポイントになつております。これは金銭債権等の評価について原価法との選択制を認めよう、こういう趣旨でござりますけれども、我が国の商法ではないわゆる取得原価主義

ということが原則だったわけございます。

昔はよく言われたものですよ。取得原価主義と

いうのは農耕民族的な発想だ、つまり、長期的な

視点で経営ができる、一々目先の業績にかかわらずに長い視点で考えていくことができるのだ。

ですから、いわゆる含み経営などと言われたわけでありますけれども、含みが多ければ多いほど経営基盤が安定しておるということだったわけございます。

一方、時価主義というのは、農耕民族の発想ではなくて狩猟民族の発想、常に目先の獲物を追っかけている、腹をすかした民族の発想であって、とにかく短期の業績にばかり気をとられてしまう、長期の視点がなくなってしまうというようなことが昔は言られておったのでござります。

ところが、土地や株といった資産価額がどんなもので下落することによって膨大な不良債権をつくりてしまつた。不良債権を目の前にしてみると、含み経営理論というのは本当に神通力を失つてしまつたのですね。結局、不良債権の飛ばしとかそういうことをしてかす羽目になってきたわけになります。したがつて、こういったことはグローバルな競争の中ではより共通の土俵でやらざるを得ない、そういう状況に好むと好まざるとかかわらず追い込まれてしまつた、こういうことでござります。

今回、時価会計制度を導入する御趣旨を簡単で結構ですから説明してください。

○細川政府委員 御指摘のとおり、現行商法においては時価で評価することが会社の資産状況のディスクロージャー上適切であるとの認識が一般的になつておりまして、これまた国際的な動向ともなつてきているわけございます。また、大臣の諮問機関でございます企業会計審議会におきましても、本年一月二十二日に、金融商品について時価会計制度を採用すべきであるとの意見書

を公表して、明年の四月一日から実施することとしております。

このような理由から、改正法案では、企業の資産状況を適正に表示するとともに、国際的な会計基準との調和を図り、企業会計原則との整合性を確保するため、時価の評価を金融資産についてするという制度を取り入れたわけでござります。

○渡辺(喜)委員 今国会で土地再評価について、これは議員立法でござりますけれども、土地評価は世界的に時価会計でやつている国はないのであります。そこでこれを含み益を持ったところも含み損を抱えたところもきちんとバランスシート上表に出してもいいですよという法律をつくつて、もう既に実施されているわけでござります。

土地の場合には、再評価差額金といふものは資本組み入れを認めるようにしたわけですね。去年の立法では負債の部に100%組み入れということがどうたつたのですが、ことしの三月の改正によりまして六割は資本組み入れを認める、将来土地を売ったときに税金を払わなければいけませんのと、その部分は負債に組み入れておくというようなことをしたわけでござります。

これは法律の話ではございませんけれども、金銭債権等の時価評価をした場合の再評価差額金についてはバランスシート上のどこに組み入れたらよろしいのですか。

○細川政府委員 評価益は、未表現の利益でござりますので、将来においてこれが実現したときに法人税等が課されることがあります。そのため、評価益中これらの税額が貸借対照表上未払い税金債務または繰り延べ税金負債として負債の部に計上されまして、その残りが貸借対照表の資本の部に計上されるということになります。

となりますが、どんな名称が適当かは今後検討いたしますが、例えば評価利益額というようなことが考えられると思います。

○渡辺(喜)委員 世の中全体、旧勘定から新勘定に移行せざるを得ない、そういう極めてドラスティックな現実に直面しているのが我が国の経済の実態でございます。終戦直後に似たようなことがございまして、当時やりましたことは、強制預金切り捨てみたいな話だったのですよね。銀行国有化をして預金封鎖をやって、新田切りかえをやりましたが、我が国の場合には異常な資産価額の下落という現実に直面をして、バランスシートが破壊されてしまつて企業が少なからずあるのですね。そこでこれを含み益を持ったところも含み損を抱えたところもきちんとバランスシート上表に出してもいいですよという法律をつくつて、もう既に実施されているわけでござります。

土地の場合には、再評価差額金といふものは資本組み入れを認めるようにしたわけですね。去年の立法では負債の部に100%組み入れということがどうたつたのですが、ことしの三月の改正によりまして六割は資本組み入れを認める、将来土地を売ったときに税金を払わなければいけませんのと、その部分は負債に組み入れておくというようなことをしたわけでござります。

次回予告編みたいな話でございますけれども、先ほど、私一年ほど前の当委員会で、株式交換・移転とともに、会社分割制度についても御質問を連の、会社のリストラ再編、業界再編につながる制度の枠組みが一通り整つてくるわけでございますが、この会社分割についての検討の状況、法案提出の見込み、来年の通常国会にはできるのだという報道がなされておりますけれども、もつと早くできないものですか。いかがですか。

○細川政府委員 会社分割法制の整備につきましては、三月三十日の規制緩和推進二カ年計画では平成十二年度をめどとすることとされておりました。そこで、私はいたしましては、法制審議会に早急な審議をお願いいたしまして、一昨日の七月七日に会社分割法制の創設を内容とする法律案を提出いたしましたが、計算書類規則で定めるこ

とす。これは会社分割の手続、株主及び債権者保護の仕組み、分割の効力について定めることとしております。

今後の予定でございますが、中間試案に対する意見照会を行いまして、その結果を踏まえてさらには法務省で御審議をいたしました。次期通常国会に提出させていただきたいと思っております。

○渡辺(喜)委員 とにかく教科書を書くスピードで審議をやられたらこれははまりませんので、ぜひ審議のスピードアップをお願いしたいと思います。

それから、これも次回予告編みたいな話で恐縮でございますが、新再建型倒産手続、これは先ほど政府・与党の決定を見ました産業再生策の中でもきちんと大きな柱として位置づけられているわけでございます。結局、なぜ我々はこういう一回ひ、法務省におかれまして、こうした問題に関心を持って今後とも取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

次回予告編みたいな話でございますけれども、先ほど、私一年ほど前の当委員会で、株式交換・移転とともに、会社分割制度についても御質問を連の、会社のリストラ再編、業界再編につながる制度の枠組みが一通り整つてくるわけでございますが、この会社分割についての検討の状況、法案提出の見込み、来年の通常国会にはできるのだという報道がなされておりますけれども、もつと早くできないものですか。いかがですか。

一方、サラリーマンの場合も、これは給料が伸びない、けれども住宅ローンの返済はどんどんやっていかなきゃいけない、こういうことであることから、不幸にして賃金が伸びなくなっちゃつた、逆にリストラに遭つて職を失つちゃつた、こういうことになると完璧に借金を返せなくなっちゃうということなんですね。つまり、個人の場合であれば免責を受けると全部チャラになっちゃう。そういうモラルハザードだということを指摘する人もいるわけなんですね。つまり、個人の場合であれば免責を受けると全部チャラになっちゃう。そういう借りた金は返すんだというのが社会の正しい基

本的なルールであって、全部返すことは難しいけれども、結局今までのやり方を変えて、新しく生まれ変わった、きちんと返せる分は返すんだという制度にした方がいいわけございます。

今回、議員提案でございますが、同僚の山本幸三議員などが中心になりまして、特定調停制度というのを御審議いただくことになっておりますが、裁判所のある程度強制的なことを生かしながら、民事再生手続などとネーミングしたんでしょうか、こういう制度を構築しようということですが、裁断所が監督を継続する手段を設けて、また再建計画に基づく強制執行を可能として再建計画の履行を強制的に促すといったことを考えておられるわけでございます。

○渡辺(喜)委員 とにかく、産業再生によって競争力を強化するために一回死んでよみがえるとか御説をいただきたいと存じます。

○細川政府委員 再生型の倒産手続には三種類ございまして、ひとつは会社更生、それから和議、会社整理と三つあるわけでございますが、それでもそれぞれ問題点がございます。

まず一つは、会社更生は大きな株式会社が目的でございますから、非常に手続費用の負担も大きい。それから、必ず管財人が経営者になりますから、従前の経営者が地位を失つという問題があります。中小企業がこれを利用することは事実上困難であると言われております。

それから、和議手続については、破産状態になつた後でなければ手続が開始できないとか、申し立ての際に再建計画を整理しなければならないとあります。

そこで、現在考えております新しい再建の手続では、こういった問題点を踏まえまして、中小企業にとって利用しやすい手続とするために、破産状態に陥る前に手続の開始を可能とする、二番目として、再建計画は手続開始後の一定の時期までに提出すれば足りる、三番目として、原則として従前の経営者が事業の経営権及び財産の管理処

権を保持する自力再建型の手続とする、四番目

として、再建計画は債権者による多数の賛成が得られれば成立する、五番目として、再建計画も裁判所が監督を継続する手段を設けて、また再建計

画に基づく強制執行を可能として再建計画の履行を強制的に促すといったことを考えておられるわけでございます。

○渡辺(喜)委員 とにかくこれも急ぐ話でございまして、次の国会には必ず出していただきたいと思います。

そして、先ほど申し上げました個人債務者の更生手続ですね。我々が今国会に出します特定調停では、個人の住宅ローンできりぎりになつた人は住宅を手放さざるを得ない、それは課税上の問題があるからでございますが、住宅を手放さずに再建できる、そういう道も開いておく必要があると思います。この個人の更生手続についても、早急に国会に出せるように銳意検討をしていただきました。

○渡辺(喜)委員 まして、次の国会には必ず出していただきたいと思います。

そして、先ほど申し上げました個人債務者の更生手続ですね。我々が今国会に出します特定調停では、個人の住宅ローンできりぎりになつた人は住宅を手放さざるを得ない、それは課税上の問題があるからでございますが、住宅を手放さずに再建できる、そういう道も開いておく必要があると思います。この個人の更生手続についても、早急に国会に出せるように銳意検討をしていただきました。

○渡辺(喜)委員 まして、次の国会には必ず出していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○杉浦委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 商法等の一部を改正する法律案であります。これはようやくきょうから審議入りしたわけでありますけれども、經濟界からの期待が極めて高い法案であるというふうに聞いておりま

す。私のところにも經濟団体からの個別の陳情、要請等あります。今經濟の低迷から脱出して力強く前進しようとする日本經濟を再生していくに当たって非常に重要な法案であるというふうに思っています。

まず、大臣に質問をいたします。こうした經濟界からの期待、この法案の成立によってどのような効果がもたらされるのか。これは大臣のこの法案に対する決意という意味も含めて、その点伺いたいと思います。

○内閣大臣 ただいま御審議をお願いしてお

りますが、これは商法上、株主の利益保護のため

に株主総会の特別決議が必要となつております。

そこで、この新しい再建型の手続におきましては、裁判所が適切に監督を行なうことが可能である

といふ前提で、債務超過の状態にある株式会社においては株主の権利は実質的には無価値でござりますので、株主総会の特別決議等の商法上の手続を一部省略することが許されると考えておりま

す。そこで、債務超過の状態にある株式会社につ

いては、裁判所が株主総会の特別決議にかわる許可をすることにより減資や営業譲渡をすることができる制度の創設を検討しているところでござい

ます。また、合併のように複数の会社が完全に一体化するのではなくて、各会社の組織形態あるいは企業文化等を生かしつつ、経営戦略面での一体化を確保することができます。このようなことで、組織運営や人事面での摩擦を回避することができるわ

けでございます。各事業部門に相当する子会社の活性化を図ることができます。このようなことで、組織運営や人事面での摩擦を回避することができるわ

けでございます。このようにして、組織運営や人事面での摩擦を回避することができるわ

ります。

○連増委員 意欲的で既にいろいろ勉強している企業等であればそうした問題は発生しないと思いませんけれども、新しい制度であります。そうした混乱が生じないように、制度の趣旨を徹底して、いい形でこれを利用してもらえるように、特に大きい企業、法務部などしっかりしているところはいいのですけれども、ベンチャー企業系でこういう手法をどんどん取り入れていきたいとかいうところに對しては、そういう指導をきちっとやっていただきたいと思います。

さて、そういうふうに非常に合理的に完全親子会社關係を創設するためのこの制度でありますけれども、今の株主総会の承認があれば株式交換できるという全体の中で、特に株主総会の承認を要

するに對しては、そういう指導致をきちっとやっていただきたいと思います。

このに對しては、そういう指導致をきちっとやっていただきたいと思います。

○連増委員 本法案におきましては、株式交換は、株主の利害に重大な影響を及ぼす可能性があ

りますことから、原則として、株主総会の特別決議事項としているわけでございます。

しかし、合併の場合も同じでございますが、非常に大きな会社と小さな会社の關係の場合には、株主の権利に余り大きな影響を与えない場合があるわけでございます。具体的に申しますと、完全

親会社となる会社の規模が非常に大きくて、小さな会社と株式交換する場合、よく諒がメダカを飲むような場合というのですが、そういう場合には、完全親会社の方の株主の持ち株比率といふのは、株式交換によって影響される度合いが非常に軽微でございます。そこで、そのような場合について、株式交換の手続の簡素合理化を図る見地から、株主総会の承認を得ずに株式交換することができる」としたものでござります。株主総会の承認を得ずにできるということとは、取締役会の決

議でできるということでございます。

ただし、反対株主の有する株式の総数が完全親会社となる会社の発行済み株式総数の六分の一以上であるときは、簡易株式交換は認めないという

ことにしてあります。これは六分の一以上ございませんと、総会を開きましても可決される見込みがないということになるわけでございます。

なお、簡易株式交換の要件を満たす場合でありまして、株式交換比率が著しく不公平な場合な

ど、完全親会社の株主が不利益を受ける場合もありますから、こういった場合には、通常の株式の交換の場合と同様に、会社に対し株式交換に反対する意思を事前に通知した株主については、株式買い取り請求権を認めていたという制度になつております。

○連増委員 やはり株主一人一人の利益の保護のための株主の保護のため、今回の改正案では、子会社の業務内容等の開示の充実等ということで、さまざま新規の制度がここでも創設されております。親会社・子会社の関係というものは現在もあるわけですが、それなりの検査ですとか監督ですとか、そうした制度があるわけでありますけれども、今までいたしたわけでございます。

さて、親会社・子会社の関係について、親会社の株主の保護のため、今回の改正案では、子会社の業務内容等の開示の充実等ということで、さまざま新規の制度がここでも創設されております。親会社・子会社の関係というものは現在もあるわけですが、それなりの検査ですとか監督ですとか、そうした制度があるわけでありますけれども、今までいたしたわけでございます。

○連増委員 今回の法改正の第三の柱として、会社の資産評価における金銭債権等に時価評価を認めるという内容があるわけでありますけれども、この部分の概要と趣旨について説明をお願いいたします。

○連増委員 現在の商法におきましては、株式会社の資産の評価の方法としては、原則としては、損益法によりまして、取得原価主義を採用しているわけです。そのほかに、金融資産が非常に下がらした場合には、その回復の見込みがないと認められる場合には、強制的な低価主義を採用しているわけです。それからもう一つは、任意的な低価法というものを採用することができるといふ連絡を認めていたわけでございます。

ところが、最近の経済情勢によりまして、社債、株式あるいは金銭債権等のいわゆる金融資産につきましては、時価で評価することが投資家等に対する会社の財産状況のディスクロージャー上に適当であるという考え方が国内外にも国際的にも非常に一般的になってまいりました。

ます国内的には、大蔵大臣の諮問機関でございました企業会計審議会で、本年一月二十二日の意見書におきまして、金融商品についての時価会計制

子会社を適正に管理していないという場合には、親会社の株主は、親会社の取締役を解任したり、あるいは代表訴訟によって親会社の取締役の經營責任を追及するということになるわけでございま

す。親会社の株主がこのようないくつかの権利を的確に行使することができるようになります。親会社の株主が子会社の業務内容や親会社の取締役による子会社の管理状況を把握することが必要でござります。

そこで、今回の改正案では、親会社の株主に子会社の業務内容等を開示することとしたものでございまして、その具体的な内容は、定款、株主名簿、それから端株主の名簿、それから取締役会の議事録、それから親会社の取締役による子会社の管理状況を把握する必要でござります。

親会社の株主は、親会社の取締役を解任したり、あるいは代表訴訟によって親会社の取締役の經營責任を追及するといふことがあります。それから、市場価格のある金銭債権の一定の資産について時価評価を可能とする方法での商法上の資産の評価基準の見直しを行うこととしている

会計基準との調和を図り、証券取引法上で問題になります企業会計原則との整合性も確保するといふことから、市場価格のある金銭債権の一定の資産について時価評価を可能とする方法での商法上の資産の評価基準の見直しを行うこととしている

度を採用すべきであるという意見書を公表しておるわけでございます。それから、国際的には、国際会計基準委員会が作成しました国際会計基準の暫定基準でございますが、これでもやはり金融商品については原則として時価評価をすべきであるという意見が載せられているわけでございます。

そういう意見が載せられたことから、この改正案では、企業の資産状況を適正に表示するとともに、国際的な会計基準との調和を図り、証券取引法上で問題になります企業会計原則との整合性も確保するといふことから、市場価格のある金銭債権の一定の資産について時価評価を可能とする方法での商法上の資産の評価基準の見直しを行うこととしている

ているわけでありますけれども、改めて、そうした作業を一層充実させて、我が国における経済構造改革を法制度の面からも進めていかなければならぬ、そういう思いを感じたということを付言いたしまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○杉浦委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 公明・改革の上田でございま

す。商法等の一部を改正する法律案につきまして、質問をさせていただきます。

今回の法改正は、手続面、技術的な面に及ぶ点も多いのですから、若干細かい点に及ぶ質問になるかも知れませんけれども、ひとつ御了解をいただきたいと思います。また、先ほどから同僚議員の質問がございまして、何点か予定していたものと重複するものがございますけれども、それはなるべく重複は避けるような形でさせていただきたく思いますので、御通告しておる順番とは若干変わるかもしれませんけれども、ひとつ御了解をいただきたいというふうに思います。

まず最初に、今回の改正案の中の、資産の評価のところについて何点か御質問をしたいと思いま

す。先ほどからお話を聞いておりますが、本年一月に企業会計審議会が定めました金融商品の会計基準におきまして、有価証券、金銭債権等の評価基準が原則として時価評価の方向で非常に細かく定められております。一方、本法案では、従来の取得原価方式と時価評価の選択というふうになつております。

これは、一方で非常に細かく定めているのに対して、本法案では選択というふうに、任意の選択の幅を設けている理由につきまして、まずお伺いしたいと思います。

○細川政府委員 今回の法案におきまして、時価が強制ではなくて選択とされている理由でございますが、我が国には株式会社が百十万家ございまして、そのうちの、資本金五億円以上の大

会社は一万社しかないわけでございまして、ほと

んどが中小会社である。そういう前提で考えますと、まず第一に、金融資産の取引や保有が少ないために、時価評価を行ってもさほど評価損益が出

すに、会社の財政状態等の表示に対する影響が少ない会社が相当数あるということが考えられます。

二番目は理田としまして、時価評価を行う場合には、毎回決算期において評価がえをすることが必要となりまして、これが会社にとって相当の負担となること、特に中小会社には負担となることなどから、すべての会社に一律に金融資産の時価評価を義務づけることは必ずしも適当であるとは言えないというふうに指摘されているわけでございまして、そういうことから選択制にしたわけでございます。

もっとも、公開会社につきましては証券取引法上あるいは企業会計基準の上で時価評価が強制されるということになるわけでございまして、投資家に対する保護といたしましては、そちらの方で対応できているのではないかというふうに考えていいところでござります。

○上田(勇)委員 中小零細企業等の問題について

は理解できるところでござります。とはいってもやはりこれはどうもダブルスタンダードになつて、それは当然のことだというふうに思ひます。ただ、株式を上場していない中小企業であつたとしても、確かに株式市場での投資家といふのはいらないのでしょうか? これに融資を行なう金融機関はあるわけでござりますし、そうした立場からすると、企業の経営状態は正しく評価する必要がありますし、そのためには、横断的

評価益についてのバランスシート上の計上の方法についても御質問が出ました。それは理解するところでござります。そこで、それと関連するので

すけれども、今回の法案の中で、二百九十九条一項六号で、時価評価によって生じた評価益について利益配当等の制限を設けておりませんけれども、その趣旨、理由についてお伺いしたいと思います。

○細川政府委員 この時価評価益はあくまでも評価益でございまして、実際に売買したわけではございませんので、未実現の利益でございます。

これは現在持っているものでございます。

するという制度が採用されております。イギリスでは、流動資産については低価法または時価法の選択を許しております。固定資産である投資有価証券等については原価評価が採用されております。

フランスでは低価法が採用されております。このように、諸外国のうち、イギリスでは流動資産であるものについて時価評価を選択的に認めているわけですが、今回の商法の改正案のよう

に、いわば見取りの評価基準を選択的に認めてい

ます。つまり我が国の会社の実情によるものでございまして、中小企業を含めてすべての会社において一律

に金融資産の時価評価を義務づけることは、その負担から考えて必ずしも適当ではないという考え方でござります。

このように、諸外国のうち、イギリスでは流動資産であるものについて時価評価を選択的に認めているわけですが、今回の商法の改正案のよう

に、いわば見取りの評価基準を選択的に認めてい

ます。つまり我が国の会社の実情によるものでございまして、中小企業を含めてすべての会社において一律

に金融資産の時価評価を義務づけることは、その負担から考えて必ずしも適当ではないという考え方でござります。

このように、諸外国のうち、イギリスでは流動資産であるものについて時価評価を選択的に認め

ているわけですが、今回の商法の改正案のよう

に、いわば見取りの評価基準を選択的に認めてい

充実が図られるということになるわけでござります。そこで、時価評価による評価益については、配当財源である純資産額から控除するということにいたしたわけでございます。

○上田(鷹)委員 それでは次に、株式交換の方に移させていただきます。

まず最初に、きょうは公正取引委員会にも来ていただておりますが、平成九年の十二月に独禁法が改正されまして、純粹持株会社の設立が解禁されました。それ以降の持株会社の設立の状況についてどのようになっているのか、把握しているところにつきまして御報告をいただければというふうに思います。

○山田政府委員 お答えいたします。

先生御案内とのおり、独占禁止法九条におきましては、持株会社と国内の子会社の総資産の合計額が三千億円を超える場合には、毎事業年度終了後二ヶ月以内に私どもに事業報告書を報告するという規定になつております。また、持株会社を新設した場合につきましても、設立後三十日以内に届け出なければいけないということになります。

御質問の改正後の状況でございますが、平成九年十二月に施行されて以降、報告件数ですが、平成九年度は報告書はございませんでした。平成十一年度になりました二件、報告書の提出があつたところでございます。新設はございません。

○上田(鷹)委員 今の報告の数字で、届け出二件、新設ゼロということでございましたけれども、この報告の数字というのはどのように評価されているのでしょうか。

独禁法を改正しました目的、趣旨というのは、今御報告いただいた今の状況というのは、十分に達成されているものというふうにお考えなのでしょうか。その辺の御見解を伺いたいと思います。

○山田政府委員 お答えいたします。

確かにこれまでのところは既に設立いたしました持株会社は極めて少ないわけでございます

が、私ども、新聞報道等でも、持株会社を計画

している企業、あるいは最近の企業の再編成あるいは企業合理化で持株会社を活用したいというような企業、こういったものについても注視しているところでございますが、これは必ずしも、いろいろ計画しているという報道等もされているところでございます。

私もといたしましては、現在御審議されております株式交換あるいは株式移転制度等、持株会社の活用を容易にするための施策が検討されておりますが、これらの諸制度の整備とともに今後持株会社を活用する企業もふえてくるのではないか、このように見ているわけでございます。

○上田(鷹)委員 そういう持株会社の構想に関する報道というのは私もよく接するのでございまして、まだ今のところ余り進んでいないというところだというふうに思います。

先ほどからその原因の一つが、今の商法の規定がそういう持株会社の設立を想定したものとして十分に整備されていないというようなことが挙げられております。現行の商法におきましては、それを前提に具体的に持株会社化を進めたいというふうに表明されているところがあるわけでございます。

これは相当報道機関等でも報道されておりますし、また個別に聞いたものもございます。具体的な名前を出すのは適当ではないと思いますけれども、我が国を代表する有数の企業が商法の改正を待っているという状況でございまして、この法案の改正が成立すれば、早速ことじゅうにも株主総会を開いてこれを決議すると予定している会社が相当数あるのではないかというふうに見込んでいます。

○上田(鷹)委員 私もいろいろな経済団体等からそういった構想を持つておる会社があるといふ話は具体的にも伺つております。各方法の問題点につきましては、より自由度を高めていくという意味では、いい方向での改正になるというふうに承知しているところでございます。

そこで、法務省にお伺いをしたいのですが、今公取引委員会の方からも言及がございましたけれども、今回の改正によりまして株式交換による完全親子会社の創設が認められるわけございましたけれども、現行の商法の規定でいろいろとあつた問題点、障害、そういったものはこれでクリアできるという御説明だというふうに思います。

そういう意味で、今回の改正を奇貨といったしま

して、持株会社の創設は経済界におきましても経営の効率化、機動力を高めるという意味で、先ほどもあったように、そういう構想があると

ことはずっと報道されているのですが、今回の改正によりまして結果的にこういった持株会社の創設が促進される、増加するものというふうに認識されているのでしょうか。その辺の御見解を伺いたいと思います。

○細川政府委員 先ほど公正取引委員会から御報告がありましたように、現在のところ持株会社の設立というものはそれほど活発ではないというふうに聞いておりますが、政府の産業競争力会議におきましても、経済界の代表からはこの法案の整備を早急に行うべきであるという御意見が出されたいと思います。

これは相当報道機関等でも報道されておりますし、また個別に聞いたものもございます。具体的な名前を出すのは適当ではないと思いますけれども、我が国を代表する有数の企業が商法の改正を待っているという状況でございまして、この法案の改正が成立すれば、早速ことじゅうにも株主総会を開いてこれを決議すると予定している会社が相当数あるのではないかというふうに見込んでいます。

まず最初に、親会社の株主の子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

まず最初に、親会社の株主としての権限行使して子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

まず最初に、親会社の株主としての権限行使して子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

まず最初に、親会社の株主としての権限行使して子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

まず最初に、親会社の株主としての権限行使して子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

まず最初に、親会社の株主としての権限行使して子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

まず最初に、親会社の株主としての権限行使して子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

まず最初に、親会社の株主としての権限行使して子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

まず最初に、親会社の株主としての権限行使して子会社の取締役の選任権、あるいは子会社の取締役に対する株主代表訴訟、こうした権限は今回でも設けられていない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

ただたいというふうに思います。

まず最初に、純粹持株会社の場合には、株主というのは親会社の株主でございまして、一方、実際の事業は子会社が行っている。したがって、株主が事業経営に直接関与できないという点に問題があるのだという指摘がございます。

本改正によりまして、親会社の株主に対する子会社の各種の経営情報へのアクセスは相当改善されると同時に、それは評価するものでございますけれども、それでも親会社の株主は、実際に事業を行っている子会社の経営についての権限のうち、子会社の取締役の選任権がない、また子会社の取締役に対する株主代表訴訟を起こす権利がないなどの問題があるというふうに思っています。

株主が事業経営に直接関与できないという点に問題があるのだという指摘がございます。

本改正によりまして、親会社の株主に対する子会社の各種の経営情報へのアクセスは相当改善されると同時に、それは評価するものでございますけれども、それでも親会社の株主は、実際に事業を行っている子会社の経営についての権限のうち、子会社の取締役の選任権がない、また子会社の取締役に対する株主代表訴訟を起こす権利がないなどの問題があるというふうに思っています。

株主が事業経営に直接関与できないという点に問題があるのだという指摘がございます。

本改正によりまして、親会社の株主に対する子会社の各種の経営情報へのアクセスは相当改善されると同時に、それは評価するものでございますけれども、それでも親会社の株主は、実際に事業を行っている子会社の経営についての権限のうち、子会社の取締役の選任権がない、また子会社の取締役に対する株主代表訴訟を起こす権利がないなどの問題があるというふうに思っています。

株主が事業経営に直接関与できないという点に問題があるのだという指摘がございます。

本改正によりまして、親会社の株主に対する子会社の各種の経営情報へのアクセスは相当改善されると同時に、それは評価するものでございますけれども、それでも親会社の株主は、実際に事業を行っている子会社の経営についての権限のうち、子会社の取締役の選任権がない、また子会社の取締役に対する株主代表訴訟を起こす権利がないなどの問題があるというふうに思っています。

株主が事業経営に直接関与できないという点に問題があるのだという指摘がございます。

本改正によりまして、親会社の株主に対する子会社の各種の経営情報へのアクセスは相当改善されると同時に、それは評価するものでございますけれども、それでも親会社の株主は、実際に事業を行っている子会社の経営についての権限のうち、子会社の取締役の選任権がない、また子会社の取締役に対する株主代表訴訟を起こす権利がないなどの問題があるというふうに思っています。

株主が事業経営に直接関与できないという点に問題があるのだという指摘がございます。

本改正によりまして、親会社の株主に対する子会社の各種の経営情報へのアクセスは相当改善されると同時に、それは評価するものでございますけれども、それでも親会社の株主は、実際に事業を行っている子会社の経営についての権限のうち、子会社の取締役の選任権がない、また子会社の取締役に対する株主代表訴訟を起こす権利がないなどの問題があるというふうに思っています。

株主が事業経営に直接関与できないという点に問題があるのだという指摘がございます。

本改正によりまして、親会社の株主に対する子会社の各種の経営情報へのアクセスは相当改善されると同時に、それは評価するものでございますけれども、それでも親会社の株主は、実際に事業を行っている子会社の経営についての権限のうち、子会社の取締役の選任権がない、また子会社の取締役に対する株主代表訴訟を起こす権利がないなどの問題があるというふうに思っています。

会社経営に対する権限、権利といったことが相当実質的に制限されるのではないかというふうに思いますけれども、その辺は問題はないのでしょうか。御見解を伺いたいと思います。

○細川政府委員 確かに、既存の会社が子会社になりますと、子会社の株主は親会社の株主になります。直接に子会社に対しても権限がなくなるわけでござります。これはいわゆる株主権の縮減の問題として議論されている問題でございます。

そういうことになりますので、この改正法案では、従来の子会社になる会社の株主の保護ということを考えておりまして、まず事前及び事後の情報開示をする、それから、株式交換契約書につき、株主総会の普通決議ではなくて特別決議によ

る承認が必要だということでした。それから、先ほど申し上げましたように、反対株主には株式買い取り請求権を認める等の保護権を認めておりまます。それから、株式交換により子会社へ上場登録する場合においても、これらに加えて

社の経営に直接関与できないくなる株主を保護するため、親会社の株主に、子会社の株主総会議事録、取締役会議事録、定款、株主名簿、計算書類、会計帳簿等の閲覧請求権を与える。それから、親会社の監査役が子会社の調査権を有する。あるいは監査報告書こそが子会社の開設事項を記載する。

る、そういうことをいたし、さらには裁判所の選任した検査役員も子会社の調査権を認めるということいたしたわけございまして、そういうことでこの問題に対処したいというのがこの法案の考え方でございます。

○上田(勇)委員 純粹持ち株会社の解禁の際に、もう一点議論になつた点が、子会社の方の労使の関係の問題題でありました。きょう労働省にもお話をえをいただいておりますので、その点について何点かお伺いをしたいのですが、その問題の指摘で

いうのは、子会社の労働者によりまして、交渉の対象となる使用者というのは子会社の取締役になります。しかし、この子会社の実質的な経営判断は親会社の取締役が行っているというケースがあるのではないか。そうすると、その子会社の労働者

者は、当事者能力のない子会社の経営者を相手に交渉等を行うことによって、事实上その労使の交渉がうまく機能しないというような指摘がありますけれども、これについて労働省、いかがお考えでしょうか。

○坂田説明員　ただいま先生御指摘の問題でござりますが、一般論として申し上げますと、持ち株会社と子会社はそれぞれ別個の存在でございますので、子会社には当然子会社としての経営判断があろうかと思います。また、今までのところ、持ち株会社におきまして先生御指摘のような問題が特段生じているとは承知しておりません。

ただ、いわゆる親子会社の関係におきましては、従来から、判例によりまして、形式的には雇用主の地位にない場合でありましても、労働者の労働条件に関しまして、雇用主と同一視される程度に現実的かつ具体的にその労働条件を支配・決定することができる地位にある場合につきましては、いわゆる使用者というふうに認められてきております。したがって、今後持ち株会社におきましても、もしそういうことがございましたら、この考え方方が適用されていくことにならうかと思っております。

○上田(通)委員　今お話をあつたように、労働省からいただいた資料の中にも、個別の案件で、相当な数がいわゆる親会社の経営者にそうした使用者としての義務を課しているというような事例が多くございます。今具体的な問題点は起きていないといふことでもございましてけれども、そういうこともあって、いろいろ懸念が表明されていることではないかと思うのです。

労働省にもう一つお伺いをしたいのですが、これは平成九年五月十四日の衆議院商工委員会で独立禁法改正を議論したときの委員会でござりますが、その中の附帯決議で、四番目としてこういうのがございます。「持株会社の解禁に伴う労使關係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労使組合法の改正問題を含め今後二年を目途に検討し、

必要な措置をとること。なお、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること」という附帯決議が付されております。参議院においても同様のものがされておりますが、ちょうど二年を経過したわけですが、それでも、どのような措置をとられたのか、また、これまでどういった取り組みをされてきたのか、お伺いできればというふうに思います。

○坂田説明員 平成九年の独禁法改正を受けまして、労働省いたしましては、労使関係者に学習会や懇談会などを設置しております。(以下略)

まで九回にわたりまして、企業グループにおける労使関係の実態、あるいは諸外国の実情等を調査してまいりまして、現在、最終的な結論に向かって精力的に御議論をいただいているところでございます。

途に報告書の取りまとめをお願いしたいと思っております。今後、その結論を踏まえまして対応してまいりたいというふうに考えております。

が増加していくだろう、促進されしていくだろう、というようなことでございましたので、ぜひそれに対応する取り組みを労働省の方でもお願いをしていくふうに御要望申し上げたいと思います。それでは、若干細かい点にも及ぶものでござ

ますけれども、今回の株式交換の内容につきまして、何点か引き続き質問させていただきたいと思います。

ます買い取り方式においては、株主の意思によ
て買い付け等に応じない少數株主が残るかもし
ないという問題点、先ほど答弁をいただきま
た。一方、本改正法におきましては、株主総会
特別決議によりまして、反対をしている株主に
いても、その意思とは関係なく、いわば強制的

交換または三百五十五条の規定に従つて買取るというような形になる、そういうことができるといふふうになつております。株主の権利に一定の制限を加えることによりまして、完全子会社の設立を円滑にすることができるようにしているといふに承知をいたします。

そうすると、現行の商法の買収方式等の場合には株主の意思、権利が尊重されるのに、今回の改正で、株式交換の場合には制限を加えるといふについて、均衡を欠くのではないかといふうに思うのですが、その辺は問題はないのでしょうか。

〔委員長退席、山本(幸)委員長代理着席〕

○細川政府委員 改正法案中の株式交換は、これは改正法上の組織法上の行為として位置づけられているわけでござります。この組織法上の行為としては、最たるものは合併でございますが、合併につきましてはやはり特別決議によってなされますので、反対の株主もこれに強制されるということになるわけで、その保護のために、合併におきましても株式買い取り請求権という制度を認めているわけでござります。

株式交換制度は、経済的には合併と同じでございまして、ただ、法律的に人格が別であることは残るということでござります。ですから、従来の商法との連続性につきましては、合併との均衡を考えますと特に問題はないというふうに私どもは考へているわけでござります。

○上田(義)委員 この法案の三百五十五条のところの規定では、いわゆる株主総会に先立ち会社に対し書面で株式交換に反対の意思を通知し、かつ株主総会において株式交換契約書の承認に反対した株主は請求することができるということになつてゐるわけでござりますけれども、事前に通知をしなければならないというような条件が加えられておりますが、本来ある株主としての権利に制約を加える代償としてこの措置が設けられているのではないかというふうに思ふんですが、その上で、さらにこののような事前の通知等の制限を加え

るということについて問題はないのでしょうか。御見解を伺いたいと思います。

○細川政府委員 株式買い取り請求権の行使方法については、今回の改正法案の考え方はこれも合併の場合と同じ考え方でございます。

それで、事前の通知それから総会の出席での反対と両方要求しておりますのは、要するに反対の意思が明確にされているということを確認することができ手段という意味でございます。この点につきましては、昨年意見照会をいたしましたが、特に問題だという意見は聞いておりません。ですから、これで相当であるというふうに考えているわけでございます。

○上田(勇)委員 ちょっとと確認をさせていただき

ます。
○上田(勇)委員 ちょっとと確認をさせていただきたいことは、その株式交換に反対であったとしても、事前に承知していかつたり、あるいは事前に承知していかつたために通知できなかつたといった場合には、この買い取り請求権というものは行使はできないということなんでしょうか。○細川政府委員 その場合には、法律上の要件に当たりませんからできません。したがいまして、その方は親会社の株式を付与されますので、その会社と関係を持ちたくないれば、その時点でも、その親会社の株式を売却するというような方法をとることにならうかと思ひます。

○上田(勇)委員 もちろん、これは理論的には株式交換をしても、株主のいわゆる経済的にはニユートラルということであるので、そういう制限を加えることも認めているんだというふうに思っています。

そうすると、ここで大事になってくるのは、株式交換を行う際の交換比率が公正に定められなければならないということだと思いますけれども、その公正さというのはどのようにして確保されるのか。御説明をいただきたいと思います。

○細川政府委員 御指摘のとおり、交換比率といふのはどちらの株式にとっても非常に大事でございます。そして、交換比率は基本的には双方の会

社の資産状況を反映すべきものでございまして、その資産状況を適切に反映していれば正当な交換比率ということになるわけでございます。
そこで、この交換比率が適正かどうかを各株主が判断するために、まず各会社の貸借対照表、損益計算書等の計算書類を株主に事前に開示すべきこととしております。この貸借対照表は、交換比率の適否を判断するためのものでございますので、できるだけ新しいものがよろしいということです。承認総会の会日の前六ヵ月内の日において作成された貸借対照表を開示すべきこととしているわけでございます。

ただ、これだけではまだ十分ではございませんので、その開示すべき計算書類が最終の貸借対照表、すなわち決算期の最後につくったいわゆる決算の貸借対照表ではない場合には、その正確性を担保するために、監査役の監査を経るなどの法定の手続を経て、あるいは株主総会の決議を経た、そういう法定の最終の貸借対照表をあわせて開示することによりまして株主が交換比率の適正を判断することができますようになっていくわけでございます。

○上田(勇)委員 今お話もありましたけれども、株式交換を行おうとする場合には、その交換比率の公正さが非常に重要なことです。そのためには、二つの会社が交換をしようとする場合に、それぞれ一方の会社はやはり相手の会社の実態を極めて正確に把握する必要があると思いますし、それを行うことがその会社の取締役の株主に対する責任だというふうに思っています。

もちろん、交換を行おうとするそれぞれの会社はきちんととした手続にのっとって財務諸表等を公表しているわけでございますし、それに基づいて交換の比率等を決める契約書を交わすというようになります。そしていくんだと思うんですが、どうも最近は、我が国の優良企業の中にも、公表している財務諸表等にかなり正確でないもの、あるいは偽りのものがあるということとも言われております。そして、交換比率は基本的には双方の会

そうしますと、やはり自分の会社の株主に対する責任として、それ株式交換を行おうとする会社の経営陣は、そういった公表されている財務諸表やいろいろな経営情報が本当に正確なものなのかというのを確認する必要があるのでないかが判断するためには、まず各会社の貸借対照表、損益計算書等の計算書類を株主に事前に開示すべきこととしております。この貸借対照表は、交換比率の適否を判断するためのものでございますので、できるだけ新しいものがよろしいということです。承認総会の会日の前六ヵ月内の日において作成された貸借対照表を開示すべきこととしているわけでございます。

ただ、これだけではまだ十分ではございませんので、その開示すべき計算書類が最終の貸借対照表、すなわち決算期の最後につくったいわゆる決算の貸借対照表ではない場合には、その正確性を担保するために、監査役の監査を経るなどの法定の手続を経て、あるいは株主総会の決議を経た、そういう法定の最終の貸借対照表をあわせて開示することによりまして株主が交換比率の適正を判断することができますようになっていくわけでございます。

○細川政府委員 交換比率の問題は合併の場合の合併比率の定め方と全く同じ問題でございます。要するに片っ方に有利になれば他方に不利というふうになる関係でございますので、双方の会社とも相手方の会社の資産状況を綿密に調査した上で比率を決めるということになろうと思うわけです。ですから、利害の対立する両社が協議の上で比率を決めるということにおいて、その手続において、既に適正な方向に向けての作用が働くといふふうに考えられるわけでございます。

ですから、その上でそれを公表し、かつ最終の貸借対照表等を開示することによって、株主が判断して、最終的にこの株式交換を承認するかどうかを決定するという仕組みでございます。この仕組みは合併の場合にも全く同じでございます。さて、今のところ、これでそれほどの問題は指摘されていないわけでございます。

○上田(勇)委員 それもう一つ、先ほどちょっとと言及いたしました三百五十五条の株式買い取り請求権の関係でお伺いをしたいと思うのですが、この条文の趣旨というのが、株式交換に反対の株主は、会社に対し、自己の有する株式を承認の決議がなければその有すべき公正な価格で買取るべきことを請求することができるということが書いてございます。したがって、それは株主

が、先ほどちょっと触れましたけれども、法律に定められた適正な手続にのっとって反対をした場合に、公正な価格で買取ることを請求することができます。

しかし、この株主はこの株式交換に反対しているわけでございますので、いろいろな理由があることはあるものというふうには思われますが、やはり一つ重要な根拠として、その株式交換契約書に定める交換比率に不服がある。あるいは今回の株式交換による親子会社関係ができることによって不利益が生ずるというようなことがあって反対しているということも考えられるのではないかと存じます。

○細川政府委員 交換比率の問題は合併の場合の合併比率の定め方と全く同じ問題でございます。要するに片っ方に有利になれば他方に不利というふうになる関係でございますので、双方の会社とも相手方の会社の資産状況を綿密に調査した上で比率を決めるということになろうと思うわけです。ですから、利害の対立する両社が協議の上で比率を決めるということにおいて、その手続において、既に適正な方向に向けての作用が働くといふふうに考えられるわけでございます。

ですから、その上でそれを公表し、かつ最終の貸借対照表等を開示することによって、株主が判断して、最終的にこの株式交換を承認するかどうかを決定するという仕組みでございます。この仕組みは合併の場合にも全く同じでございます。さて、今のところ、これでそれほどの問題は指摘されていないわけでございます。

○細川政府委員 株式の買い取り価格は、まず株主と会社の協議によって定められることになりますが、この協議が調わないときは、株主の請求により裁判所が定めることになります。これは、三百五十五条の二項で三百四十五条の三の第三項を準用しているわけで、そういうことになるわけでございます。

この裁判の手続は、通常の訴訟手続ではございませんで、非訟事件手続法に基づいて行われる手続で、簡易迅速に行われるこれが予定されていますが、この手続の中で公正な価格が定められるわけでございます。裁判所は、両方の意見を聞きますが、必要な場合には、この価格の決定のために公認会計士等の専門家に鑑定を依頼することも可能でございます。

なお、「承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格」と申しますのは、合併や営業譲渡の場合の株式買取請求権の場合の価格と同じ規定ぶりでございまして、この意味は、例えば合併とか営業譲渡とか株式交換等が問題とならなかつたならば株式が有すべきであった公正な価格かう意味でございます。そういうことが公表されると、それに影響されまして一般的に株価が動きます。そういうものが公表されなかつたとしたらば有すべき公正な価格ですから、結局それが公表される前の価格を参照して、裁判所は公正な価格を定めるということになるわけでござります。

○上田(裏)委員 それでは次に、法案の三百五十八条に簡易株式交換制度が設けられております。そこで、この簡易株式交換の制度を設けられた理由と、それから、この場合には株主総会の議決を省略することになつておるわけでありますけれども、そうした手続で株主の権利というのは十分尊重されるのでしようか。御見解をお伺いしたいと思います。

○細川政府委員 まず、株式交換というのは、株主の利益に重大な影響を及ぼすものでございますので、株主総会の特別決議を経なければならぬということが原則でございます。

しかし、完全親会社となる会社が非常に大きな会社で、これに比較して非常に規模の小さな会社と株式交換をする場合には、完全親会社となる会社の株主に対する影響が非常に少ないということになります。ですから、そういう場合には、株式交換の手続の簡素化を図る見地から、株主総会の承認を経ずに株式交換をすることができるとしていることによる簡易株式交換制度を設けたわけでございます。

これは、合併の場合にも、合併の仕方の簡素化ということで、前回の改正で簡易合併といふことを新しく設けたわけでございまして、これに倣つたものでございます。

ただし、反対株主の有する株式の総数が、完全

な親会社となる会社の発行済み株式の総数の六分の一以上であるときは、これは簡易株式交換はできません。その転換権が株式交換で失われるわけではありません。その場合には、総会を開いても承認される可能性が少ないので、この場合には簡易の株式交換はできないということにいたしたわけでございます。

それから、株主保護の問題でございますが、簡易株式交換の場合であっても、御指摘のように、交換比率が著しく不公正だと考える株主が当然おられるわけで、そういう場合には、やはり株式の買い取り請求権を認めなければなりませんので、それは認めております。その場合には、総会はありませんので、総会には出席する必要はありませんので、公告された後に反対の意思を会社に通告すれば、買い取り請求権を行使することができるということになるわけでございます。

○上田(裏)委員 次に、ちょっとこれは通告をしていない問題なんですかけれども、きのう法案をいろいろと考えさせていただく中で、例えば、金融商品の中には、一つは転換社債というのがございます。それから、新株引受け権つきの社債というのもあります。また、株式を買い取る権利のオプションがございます。いろいろと金融商品があります。それから、新株引受け権つきの社債というのもあります。株式を購入する権利を既に有しているということがあります。それで、その後に行使すれば、その人は子会社になった会社についても株式を購入する権利を持つていて、そういう立場、そういう金融商品をお持ちの方がおられると思うのです。

○上田(裏)委員 今の二つの件で、これはあくまで公正に行われて、いわゆる経済的な損失を受けないという場合においては、今おっしゃるとおりなんだというふうに思います。

今回の株式交換の制度の中では、こうした転換社債、それから新株引受け社債、オプションなど、将来株主になる権利を現に有している人たちについてはどうな取り扱いになるのか、御見解を伺いたいと思います。

○細川政府委員 例えば転換社債の場合には、現在株主ではなくて、現在は社債権者でございまして、将来株主になり得る地位を有するにすぎない

までの、例えば子会社になった会社の転換社債を持っている人はそのまま社債権者であるわけですね。その転換権が株式交換で失われるわけではありません。そういう場合には、総会を開いても承認される可能性が少ないので、この場合には簡易の株式交換はできないということにいたしたわけです。

それなりますと、それは、その人だけが、親会社としては別の株主ができるということになるわけですね。そういう場合には、それでは困るとして親会社の方はさらにその株式を買取るといふことも可能ですし、もう一度株式交換をするといふことも可能なわけでございまして、特にそういった転換社債の権利者あるいは新株引受け権つき社債の権利者の利益に変更がないように、今回の改正法案ではなされていけるわけでございます。

○上田(裏)委員 もう一つ、最近、報酬の方法としてのストックオプションというのもございました。それから、新株引受け権つきの社債というのもあります。株式を購入する権利を既に有しているということがあります。それで、その後に行使すれば、その人は子会社になった会社についても株式を購入する権利を持つていて、そういう立場、そういう金融商品をお持ちの方がおられるわけです。

○上田(裏)委員 今の二つの件で、これはあくまで公正に行われて、いわゆる経済的な損失を受けないという場合においては、今おっしゃるとおりなんだというふうに思います。

だから、株式交換もそれと同じ一つの現象だといふふうに考えればよろしいわけでございまして、現行法でも、転換社債を発行している会社が合併するというようなこともあるわけですから、必ずしもそれが権利を害することは一般的には言えないと、株式側が将来株式を購入する権利を与えていたり、会社側が将来株式を購入する権利を与えていたりするわけでございます。その場合に、当然これは必ずしも全部が株式を購入するというわけではなくて、そのときの経済的な判断に基づいて行使されるのでしょうけれども、今度は、会社側がその権利を与えた評価と受け取った側の評価、あるいは、転換社債を購入した側のその会社の株式に対

する評価というのが必ずしも一致しているとは限りませんし、特に、将来の方向について一致しているというふうには限らないのだと思います。そういう場合には、株主においても、その交換比率の公正さや、その他理由によって、株式交換を行うことによって不利益をこうむるというようなことがあります。そのため、その転換権が株式交換で失われるわけではありません。その場合には、総会を開いても承認される可能性が少ないので、この場合には簡易の株式交換はできないということにいたしたわけです。

もう一つの理由は、実は転換社債について、株式交換の手続に取り込むといったら、これは社債権

者集合を開いてまた特別決議をしてもらうということになるわけですが、それは非常に煩瑣な手続になつて、円滑な持ち株会社創設の手続を新設しようとする今回の改正の目的にも適合しないという判断でございます。したがつて、最終的には、ただいま御指摘のような件につきましては、一切権利は変更しないという前提で今回の改正案ができてるわけでございます。

○上田(電)委員 なぜこういう質問をさせていただいてるかというと、先ほどちょっと、質問の関連で、三百五十五条には、株主総会において株式交換契約書の承認に反対した株主が、承認の決議がなければ有すべき公正正直な価格で買い取るという権利があるんだというふうなことであつたので、ということは、いわゆる株式交換契約書が結ばれたことによって株式の価値が変わるということは当然想定されるんではないかといふことで、そうすれば、その契約書を挟んで、実は株主になる権利を持つているけれども株主になつていない人というのは、当然のことながら経済的にも利害が変わるという可能性があるのではないかということで御質問させていただいたんです。すべてをそういうふうに網羅するということは、今回の法案で手続きを円滑化していくことであれば、逆に煩雑なことにしてその趣旨を損ねるということはよくないということは私もよく理解でありますので、この点につきましてはこの辺にさせていただきたいと思います。

それで、全体的に、近年、この法務委員会でも商法の改正が毎国会のように政府側から提案されておりますし、また、議員立法という形でも法案の提出が相次いでおります。これは、我が国の経済や企業の活動のあり方が非常に変化が激しく、従来の法制度がなかなか現実に沿つていけないということを物語っていることではないかとうふうに思います。

ただやはり、一つ懸念されるのは、どうも法制度の方が現実の経済活動を追認するというような形で進んでいるのではないのかな。したがつて、

現実がこういうふうに進んでしまつて、あることは、もう既に経済界の方でこの法律の改正有待つかのように、新しい経営の形態であるとか新しいとする今回の改正の目的にも適合しないという判断でございます。したがつて、最終的には、ただいま御指摘のような件につきましては、一切権利は変更しないという前提で今回の改正案ができてるわけでございます。

○上田(電)委員 なぜこういう質問をさせていただいてるかというと、先ほどちょっと、質問の関連で、三百五十五条には、株主総会において株式交換契約書の承認に反対した株主が、承認の決議がなければ有すべき公正正直な価格で買い取るといふことがあるんだといふことであつたので、ということは、いわゆる株式交換契約書が結ばれたことによって株式の価値が変わるということは当然想定されるんではないかといふことで、そうすれば、その契約書を挟んで、実は株主になる権利を持つているけれども株主になつてい

ない人というのは、当然のことながら経済的にも利害が変わるという可能性があるのではないかと

いうことで御質問させていただいたんです。すべてをそういうふうに網羅するということは、今回の法案で手続きを円滑化していくことであれば、逆に煩雑なことにしてその趣旨を損ねると

いうことはよくないということは私もよく理解であります。

○杉浦委員長 午後一時より委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○杉浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福岡委員 民主党の福岡宗也君。商法等の一部を改正する法律案について御質問を申し上げたいと存じます。

今回の商法改正の法律案は、平成九年の六月に成立をいたしました独禁法の改正、すなわち、この五十年間一貫して維持されてまいりました持ち株会社の全面的禁止と、いう九条を改正いたしました。

これを解禁する、ただ、例外として事業支配が

過度に集中する場合を除く、こういう形の全面的

改正是行つた。こういう改正を受けまして、現実

に「〇〇%子会社の株式を保有するいわゆる完全

親会社」というものを成立させると、いう経済界の必

要性に応ずるために、現行商法の規定に従つてこ

れをなすときのいろいろな障害、手続の煩雑とい

うところを避けるための新しい株式交換制度、さ

らには株式移転の制度を設置しようとする法案だ

といふように提案の趣旨が説明されているわけで

います。

そういうことを考えてまいりますと、私どもとしては、従来から、この商法の改正につきましては項目を定めて順番に実はやつて来たわけで

さいまして、会社分割が最後に残つてゐるんです
が、合併とか持ち株会社とか親子会社の問題に始
まって分割という問題もあるということは、從来
五年ぐらいのスパンでやつて計画の一環でござ
いまして、産業界から要望があつたからだけで
やつてゐるわけではないということを御理解いた
だきたいと思います。

そこで、質問の第一は、独禁法の改正のときの国会における審議におきましても、それから与党間のいろいろな意見交換の場においても、持ち株会社の解禁に伴つて起つた予測されるような実際のいろいろな問題、さらには、例外的な規定がござりますので、その解釈についてやはり明確にしておく必要があるんだということで、さまざま議論がなされてきたわけであります。そして、その議論と、その解釈について、ほとんど部分が附帯決議としてここに盛り込まれている

というふうに私としては理解をしているわけであります。

したがつて、まず質問の第一としましては、その確認と、これに対する対応が現実にどうなされているかということをお伺いいたしたいと思います。
独禁法の九条に定められておりました持ち株会社の全面禁止といふのは、戦後の経済民主化の一環としまして、財閥解体の成果の上に制定されましたものだと言われております。その後の我が国

の確認と、これに対する対応が現実にどうなされているかということをお伺いいたしたいと思います。
独禁法の九条に定められておりました持ち株会社の全面禁止といふのは、戦後の経済民主化の一環としまして、財閥解体の成果の上に制定されましたものだと言われております。その後の我が国

の確認と、これに対する対応が現実にどうなされているかということをお伺いいたしたいと思います。
独禁法の九条に定められておりました持ち株会社の全面禁止といふのは、戦後の経済民主化の一環としまして、財閥解体の成果の上に制定されましたものだと言われております。その後の我が国

の確認と、これに対する対応が現実にどうなされているかということをお伺いいたしたいと思います。
独禁法の九条に定められておりました持ち株会社の全面禁止といふのは、戦後の経済民主化の一環としまして、財閥解体の成果の上に制定されましたものだと言われております。その後の我が国

一
九

しかしながら同時に、独禁法が目的とするところの公正で自由な競争を確保するということもまた、これは両翼のように大切な問題であります。したがいまして、今度の改正この点は維持するということで、事業支配力の過度に集中する場合の持ち株会社の創設は禁止をするということにしたわけであります。

さらばに、規模が巨大と判断する場合ということでも、これは確定的というわけではありませんけれども、そのときの論議は、総資産が親子会社合併させて十五兆円を超える場合には、やはり全国的ないろいろな種目にわたるところの企業支配としての過度な場合に該当する一つのメルクマールとするというようなことまでも議論をされたわけであります。その他、持ち株会社解禁によって予測される幾多の利害関係者との調整の問題も、これは相当に議論をされてきたわけであります。

これらの問題は、議論はそのときされましたけれども、最終的な結論としては具体的に対応はできていないんですけれども、早く発進させる必要があるということで、附帯決議の中で直ちに検討をするということにして、それらのものを持ち越して独禁法はそのまま改正をされたというわけですね。いわゆる持ち株会社の解禁は、そういうような条件がついて解禁されたとも言い得るわけであ

そういうわけで、私としましては、わかりやすくするためにこの附帯決議に沿って、問題点について具体的に今どういったふうに対応されているのか、また将来どう対応されるのかということについて、まずお伺いをしたいわけあります。

そのままず第一番は、先ほどちょっと言いましたように、今回の持ち株会社の例外とされており、事業支配力が過度に集中することになる、これの解説は九条の五項にもあります。その九条の五項を見ても必ずしも明確じゃないということになりますので、これについて、附帯決議の中では、法制化を含めてガイドラインの策定等もすることを検討するんだということが明確に書いてあります。

したがいまして、質問の第一は、このガイドラインは現実にもう策定されておりますけれども、この中身について、どういうような考え方でこういうガイドラインをつくったんだということと、その主なところ、特に持ち株会社の判断の対象になるグルーピングというものの考え方の問題と、それから、事業支配力が過度に集中するというものの考え方などについて、どのように説明をガイドラインでされているか、まずお伺いをいたしたいわけであります。

○山田政府委員 御説明申し上げます。

持ち株会社につきましては、先生今お話のとおり、九条の第一項で、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社は、これを設立してはならない」ということになっているわけでございまして、「この「過度に集中することとなる持株会社」についてはどういうものかということは、御承知のとおり九条の五項で定められているわけでございます。

公正取引委員会といたしまして、本条の規定の運用に当たりまして、どのような持ち株会社が禁止されるかにつきまして、事業者の予測可能性を高めるというふうと、それと運用の透明性を図ることでございます。これは意図的な運用を避けるということが附帯決議に書いてござります。

が、そういうことかと思ひます。これが重要なと考えまして、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」というのを、平成九年の十二月八日でございますが、作成、公表いたしました。この公表に先立ちまして、原案を公表いたしまして、関係事業者あるいは関係業界あるいは学者の先生方、いろいろなところから御意見を承りまして、作成したものでございます。

その内容でございますが、三つの類型、九条の五項で書いてございますが、まず、持ち株会社グループの規模が大きい、これはグループの総資産合計額が十五兆円超、かつ五以上の主要な事業分野において大規模な会社、これは総資産額三千億円超を有する場合。先生先ほど申しました、いわば財閥復活を思わせるような持株会社、こういふものが第一分類でございます。

第二類型といたしまして、金融における融資を通じての支配力という、とでございますので、総資産額十五兆円超の大規模な金融会社と、総資産三千億円を超える大規模な事業会社、こういったものを持ち株会社の下に有するような場合。

第三の類型といたしまして、相互に関連する五以上の事業分野それぞれにおきましてシェアが一〇%以上または売上高三位以内、こういった有力な事業者を有するような場合。先生ちょっとお話をございましたような、不当な系列化ということを念頭に置いているわけでございます。

こういった三つの類型を明らかにし、かつ、事業支配力の過度の集中にならない、例えば純粋分社化であるとかあるいはベンチャーキャピタルが所有するような場合、こういったものは問題にならないませんという、問題にならないケースも明らかにして、かつ、初めてのこととでございますので、事前の相談制度というのもありますということを知らしめるということをございまして、ガイドラインの中にこういったことを主として盛り込んでいるわけでございます。

○福岡委員 どうもありがとうございました。

ガイドラインの内容自体については、私自身も

検討させていただきましたけれども、適切だらうというふうに思つておるわけです。問題は、ガイドラインといふものの効力の問題ですけれども、私としては、これは行政的な指導の基準というか解釈基準みたいなものを示すということにあるのだというふうに思つてあります。したがいまして、法的拘束力というところまではちよつとないというふうに考へているわけですが、この点についての御見解をまずお伺いをしたいということ。

九条の一項と第五項の解釈とか類型性をガイドラインにすべて任せるということではなくて、国会における議論の中でも、まず、できれば法令化、法律で定めるか政令によってきちっと定める。そういうことによつて、最高裁までも拘束をする一つの明確な判断基準ができるということになれば、法的安全性はより増すということもあるわけです。そういう点で、類型まで法定するといふのは、十五兆円を超えるとかそういうことまではちょっと難しいかもしれませんけれども、ある程度、抽象的な、法的的なものになじむような基準までは法令化した方がいいんじゃないかなというふうに考へるのですけれども、この点についてはどうのように考えておられるか、一言だけお願ひをしたいと思います。

○山田政府委員 先生御指摘のとおり、法的拘束力というのは九条の五項で規定されている、これがまさに法律そのものでござりますから、私どもとしては、その考え方を、運用を明確化する、あるいは予測可能性を高めるということで定めたものでございます。

御指摘のとおり、すべて法制化するということにつきましては、経済的な事象を法律上の概念や法律の用語であらわすのにはおのずから限界がありまして、規制内容を明確化するということ、これが必要ではございますが、必ずしも容易でないために、先ほども申しましたよつたガイドラインという形で示しまして、そして事業者の予測可能性能を高める、このように考へてきているわけでござります。

ざいます。

○福岡委員　どうもありがとうございました。

確かに経済問題については、その時々の経済の推移というものもござりますので、固定的に法令化するのがいい場合と、ちょっと問題のある点は確かにあるわけでありますけれども、若干運用してみて、やはりここは確定的にこうした方がいいんだということが出てくる可能性もありますので、その辺も含んで御検討をいただきたいというふうに要望をいたしておきたいと思います。

それから第二番目に、附帯決議でされておりますのは、金融持ち株会社についての金融関係法整備の必要な措置と、いうのを至急にとりなさいといふことが求められているわけであります。今までの持ち株会社の解禁の最も重要なポイントは、金融持ち株会社を創設する必要性ということが呼ばれていたと聞いておるわけであります。したがいまして、具体的に百四十一回の国会で整備をされているということも聞いておりますけれども、その内容をポイントだけ簡単に御説明をいただきました。

○内藤説明員　お答えいたします。

平成九年の独禁法改正によりまして持ち株会社が解禁されたわけでございますが、これに伴いまして、金融分野におきまして持ち株会社の導入ということが行われたわけでございますが、御指摘の附帯決議等を踏まえまして、銀行等の経営の健全性を確保する観点から、所要の金融関係法制の整備等を図ったところでございます。

具体的に申し上げますと、平成十年三月に施行されました銀行持ち株会社等整備法におきまして、銀行を子会社とする持ち株会社、銀行持ち株会社というふうに呼んでおりますが、これに銀行の持株会社グループの連結ベースでの規制、ディスクロージャー等でございます。第四点といつしまして、銀行持ち株会社及びその子会社に対する報告徴求、立入検査等の規制を整備したところでございます。

あわせて、保険会社を子会社とする持ち株会社、証券会社を子会社とする持ち株会社につきましても、報告徴求、立入検査等、保険契約者及び当事者保護の観点等から、それぞれ必要な措置を講じたところでございます。

○福岡委員　次に、第三点目といたしまして、持ち株会社解禁に伴うグループ経営における連結報開示制度ですけれども、これの見直しをすると、いふこと、それから持ち株会社株主の子会社の事業への関与をどうするか、それから子会社関係者の権利保護のあり方についてどうするかという問題が指摘をされて、すぐにこれは検討せよとなつてゐるわけであります。

特に重要な点といたしましては、持ち株会社の株主の子会社の事業への関与の問題であります。午前中の質疑の中でもこの問題は討議されましたけれども、この事業への関与ということの中身なんですね。いわゆる親会社の方の株主が子会社の株主総会に何らかの形で関与できるような方法の検討であるとか、それからまた、実質的に支配をしておる取締役に対するところの代表訴訟、そこまで拡大をすることができるかどうかというような問題もあるわけであります。

さらに、これは株主の問題でありますけれども、もう一つ、債権者の問題、特に利害関係者としての一番中心である債権者の権利行使の問題であります。いわゆる子会社の取締役の責任を債権者が追及できるのは当然でありますけれども、実質的には親会社の指図に従っているような経営が行なわれているというような場合に、子会社の取締役の責任を追及しても仕方がないので、親会社の責任が追及できるかどうか。それからさらには、二百六十六条の、取締役の、第三者の責任の追及、損害賠償請求権をいわゆる親会社に対して請求ができるかというような問題ですね。

すなはち、親会社の取締役の行為によって子会社の株主や債権者に損害が生じた場合には、福岡先生御指摘のように、商法二百六十六条ノ三の適用もござりますし、また、債権侵害といふことで、一般的の不法行為の法理によって損害賠償を請求することもできますので、これはこれでそういう点に任せますし、親会社の収益のすべてが子会社の事業活動に由来することとなる純粋持ち株会社の創設も予想されまして、親会社の株主の権利を保護することが非常に重要な問題となつてくるわけでございます。

もともと、ただいま御指摘のとおり、親会社と子会社は法律上は別法人だ、個人格だと言わざるを得ません。それで、親会社の株主が子会社の株主総会へ直接出席することを認めるというようなことを考えますと、商法の原理原則の問題から、非常に難しい問題が発生するということになります。

そこで、改正法案では、親会社の株主は親会社の取締役が適切に子会社の株主権を行使することによって子会社の管理を行うという思想に立ちました。そこで、従来の行為が親会社の取締役において行われているような場合に、親会社の取締役と子会社の取締役との間に情報開示をきちんとすることによって適切な権限がどうなるのか、場合によっては子会社の取締役の責任はどうなるのか、場合によっては子会社の取締役は免責されることもあるのか、こういうような問題、いろいろあると思うのです。

だから、こういうような問題について、これは第三項で極めて重要なことだというふうに指摘をされていると思うであります。言いしかれば、午前の答弁にありましたように、法形式的には確かに親会社、子会社、別でありますから、形式どおりにいけば何の問題もないで、会社法に規定してあるとおり、それぞれの会社に対して、株主それから取締役の責任というのは相互に負えばいいということです。問題もないと、それはもう一〇〇%親会社も、ただ、親会社、子会社で、しかも完全子会社の言いなりということがあります。それはもう二〇〇%親会社の言ひなりといふことになると、それがどちらかと思うのですね。

そういう場合に、従来の判例の考え方からすれば、ある程度同一性を認め、個々の責任の問題は認めた事例がたくさんありますので、今後も最高裁判例としてはそういうような判例が出てくる可能性が私は多分にあるようないい問題だと思います。

親会社の取締役の行為によって子会社の株主や債権者に損害が生じた場合には、福岡先生御指摘のとおり、商法二百六十六条ノ三の適用もござりますし、また、債権侵害といふことで、一般的の不法行為の法理によって損害賠償を請求することもできますので、これはこれでそういう点に任せますし、親会社の収益のすべてが子会社の事業活動に由来することとなる純粋持ち株会社の創設も予想されまして、親会社の株主の権利を保護することが非常に重要な問題となつてくるわけでございます。

これからさらには、二百六十六条の、取締役の、第三者の責任の追及、損害賠償請求権をいわゆる親会社に対して請求ができるかというような問題ですね。

主総会へ直接出席することを認めるというようなことを考えますと、商法の原理原則の問題から、非常に難しい問題が発生するということになります。

そこで、改正法案では、親会社の株主は親会社の取締役が適切に子会社の株主権を行使することによって子会社の管理を行なうという思想に立ちました。そこで、従来の行為が親会社の取締役において行われているような場合に、親会社の取締役と子会社の取締役との間に情報開示をきちんとすることによって適切な権限がどうなるのか、場合によっては子会社の取締役の責任はどうなるのか、場合によっては子会社の取締役は免責されることもあるのか、こういうような問題、いろいろあると思うのです。

だから、こういうような問題について、これは第三項で極めて重要なことだというふうに指摘をされていると思うであります。言いしかれば、午前の答弁にありましたように、法形式的には確かに親会社、子会社、別でありますから、形式どおりにいけば何の問題もないで、会社法に規定してあるとおり、それぞれの会社に対して、株主それから取締役の責任というのは相互に負えばいいということです。問題もないと、それはもう二〇〇%親会社も、ただ、親会社、子会社で、しかも完全子会社の言いなりといふことになると、それがどちらかと思うのですね。

そういう場合に、従来の判例の考え方からすれば、ある程度同一性を認め、個々の責任の問題は認めた事例がたくさんありますので、今後も最高裁判例としてはそういうような判例が出てくる可能性が私は多分にあるようないい問題だと思います。

親会社の取締役の行為によって子会社の株主や債権者に損害が生じた場合には、福岡先生御指摘のとおり、商法二百六十六条ノ三の適用もござりますし、また、債権侵害といふことで、一般的の不法行為の法理によって損害賠償を請求することもできますので、これはこれでそういう点に任せますし、親会社の収益のすべてが子会社の事業活動に由来することとなる純粋持ち株会社の創設も予想されまして、親会社の株主の権利を保護することが非常に重要な問題となつてくるわけでございます。

これからさらには、二百六十六条の、取締役の、第三者の責任の追及、損害賠償請求権をいわゆる親会社に対して請求ができるかというような問題ですね。

確かに、おっしゃるとおり難しい問題ではあります。しかしながら、基本的に個々の場合の具体的妥当性ということだけで判断をしておるというのではなくて、この持ち株会社という完全支配という形が形成されてくるということの前提のもとに、新しい法理論の構築といいますか、そういう姿勢があれば、これはすべてではありませんね、別会社でありますけれども、そういうものを、処理をしなければならない問題はひとつ、同一性というものを理論的に構築できれば、僕はこの問題は解決するという気はするわけであります。

そういう意味で、今御検討されるとおっしゃいましたけれども、根本的な部分で検討して、この問題とこの問題は同一会社と同様に取り扱っている、こういうような法制度の整備をぜひともお願ひしたい。そうないと、具体的に裁判してみなければ結論はわからぬ、こういうような格好になります。だから、法的安定性の面で問題が生じてくる可能性が多くなるというふうにちょっと思うので、そういう意味で、要望をいたしたいというふうに思います。

それから、全くそれと同じ問題だと思いますので、親会社の方からいえば、応諾義務があるかどうかです。特に、子会社の従業員が実質的な経営分配、そしてまた実質的に労働力分配をしておる完全親会社というものの交渉できる権利があるかどうか

いう場合で、事実上労働力を支配している親会社というものは、やはり子会社の労働者に対する応諾義務があるんだと、いわゆる使用者性を認めた判例が最高裁においても出ているわけであります。

したがって、この点について、明確な法制によるところの制度というものをきちっと設ける必要がある。特に、労働組合法における使用者の地位というのは、どうのが使用者になるんだ、雇用契約以外で実質的に労働力を支配する人たちは、労働者として親会社が取り扱いをしなければならないんだという規定を明確に置くべきではないかなという御指摘があるわけであります。

それから、労働協約の問題もそうですね。やは

り、子会社との間で、実際の本業の雇用者であり

ますところの子会社との間の契約を締結するとい

う場合に、そのことが当然に親会社に拡張できる

ようないい、円満な労使関係というのもできないとい

う形になるようであります。

特に、先ほどのほかの同僚議員の御質問の答弁

の中に、判例があるから、判例に従つて、今後

も、そういう労働力を実質的に支配する親会社の

場合に、労使から、それぞれ労使関係の実態をお聞きし

たり、あるいはまた諸外国の実態あるいは法制、

そういうものも含めて検討しております。本年

の秋ごろには結論をまとめてまいりたいといふ

うに考えておりますので、労働省といたしましては、その結論を待ちまして対処してまいりたいとい

うふうに考えております。

○福岡委員 先ほどのことで懇談会を開いて検

討して、これらの問題に対応していただけるとい

うことなので、至急にそういう対応をお願いし

たいというふうに思うのであります。

ちょっとと一点だけ、私が言いたかったことの中

に、倒産法の整備の中で労働者の賃金、退職金

等の問題がどういう取り扱いにするかということ

が今論議されているわけであります。この点も、

やはり子会社、親会社の関係である程度検討する

必要があるんじゃないかというふうに思うのであ

ります。

特に、親会社は今回分社化などをして、ある企

業を別の会社にしてしまう。

ある程度経営しただけ

渡益課税の繰り延べ措置が講じられてございま

す。また、平成十一年度の改正におきまして、御

審議中の商法改正によります、株式交換制度の創

設された場合におきます株式譲渡益課税の繰り延

べ措置、また共同で現物出資をいたしました場合

の譲渡益課税の繰り延べ措置といったものが講じ

られた株会社、実質的には、解禁前でも事業持ち株会社はあるわけですから、今回は純粹持ち株会社だけが解禁されたということですから、そ

ましたけれども、根本的な部分で検討して、この問題とこの問題は同一会社と同様に取り扱っている、こういうような法制度の整備をぜひともお願ひしたい。そういう意味で、要望をいたしたいといふふうに思います。

それから、全くそれと同じ問題だと思いますので、親会社の従業員が実質的な経営分配、そしてまた実質的に労働力を支配をしておる完全親会社というものの交渉できる権利があるかどうか

法の建前は別法人でありますから雇用契約をした当事者ではない。したがって、当事者ではないということになるわけですから、今は純粹持ち株会社だけが解禁されたということですから、そ

れから次に、第五番目といたしまして、持ち株会社の解禁に伴いまして税法上の措置を整備するのだとこれが明確に書いてあるわけであります。これについては具体的な整備を検討されています。これについても御指摘をいただきたいことを申し上げて、これは要望でありますけれども、答弁は求めませんけれども、お願ひしたいというふうに思います。

○清水説明員 お答え申し上げます。

御指摘の附帯決議におきまして、企業組織の変更が円滑に行われますよう、資産譲渡益課税に関する税制上の検討を進めるという御指摘があつた

わけでございます。

企業の組織変更への対応といたしましての、附

帯決議の後に講じられました税制上の主な措置について申し上げますと、まず、平成十一年度の改正

におきまして銀行関係、いわゆる三角合併方式に

よります銀行持ち株会社の創設に伴います株式譲

渡益課税の繰り延べ措置が講じられてございま

す。また、平成十一年度の改正におきまして、御

審議中の商法改正によります、株式交換制度の創

設された場合におきます株式譲渡益課税の繰り延

べ措置、また共同で現物出資をいたしました場合

の譲渡益課税の繰り延べ措置といったものが講じ

られているところでございます。

それから、連結納税制度に関しては、個々の法人ごとに課税をいたしています現行制度と大きく異なる考え方でございますので、法人課税の体系全般に及びます検討が不可欠だということから、この七月から、政府の税制調査会の法人課税小委員会におきまして専門的、実務的な検討が開始される予定になってございます。

○福岡委員 この問題につきまして、結局のところ、こういった企業合同みたいな形でありますけれども、これを推進するために税制を便宜的にある程度圧縮するような形でやるということは、もちろん必要だらうというふうに思っておりますけれども、問題は、税制そのものの持つ国民全体についての公正さ、公平さの担保というものも非常に大事であります。その点、抜本的に御検討になるということをございますので、ぜひともこれは十分な御議論をして、公正さの担保というものができるような制度にしていただきたいというふうに思うわけでございます。

そこで、次に、直接的な質問をいたしまして、今回の制度であります株式交換、それからまた移転の両制度について御質問をいたしたいと思うわけでございます。

今回の商法改正の中心点はこの点にあるかと思うのですけれども、いわゆる純粹持株会社の解禁を、独禁法改正をいたしましてなしたわけであります。これは非常に経済上必要性があったといふうに私も理解できるわけでありますけれども、これが完全持株会社でなければならぬというか、なるべくなれば完全持株会社にしたいというようなことで今回の改正というのが提出されているように見えるわけであります。すなわち、いわゆる株式交換も株式移転の制度も、完全持株会社になるための手続として定められておる。そしてある意味では強制的に、多数決でもって取り上げるという制度にもなっているわけであります。

持株会社というのは、子会社の取得価額が総資産の五〇%を超える場合は持株会社だということですから、大体五〇%以上支配しておれば持株会社ということになるわけでありますから、企業支配という面からすれば、これは十分力のあるところであるという気がするわけであります。ましてや、現在の会社法上でいえば、九〇%支配しておればほとんど少数株主権の行使もないという形で、代表訴訟はありますけれども、それ以外はほとんどないわけで、なぜ一〇〇%かということになります。そこのことの、一〇〇%とそうじゃないと明をいただきたいと思うわけであります。

○細川政府委員 なぜ一〇〇%の株式を取得するための制度が必要なのかという点でございますが、一〇〇%を保有している親会社は、完全子会社を自社の一営業部門のように機動的に管理しつゝ運営することができるということになりますし、また、完全子会社の側から見てみると、株主は一人でございますので、親会社のみを株主として取り扱えば足りますから、株主総会の招集通知の期間の短縮等、非常に機動的な運営ができる。そういうメリットがあるわけで、そういう点から一〇〇%の親会社を設立する必要があるのだという要望が出されていました。そこで、項目だけひとつ、まずどういうことがあるのかということをちょっと御説明をいたさたいのです。前に、午前中に聞いていますので、項目だけ。

○細川政府委員 まず、現物出資等により営業を譲渡する、いわゆる抜け殻方式でございますが、これは現物出資等の対象となる財産について検査役による調査をすることが必要でございます。その手続に非常に時間がかかるということと、現物出資された債権、不動産について個別に对抗要件を付さなければならない。特に、根抵当権につきましては、根抵当権設定者の承諾も必要になるということがございまして、これが煩瑣であるという点でござります。

また、買収方式については、公開買い付けに応じない株主が残存する可能性がある、それから多額の買収資金、キャッシュが必要だということになります。根抵当権設定者の承諾も必要になることになりますが、実質的に会社全体として企業支配が親会社に移ってくるということでありますから、実質的な債権者というものは、債務者からすれば変わらぬことになりますが、実質的にはそういう形になるわけですから。そういうことに対する保護はこれでいいのかとか、そういう問題は別個に起つてくるわけであります。

資産の五〇%を超える場合は持株会社だということですから、大体五〇%以上支配しておれば持株会社ということになるわけであります。ですから、企業支配という面からすれば、これは十分力のあるところであるという気がするわけであります。ましてや、現在の会社法上でいえば、九〇%支配して

おればほとんど少数株主権の行使もないという形で、代表訴訟はありますけれども、それ以外はほとんどないわけで、親会社の自由になる会社といふことになります。そこで、そこのことの、一〇〇%とそうじゃないと明をいただきたいと思うわけであります。それから、先ほどから、午前中、議員の方々から御質問がありまして、答えが出ておりますけれども、完全子会社、持株会社というものを設立するためには、現行の商法の制度を利用したのでは、いろいろな手続的な煩雜さとか障害もあるということで、これはなかなかできないのだ、特に抜け殻方式それから買取方式、第三者割り当て方式など、それぞれいろいろな弊害がある、こういうようなお話をございました。それで、項目だけひとつ、まずどういうことがあるのかということをちょっと御説明をいたさたいのです。前に、午前中に聞いていますので、項目だけ。

○細川政府委員 まず、現物出資等により営業を譲渡する、いわゆる抜け殻方式でございますが、これは現物出資等の対象となる財産について検査役による調査をすることが必要でございます。その手続に非常に時間がかかるということと、現物出資された債権、不動産について個別に对抗要件を付さなければならない。特に、根抵当権につきましては、根抵当権設定者の承諾も必要になるという点でござります。

また、買収方式については、公開買い付けに応じない株主が残存する可能性がある、それから多額の買収資金、キャッシュが必要だということになります。根抵当権設定者の承諾も必要になることになりますが、実質的に会社全体として企業支配が親会社に移つてくるということでありますから、実質的な債権者というものは、債務者からすれば変わらぬことになりますが、実質的にはそういう形になるわけですから。そういうことに対する保護はこれでいいのかとか、そういう問題は別個に起つてくるわけであります。

極端な言い方をすれば、こういう交換方式をとることによって、本来ならば検査役の検査であるとか対抗要件とかというものでもって保護されている実質的なそういう人たちの権利保護というこ^とを、素通りするといいますか、脱法的に抜け殻になつてくるといふやうな、そういう感じも私は持つわけあります。

先ほどおっしゃいました免許事業の問題もそうですね。こういう形で親会社に移転する場合には、こういう方式をとれば、免許事業で受けた会社、子会社なら子会社だけしかできないことが親会社の方に移せるような形になるのか、分社化して設立した場合にはできるのかという問題も出てくるので、そういう問題についてはやはりある程度検討していく必要があるのではないかなど質問をいたしたいわけあります。

○細川政府委員 まず、検査役の調査の点でござりますが、株式交換は、株式移転もそうございまして、今回の法案におきましては、合併と同様の組織法上の行為と位置づけて、そういう設計をしているわけでございます。

合併におきましては、存続会社が消滅会社から承継する財産につきまして、これは検査役の検査といふのは不要でございまして、消滅する会社から承継する財産の額を基準に存続会社の資本増加の限度額を規制するという方法をとっているわけございまして、今回の法案におきましても、全く同じ考え方がとられているわけでございまざいます。

それからもう一つ、債権者保護手続の問題でござります。

株式交換の場合には、これによつて変動するの^は、当該法人の株主が一人になるといふことで、今まで多数いた株主が一人になるといふでござります。ただそれだけでございまして、從来の子会社になる会社はそのままの法人格でど

まりますし、会社の資産には当然影響を及ぼさないといふことになるわけござります。したがいまして、その点を考えますと、特に債権者保護手続をとる必要がないという結論に至つたわけでござります。

○福岡委員 その点の御答弁、そのとおりだろうと、いうふうに思いますが、ただ一点、私が申し上げているのは、法形式的にいへば、そのとおりで一〇〇%問題はないと思うのです、別会社でありますしね。ただ、問題は、実質的に、別の会社にはなりまして、企業支配的には親会社の方が全面支配をするという恰好になつてゐるという、そ^の実態を踏まえて、それに対する何らかの方法を講じておかないと、ある会社に借金をしたのだ、知らぬ間に、厳しい取り立てとか約束も知らぬよ、親会社の方が、という話にもなるという場合に、債務者の保護手続といふのは、実質的にそういうものが交代をする場合も、やはり前の借り主からある程度あるといふことで、もちろん債権は譲渡もできますし、いろいろありますけれども、そのところを対抗要件的なものもちゃんと備えてやるということによって、ある程度はつきりさせておるといふにも思うわけですね。

したがつて、そのところがやはり法形式と違つてやるということだけに、ある程度、将来の問題ではありましようけれども、検討していく必要の一つではないかなといふふうに私どもは考えるわけでございまして、これは要望にしておきます。

それから次に、交換制度の問題点の一つといたしまして、結局、交換にしろ移転にしろ、子会社の株主の株主権を強制収用するということを最終的に認める手続ではないかなといふふうに思つわ^けであります。

我が国の憲法は、御承知のように財産権の保障をしておりまして、これに対する制約というの^は、公共の福祉による制限といふふうに私は理解をいたしておるわけありますし、それからさらに、

株主の権利の中でも、共益権とは違つて、固有の権限といふものがありまして、これは多数決で奪うことができないと考えられているのが通説だと

いうふうに思つてあります。

そういうことになると、特別決議といふものが

必要でありますし、厳格な手続は一応定められて

おりませんけれども、最終的にこれに応じないという場合に、株式を取り上げて別の株式である親会社の株式を割り当てるということ自体が公共性があつて認められるという範疇に入るかどうか、この点が若干私の方としては心配な点であるわけであります。したがいまして、その理論的根拠といいますか、どうしてそういうことが許されるのか^か、ということを御説明いただきたいわけあります。

午前中の御説明によりますと、合併の場合にも同一の制度があるんだ、いわゆる企業合団の一いつの手段として。そして、その場合に、多数決で三分の二で決められた後に、それで不服な人はさら^に株式買い取り請求権があつて、買い取ることによって、経済的に補償することによって株式合団の合併の効力を受けるということと同じだといふような御説明があつたんですが、私としては、合併の場合には、二つの会社が合同するということを承認するという効力が反対者にも及ぶ、こういふ対世的効力があるということだけであつて、基本的に持つてた持ち株そのもの自体は同一性のある次の会社の持ち株ということになるんで、これは余り問題がないと思うんです。財産権がとられたと、いう問題はないわけです。

ところが、今回の場合には、全然別会社の株主になるということなんで、別会社の株式、親会社の株式をもらつという対価はも^らいますけれども、強制的にもとの会社の株式を取り上げられてゐるといふ点においては根本的に合併とは違つと思つんですね。

だから、公共性とかなんとか、どうしてそいつのままで許されるかという別個の理論的根拠を

起つてゐる可能性もあるわけですから、そんなところで論争になつて、いつも困るわけです。したがつて、その辺のところは合理性はどうなつか、ちょっと御説明をお願いしたいわけあります。

○細川政府委員 この問題はやはり合併の場合と同様な問題だらうと私どもは考えているわけでござります。

合併の場合には、少数株主、つまり反対した株主であつても、吸収合併の場合は、みずからが株主であった会社がなくなつて、吸収した会社の株主に強制的にかえられる。それから、新設合併の場合にもやはり同じで、新設合併の株主に強制的にかえられるということでございまして、組織法上の行為の場合には、会社の組織法上の行為が株主に及ぶんだということは、これは商法上も認めていることであろうと思つておりますし、諸外国の法制でも、いろいろの形式は違いますが、こういった完全親会社を設立する制度が設けられておりますので、特に難しい克服困難な問題があることは考えていないわけでござります。

○福岡委員 どうもありがとうございました。

それからさらには、完全親会社を実現するためには、いろいろな方式がありますけれども、例えば任意買収方式とかいうことの例をとつてみれば一番わかりやすいと思つますけれども、公開でそれを買い集めるということになると、応する人はいなければ、応じない人の中に、自分の株式を不

当に高値で売りつけようといふような人が出でた場合に、それについて対抗の措置がない。そうすると、非常に株の取引についての不公平さといふのを助長してくる。それを容認する結果になるんじゃないかといふ、そういう経済界における公

正担保保といいますか、そういうための制度的な

粹といふものが必要なんだろうということは、僕もそう思ひます。

したがいまして、そういうような面から、単なる私的取引というよりは、全体の、現在の経済の中で公正さを担保するための制度としてこれがやはり公共の福祉に合致する、だから私的所有権の制限的なものを若干伴う強制的交換というものも効力があるんだ、それによって全体的に効力が及ぶんだ、こういうふうに考るべきじゃないかなと私は思ひますけれども、それはどうなんでしょうか。

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○細川政府委員 ただいま伺つておりまして、おっしゃるとおりだというふうに思ひました。

株式交換の制度が反対する株主に及ばないものといったら、反対しておいて、後から高いお金を株式を買い取れというふうに親会社に請求することができるということになりますと、多くの人がそういうことをするんではないかということになりまして、結局会社の再編等ができなくなるということになるうかと思ひますので、御指摘はそのとおりだと思っております。

○福岡委員 どうもありがとうございました。

結局、これはそういう若干強制収用的な部分を含んでおりますので、やはりせひともそういうような観点からの御説明をしていただきたいと思いますし、私も賛成の立場でありますので、そういうことでこれはいい制度だというふうに認めざるを得ない、こういうふうに主張もしたいと思っております。

それから、それに関連をいたしまして、先ほどもお話をありましたように、今回の交換制度それからさらに移転制度は、一〇〇%の完全親会社といふものの創設を目指すための制度だということです、法文にもそれはちゃんと書いてありますけれども、それと並んで、そこまでしなくて、完全親会社の成立は一応は目指す、だから契約自体もそういう形で契約をする、株主総会もそういう形でかけるけれども、現実に反対者が相当数おつて、

知をしても、それに対しても変更してくれかというような強い意思だという場合に、交換を強制せずに、

そういう株主にはその段階で株式買い取り請求権を行使するか、それとも、しない場合には子会社の株式を保有するまま残す、こういう彈力的な制度といふものも設ければよりスマーズにいくことができるというような気もするわけですね。いわゆる強制を伴わない交換制度というような制度をここで考るということですね。

だから、交換制度と並んで、準交換制度的なものですから、交換制度と並んで、準交換制度的なもののですけれども、そういうことは検討されたかどうか、また検討される余地があるかどうか、ちょっと御質問をいたします。

○細川政府委員 御指摘のよう、反対する株主には交換しない余地を残す制度というものを設けた場合の問題点でございますが、これは先ほど福岡先生がおっしゃったような問題がまさに起きるわけでございまして、多額の代金を受け取ることを目的として株式交換契約に反対する株主がかかるべくふえてくるということになりますと、株式交換の承認そのものを得ることができなくなる事態というものが考えられるわけでござります。

したがって、買収方式による持ち株会社の創設と同じような問題が結局生じるということになるのではなかろうかと考えております。

○福岡委員 確かに、おっしゃるよう、そういう悪質な株主も出てくる可能性がありますけれども、実際にはそういう場合でも、その株主はこれらに買収を強制することはできないわけで、残れるということだけになるので、そういう残るようになりますけれども、前の事業会社に対して本当に愛着を持っている人たちを残すという場合、ぎりぎりの決算の選択が最後のところで子会社の取締役それから株主たちの意思に任されてくるということになると、そういうものもあった方がいいのじやないかなという気もするんですけれども、今後検討を

いただきたいというふうに思います。

もう時間が参りましたので最後の質問になりますけれども、今回の持ち株交換制度、それから移転制度、これは厳格な手続によって定められております。いわゆる株主に対する公開制度といふのがますありますと、そして、それに対して親会社と子会社となるうとするものの契約がなされ、特別決議があつて、株式買い取り請求権の行使と不行使の問題があつて、そこで成立をするということあります。そして、その契約内容についても具体的に手続が明定されているということあります。効力的にも対世的な効力があるというふうになつてゐるわけであります。

そこで、この契約の性質は、有効、無効の問題を判断するときに影響するのでお伺いしたいのですが、立法者側としては、これはどういううけれども、立法者側としては、これはどういう契約だというふうに理解されているのか、お伺いをしたいわけであります。株主に対して効力が及ぶということからすれば第三者のためにする契約なのかなとも思えるし、そうでもない、組織的なものかなとも考えたり、いろいろ考えているわけありますけれども、その点についてのまず性質、それからその効力というものについてお伺いをしたいわけであります。

○細川政府委員 株式交換の無効原因でございますが、これは他の場合と同様、商法上は具体的な事由を規定しておりませんが、一般論として、当然解釈の問題として出てきますのは、株式交換契約自体について誤謬、詐欺等の一般司法上の瑕疵がないこと、それから株式交換契約書を全くつくつてないといったところ、あるいは株式交換契約書に法定の重要な記載事項が欠けていた、あるいは株主総会の株式交換契約書の承認決議に取り消し無効の原因があるといった場合が無効の原因として考えられるわけでござります。

それから、株主総会の決議取り消しの訴え等の関係については幾つか学説がございますが、一般的には吸收説といふことで、決議取り消しの事由がある場合には株式交換無効として主張すべきであるということが一般的に解釈されているわけでござります。

○福岡委員 そうしますと、今回の交換制度の場合も過去のいわゆる株主総会の無効取り消しそれから不存在のいろいろな判例がありませけれども、規定期のないところはそういうものに従つてある場合には株式交換無効として主張すべきであるということが一般的に解釈されているわけでござります。

○福岡委員 そうしますと、今回の交換制度の場合は、過去のいわゆる株主総会の無効取り消しそれから不存在のいろいろな判例がありませけれども、規定期のないところはそういうものに従つてある場合には株式交換無効として主張すべきであるということが一般的に解釈されているわけでござります。

さて、前回の事業会社に対する本件に愛着を持っている人は、六ヶ月以内ですね。認められておりまますけれども、無効原因としてどういうようなものがあるのか、ちょっと予測がしがたいところがあると思うのです。普通、法令、定款違反というものが無効原因の主なものだと思ひますけれども、例えば先ほど言いました契約の中に要件事項すべて、例え

ば株式交換の比率であるとかいろいろなその他の事項がずっとたくさん定められています。そいつたものが欠缺している場合はだめなのかとか、それから手続的な面では、株主総会の手続上どういうようなものが無効原因になるかというこ

と、それからさらには、決議不存在なんかの場合には、これは六ヶ月の制約といふものがあるのかどうかというような問題。無効とか不存在とかいう問題のいろいろな法的問題が起つてくると思うのですけれども、どういうような考え方があるのか、簡潔にひとつお聞かせを願いたいと思います。

最後に、今回の私の質問の観点は、こういった制度は必要ではありますけれども、やはり独占禁止法の自由で公正ないわゆる自由競争を保障するということには明確な基準というものをきちっとしておく必要があるかということが一つ。

それからさらに、こういう完全持ち株会社というような法形式と、実質的な経済支配といいますか企業支配というものがそこしていることを容認していくということになると、そのために生じてをどうしていくかという問題をきちっとしておかないと、これに伴ういろいろな不正な行為というもののはばっこを許す場合もあるわけですね。

したがいまして、今始まつばかりでありますからすべてが一〇〇%万全というわけにはいきませんけれども、附帯決議にありますような諸問題は少なくとも早急に、労働問題なんかは二年ぐらいである程度整備するというように書いてありますけれども、きちっとした形にして、そして安定した関係をつくっていくということがこの制度を成功させるゆえんであるというふうに考えるわけであります。

そういう意味におきましては、ぜひとも早急にこういった問題を整備して、マイナス面はきちっと手当をして、それをプラスに変えるという御努力を賜りたいというふうに思います。最後に、大臣の方から一言だけ御答弁をお願いいたします。

○陣内国務大臣

持ち株会社及び親子会社をめぐる利害関係者の利害を調整し、これら関係者の権利を適切に保護することは、今委員御指摘のように、このような関係にある会社の適正な経営等に不可欠であり、ひいては我が国の会社制度の健全な発展にとっても極めて重要な課題であると認識いたしております。

したがいまして、この問題につきましては、今後も持ち株会社及び親子会社制度の運用状況等を

○福岡委員 どうもありがとうございました。これまで質問を終わります。

○杉浦委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でございました。

きょうは商法改正の法案質疑であります。その前に、同僚委員である保坂議員に対する盗聴問題についてひとつお尋ねをしておきたいと思いま

す。

衆議院法務委員であります社会民主党の保坂展人議員は、六月二十二日午後六時二十四分ごろ、テレビ朝日の記者による通話を何者かにかけて盗聴されたとして、一昨日の七日、東京地方検察庁に対して、電気通信事業法違反容疑で告訴をいたしました。告訴状にありますように、被

犯者は不詳であります。だれが、何の目的で盗聴を行ったのか。

また、朝日新聞社と毎日新聞社に対して、盗聴した電話通信回線の傍受記録なるものが匿名の手紙とともに郵送されたことが、本件盗聴事件発覚の端緒となつたようになります。だれが、どんな意図で二つの新聞社に対してこのようなことをしたのか。手紙の差出人と盗聴の容疑者が同一人物なのかどうかを含めて、現在全く不明の状況であります。

しかし、事は国会議員とマスコミとの間の電話通信に関する盗聴容疑という、まことに重大な事案であります。当然、真相の速やかな徹底解明が求められていると思います。

そこで、最初に法務大臣に、この問題、この事

件をどう受けとめておるのか、まずお聞きをいた

したいと思います。

○陣内国務大臣

お尋ねの件につきましては、東

京地方検察庁において、保坂議員からの告訴を受

理し、捜査中であるものと承知いたしております。

この件につきましては、検察当局において適宜

適切に対処するもの、このように考えておりま

す。

○木島委員 野田国家公安委員長は、昨八日の閣

議後の記者会見で、この事件に関して、通信傍受法案成立妨害の意図を感じる旨述べたと報道され

ております。

当委員会に野田大臣を呼ぶことは原則できませ

んし、本日おりませんから、今私は野田大臣の真

意をたすことにはいたしませんが、昨日八日の閣

議で、この問題に関する何らかの報告があつたの

かどうなのか、あるいは法務大臣から何らかの報

告を閣議にしたのか、大臣お答えいただきたい

と思うんです。

○陣内国務大臣 この件についての報告なり私か

らの発言は全くございません。

○木島委員 それでは、野田大臣が通信傍受法案

成立妨害の意図を感じる旨述べたやに報道されて

いる、これが事実だとすれば、野田大臣の現在の

一つの認識だと思うんです。同じ閣僚として、野

田大臣のこうした認識に対して陣内法務大臣はどう

のようにお考えなのか、法務大臣としての認識を

お伺いしたいと思うんです。

○陣内国務大臣 私から特に申し上げることは適

切ではないんじやないかと思っております。

○木島委員 しかし、同じ閣僚として重大な発言

だと受けとめざるを得ないんです、これは、御存

じのように、通信傍受法案が現在参議院で審議中

である。衆議院当委員会では、大変な状況の後、

いわゆる強行採決なるものの結果、参議院に送ら

れたということは、法務大臣御承知のとおり。

同僚閣僚ですよ。通信傍受法案の所管大臣が、

あなた、陣内法務大臣。この法案が仮に成立す

ば、実施の警察庁の所管大臣が野田国家公安委員

長。そういう人物の発言が、報道されておるの

が、実際だとすれば、考え方を聞かざるを得ないんで

す、私は、逃げないで答えていただきたいんで

す。

○木島委員 どういう発言をされたのか、ど

ういうお考へで発言されたのか、私全く知り得な

いところでございますので、私からそのことにつ

いて触れるることはできないと思います。

○木島委員 それでは、法務大臣は、野田大臣の

ように、本件について、現在、通信傍受法案成立

妨害の意図を感じる、そういう感じをお持ちです

か。そういう感じは全く持っていないのか。そこ

は、法務大臣の今の認識をお聞きしたいと思うん

です。それを答えてください。

○陣内国務大臣 ただいま申し上げましたよう

に、東京地方検察庁において、保坂議員からの告

訴を受理し、その検査中であるというふうに承知

しております。したがいまして、私から所見を述

べることはあるべきで避けさせていただきたいと思

いますが、検察当局においては、いずれにしても、

適宜適切に対処してまいるものと考えております。

○木島委員 私は、七日、この国会内におきまし

て、保坂議員から詳しく述べたやに報道されて

いる、これが事実だとすれば、野田大臣の現在の

一つの認識だと思うんです。同じ閣僚として、野

田大臣のこうした認識に対し、陣内法務大臣はどう

のようにお考へなのか、法務大臣としての認識を

お伺いしたいと思うんです。

○木島委員 私は、七日、この国会内におきまし

て、保坂議員から詳しく述べたやに報道されて

いる、これが事実だとすれば、野田大臣の現在の

一つの認識だと思うんです。同じ閣僚として、野

田大臣のこうした認識に対し、陣内法務大臣はどう

のようにお考へなのか、法務大臣としての認識を

お伺いしたいと思うんです。

○木島委員 私は、七日、この国会内におきまし

て、保坂議員から詳しく述べたやに報道されて

いる、これが事実だとすれば、野田大臣の現在の

一つの認識だと思うんです。同じ閣僚として、野

田大臣のこうした認識に対し、陣内法務大臣はどう

のようにお考へなのか、法務大臣としての認識を

お伺いしたいと思うんです。

○木島委員 それでは、法務大臣は、野田大臣の

ように、本件について、現在、通信傍受法案成立

妨害の意図を感じる、そういう感じをお持ちです

か。そういう感じは全く持っていないのか。そこ

は、法務大臣の今の認識をお聞きしたいと思うん

です。それを答えてください。

○木島委員 それでは、法務大臣は、野田大臣の

ように、本件について、現在、通信傍受法案成立

妨害の意図を感じる、そういう感じをお持ちです

か。そういう感じは全く持っていないのか。そこ

は、法務大臣の今の認識をお聞きしたいと思うん

です。それを答えてください。

○木島委員 それでは、法務大臣は、野田大臣の

ように、本件について、現在、通信傍受法案成立

妨害の意図を感じる、そういう感じをお持ちです

か。そういう感じは全く持っていないのか。そこ

は、法務大臣の今の認識をお聞きしたいと思うん

です。それを答えてください。

た、こういう重大な事実であります。四つ目に、その送信記録から指摘できるんだと思うんですが、通話のあつた時間が当(六時)二十四分から七秒間だった。ここまで事実が符合いたしますと、保坂議員とテレビ朝日記者との電話が(六月)二十一日午後六時二十四分ごろ七十秒間にわたって氏名不詳の者に傍受されたということ、これは常識的な合理的な疑いをかけるのは当然だと思うんです。

刑事局長、お聞きしますが、ここまで事実が確認されれば、この事実はもう明らかに電気通信事業法違反であると断定できるかと思うであります。当然、犯人とかその動機とか意図、目的等は徹底して捜査をしていただきたいのですが、少なくとも、今、告訴によって検察当局に差し出されている諸資料、証拠、それに基づけば本件が電気通信事業法違反は明らかであると思うですが、法務当局の、刑事当局の御見解をまず聞きたいと思うのです。

○松尾政府委員 具体的な告訴事実についての真相の解説は、今東京地検で受理をいたしまして捜査中ということでありますので、具体的な内容に触れるのは適切ではないと思うのです。ただ、法案を出しておりまして、その御審議の中では、今回保坂議員の電話を傍受したと称する件について、例えば「NTTのTWSにアクセスし」というような形で傍受がなされたというよう

うに報道されているわけでございますが、法案の審議の中で、まさにTWSという機械ですが、チスト・ワーク・ステーションというのですが、これが質疑に出でおりまして、それについて私が現にTWSにアクセスして傍受することは可能ではないかという点について答弁をしていることもござりますので、今回の告訴事件と離れて技術的な問題に限りましてだけ答弁をさせていただきたいと思います。

と申しますのは、結論から申し上げますと、まづ携帯電話と固定電話との間の通信を考えてみましたが、携帯電話の方を傍受することとは技術的に書いてはあります。

的には不可能でございます。それでは二番目に、固定電話の方を傍受することはいかがか。今、技術的に不可能と申しましたのは、通信事業者以外が傍受することはというふうに限定をいたしますが、通信事業者以外が傍受することは携帯電話では不可能でございます。それから固定電話、通常のNTTの固定電話でございますが、これも結構から申し上げますと、NTTの職員以外は、何らかの機材を用いて外部からTWS、つまりテスト・ワーク・ステーションにアクセスし傍受を行うことはできません。つまり、何重ものセキュリティーがかけられているものと我々は承知しております。

したがって、TWSにアクセスをして傍受したことの記述がもしあるのであれば、それは技術的に不可能でございます。その点だけ申し上げておきたいと思います。

○木島委員 刑事局長は、氏名不詳者から朝日新聞と毎日新聞社に送られた手紙は見ておるのであります。

○松尾政府委員 報道機関から非公式にといいますか、入手しまして、手紙は承知しております。

○木島委員 非公式入手というのは何ですか。捜査ですか。

○松尾政府委員 これは捜査ではございません。

○木島委員 捜査ではないですね。あなたは法務省の刑事局長。

告訴は東京地方検察庁になされ、七日に提出し

たのですが、受理は八日のようですが、受理したのは東京地方検察庁。どういう体制でどこが捜査に入るのか。刑事局長、それだけは答弁してください。東京地検特捜部が体制をつくって捜査に入れるのですか。

○松尾政府委員 告訴状は東京地方検察庁の特捜部で提出されまして、通常ですと同部、つまり特別のものです。と私が入手している手紙のコピーには書いてはあります。

その辺は徹底的に捜査の対象になるとは思うのですが、それでは、刑事局長いろいろ今おっしゃいましたけれども、告訴の対象になっている電話の機器、これはテレビ朝日の記者から保坂議員へ発信した部分が傍受、盗聴され、告訴の対象には報道に出ている限りということございまして、テレビ朝日側の記者が使用した電話という程度しか承知しておりません。それがどういう電話であって、例えば局内のどこにあってというよう

なことについては承知しているわけではございません。

○木島委員 固定した電話機なのか携帯電話なのか、デジタルなのかアナログなのか、そういう点は承知しておりますか。

○松尾政府委員 その点の詳細は承知しておりますので、今、先ほどのようない形では、一般論に引き直せば、固定電話とそれから携帯電話との通信ということで考えますとというふうに申し上げた次第でございます。

○木島委員 先ほどの私の四点にわたって、これは間違いくち説謗という行為は行われたのではないかと私は意見を申し上げました。

○木島委員 先ほどの私の四点にわたって、これは間違いくち説謗という行為は行われたのではないかと私は意見を申し上げました。

○木島委員 告訴状を受理するまでの時間的な経過はまさに委員御指摘のとおりだと思います。通常、特捜部の受理の手続は、告訴状をお持ちいただきたときいろいろお聞きはすると思いますが、告訴状の内容等をさらに再度チェックいたしまして、その告訴権者あるいは告訴事実の内容の構成要件的な該当性の問題等を含めまして、告訴状の内容等をさらに再度チェックいたしましたときいろいろお聞きはすると思います。

○木島委員 ところは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。もちろん、だれがやったのか私もわかりません。そこは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。そこは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。

○木島委員 ところは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。そこは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。

○木島委員 ところは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。

○木島委員 ところは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。

○木島委員 ところは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。

○木島委員 ところは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。

○木島委員 ところは徹底、厳正捜査してもらいたいといふ。

す。手紙の中に入ることも常識的には考えられないことが一部二部あつたとしても、私の質問に対しても、そこでだけを取り上げてここで答弁するという態度は何たる態度かな。本当に保坂議員の告訴の真意をとらえて、徹底して真実を解明する検察当局とはいかがなものかなという印象を今受けたという

ことは、ついでに私は法務大臣に聞きたいのです。一点だけ、告訴の受理の問題についてただしことだけ指摘しておきたいと思うのです。

七日に保坂議員は告訴状を提出しました。しかし、七日の時点では突き返されたそうであります。告訴状受理はなかつたそです。そして、その後、改めて告訴状をコピーだけがとられて、コピーを検察官は受け取つて、原本は告訴本人に、保坂議員に返したそです。そして、その後、改めて告訴状原本、これを検察官に提出するという行為がなさい。そういう状況で、どういう事情か、昨日の夜でようか夕方でしようか、告訴状受理と

して、告诉状をコピーだけがとられて、コピーを検察官は受け取つて、原本は告訴本人に、保坂議員に返したそです。そして、その後、改めて告訴状原本、これを検察官に提出するという行為がなさい。そういう状況で、どういう事情か、昨日の夜でようか夕方でしようか、告訴状受理と

するでしょう、そんなことがきのうの段階ではつきりして、慌てたように、「コピーだけ受け取っておいてそれで告訴を受理しましたなんという、本当に私は率直に言って、今の地検のやり方は不自然さをぬぐえません。

法務大臣、こういう状況です。先ほど答弁をされました。告訴状は受理された、適宜適切に対処すると答弁をされました。事は重大であります。

改めて、検察当局が事件の全容を徹底的に解明する、そして容疑者を摘発して、厳正な処断を下す責務が検察当局にはある。指揮権の問題が当然あることを承知の上であります。が、法務大臣としての決意のほどを承っておきたいと思います。

○陣内国務大臣　これは一般論として申し上げるわけでございますけれども、検察当局におきましては、常に法と証拠に基づきまして、刑事案件として取り上げるべきものがあれば適宜適切に対処するものと思います。

○木島委員　きょう私の方からはこの問題はこれだけにとどめて、きょうの質疑の本題であります。商法改正についてお聞きをしたいと思います。私からは、商法改正、大きな項目は三項目であります。その中での第一項目、株式交換・移転制度による持ち株会社の創設の問題についてきょうはお聞きをしたいと思います。

今回の商法改正による株式交換・移転制度の導入は、親会社が子会社の株を一〇〇%保有するいわゆる完全親会社、この創設を容易にするための改正であります。が、なぜ今このような改正をしなければならぬのか、その政策の目的は基本的に何か、まず法務当局からお伺いしたいと思うんです。

○細川政府委員　現在は、多くの企業は単独で行動するのではなくて、企業グループを形成して活動することにより、経営の効率化、国際的な競争力の向上を図っております。株式交換及び株式移転の制度は、このような企業グループを形成するための有効な法的手段である完全親会社の創設を容易にする、そんなために創設を円滑に行うことができるようになります。

○木島委員　きょうの質問は悪いですけれども、当局の立場に立ちますと、せっかく一昨年独占法を改正し、また金融持ち株会社を創設可能とする法律はつくったが、肝心かなめの商法というこの基本法の中にさまざまな制約がある。それによって、大企業、独占企業がやりたくても、容易に完全持株会社が創設できない、そういう状況に現全持株会社が創設できない、そういう状況にある。

○細川政府委員　そこで、法務大臣にお聞きしたいと思います。閣僚の一員としての法務大臣に、今の小済内閣の基本姿勢についてお伺いしたいんです。

○木島委員　そこで、法務大臣にお聞きしたいん

です。しかし、先ほど午前中に同僚委員からも指摘

されておりましたが、一昨年五月十四日の衆議院

商工委員会の附帯決議、同年六月十日の参議院商工委員会の決議、いずれも第六項目に確かにあります。「持株会社の設立等の企業組織の変更が利益関係者の権利等に配慮しつつ円滑に行われるよう、会社分割制度や株式交換制度等について検討を行う」とありますよ。しかし、その同じ附帯決議の第四項目に「持株会社の解禁に伴う労使関係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合の改正問題を含め今後二年を目途に検討し、合法の改定問題を含め今後二年を目途に検討し、必要な措置をとること」など、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること」あるんですよ。

ところが、さっき法務大臣、民事局長もお聞きのとおりです。四項目め、どうなっているんだといふ質問に対しては、労働省は、ようやく検討は

やつて、ことしの秋ごろにも検討結果が出る、そ

ういう段取りだと言うのですよ。本当に私は、子

るものでございまして、現在の経済情勢上、経済界からも要望があるものでございますから、こういう改正が必要であるとしたものでございました。

○細川政府委員　平成九年の独占禁止法の改正に当たりまして、衆議院、参議院それぞれの商工委員会で附帯決議が付されているわけでござります。そして、その衆議院の附帯決議の第六項でございますが、「持株会社の設立等の企業組織の変更が利害関係者の権利等に配慮しつつ円滑に行われました。これらは、大企業や大銀行の資本集中を飛躍的に加速させる、そして巨大グループと多国籍企業の経営支配力を著しく強めて、それで独占の弊害が大きくなる、そしてその結果、日本経済の民主的発展や国民生活、特にそこで働く労働者の皆さん、下請企業の皆さん、債権者の皆さん等々、国民生活に重大な悪影響を及ぼすものとして、我が党は、これらの持株会社の解禁に反対をいたしました。

○木島委員　そこで、法務大臣にお聞きしたいん

です。しかし、先ほど午前中に同僚委員からも指摘

されておりましたが、一昨年五月十四日の衆議院

商工委員会の附帯決議、同年六月十日の参議院商工委員会の決議、いずれも第六項目に確かにあります。「持株会社の設立等の企業組織の変更が利益関係者の権利等に配慮しつつ円滑に行われるよう、会社分割制度や株式交換制度等について検討を行う」とありますよ。しかし、その同じ附帯決議の第四項目に「持株会社の解禁に伴う労使関係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合の改正問題を含め今後二年を目途に検討し、合法の改定問題を含め今後二年を目途に検討し、必要な措置をとること」など、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること」あるんですよ。

ところが、さっき法務大臣、民事局長もお聞きのとおりです。四項目め、どうなっているんだといふ質問に対しては、労働省は、ようやく検討は

やつて、ことしの秋ごろにも検討結果が出る、そ

ういう段取りだと言うのですよ。本当に私は、子

会社の労働者、子会社の労働組合が大変な事態になると思うのですよ。完全子会社がどんどんつぶれていって、親会社がリストラする。はい、この子会社は廃業だ、そして労働者は全部解雇だな

んということは想定されるわけですから。

ですから、附帯決議の四項、六項は、少なくとも同時に出来なければならない。これは内閣の姿勢も問題だと思うのですよ。持株会社創設をやりやすくなるため、商法だけはとんとん改正して、そういう附帯決議がございましたし、また政府の規制緩和計画にもそういうことが載っておりました。参議院におきましたのもやはり同様な附帯決議がなされているわけでございまして、そういう附帯決議もございましたし、また政府の規制緩和計画にもそういうことが載っておりましたので、私どもでは、こういったことも勘案して現在の改正案を提出している次第でございました。

○木島委員　そこで、法務大臣にお聞きしたいん

です。しかし、先ほど午前中に同僚委員からも指摘

されておりましたが、一昨年五月十四日の衆議院

商工委員会の附帯決議、同年六月十日の参議院商工委員会の決議、いずれも第六項目に確かにあります。「持株会社の設立等の企業組織の変更が利益関係者の権利等に配慮しつつ円滑に行われるよう、会社分割制度や株式交換制度等について検討を行う」とありますよ。しかし、その同じ附帯決議の第四項目に「持株会社の解禁に伴う労使関係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合の改正問題を含め今後二年を目途に検討し、合法の改定問題を含め今後二年を目途に検討し、必要な措置をとること」など、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること」あるんですよ。

ところが、さっき法務大臣、民事局長もお聞きのとおりです。四項目め、どうなっているんだといふ質問に対しては、労働省は、ようやく検討は

やつて、ことしの秋ごろにも検討結果が出る、そ

ういう段取りだと言うのですよ。本当に私は、子

会社の労働者、子会社の労働組合が大変な事態になると思うのですよ。完全子会社がどんどんつぶれていって、親会社がリストラする。はい、この子会社は廃業だ、そして労働者は全部解雇だな

んということは想定されるわけですから。

ですから、附帯決議の四項、六項は、少なくとも同時に出来なければならない。これは内閣の姿勢も問題だと思うのですよ。持株会社創設をやりやすくなるため、商法だけはとんとん改正して、そういう附帯決議がございましたし、また政府の規制緩和計画にもそういうことが載っておりました。参議院におきましたのもやはり同様な附帯決議がなされているわけでございまして、そういう附帯決議もございましたし、また政府の規制緩和計画にもそういうことが載っておりましたので、私どもでは、こういったことも勘案して現在の改正案を提出している次第でございました。

○木島委員　そこで、法務大臣にお聞きしたいん

です。しかし、先ほど午前中に同僚委員からも指摘

されておりましたが、一昨年五月十四日の衆議院

商工委員会の附帯決議、同年六月十日の参議院商工委員会の決議、いずれも第六項目に確かにあります。「持株会社の設立等の企業組織の変更が利益関係者の権利等に配慮しつつ円滑に行われるよう、会社分割制度や株式交換制度等について検討を行う」とありますよ。しかし、その同じ附帯決議の第四項目に「持株会社の解禁に伴う労使関係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合の改正問題を含め今後二年を目途に検討し、合法の改定問題を含め今後二年を目途に検討し、必要な措置をとること」など、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること」あるんですよ。

ところが、さっき法務大臣、民事局長もお聞きのとおりです。四項目め、どうなっているんだといふ質問に対しては、労働省は、ようやく検討は

やつて、ことしの秋ごろにも検討結果が出る、そ

ういう段取りだと言うのですよ。本当に私は、子

会社の労働者、子会社の労働組合が大変な事態になると思うのですよ。完全子会社がどんどんつぶれていって、親会社がリストラする。はい、この子会社は廃業だ、そして労働者は全部解雇だな

んということは想定されるわけですから。

ですから、附帯決議の四項、六項は、少なくとも同時に出来なければならない。これは内閣の姿勢も問題だと思うのですよ。持株会社創設をやりやすくなるため、商法だけはとんとん改正して、そういう附帯決議がございましたし、また政府の規制緩和計画にもそういうことが載っておりました。参議院におきましたのもやはり同様な附帯決議がなされているわけでございまして、そういう附帯決議もございましたし、また政府の規制緩和計画にもそういうことが載っておりましたので、私どもでは、こういったことも勘案して現在の改正案を提出している次第でございました。

○木島委員　そこで、法務大臣にお聞きしたいん

です。しかし、先ほど午前中に同僚委員からも指摘

されておりましたが、一昨年五月十四日の衆議院

商工委員会の附帯決議、同年六月十日の参議院商工委員会の決議、いずれも第六項目に確かにあります。「持株会社の設立等の企業組織の変更が利益関係者の権利等に配慮しつつ円滑に行われるよう、会社分割制度や株式交換制度等について検討を行う」とありますよ。しかし、その同じ附帯決議の第四項目に「持株会社の解禁に伴う労使関係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合の改正問題を含め今後二年を目途に検討し、合法の改定問題を含め今後二年を目途に検討し、必要な措置をとること」など、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること」あるんですよ。

ところが、さっき法務大臣、民事局長もお聞きのとおりです。四項目め、どうなっているんだといふ質問に対しては、労働省は、ようやく検討は

やつて、ことしの秋ごろにも検討結果が出る、そ

ういう段取りだと言うのですよ。本当に私は、子

会社の労働者、子会社の労働組合が大変な事態になると思うのですよ。完全子会社がどんどんつぶれていって、親会社がリストラする。はい、この子会社は廃業だ、そして労働者は全部解雇だな

んということは想定されるわけですから。

本当に働く者の権利が守られるかどうか非常に心配な面があるといって、二年を日途に労働組合法の改正問題も含めて検討し、必要な措置をとるべきと、こういう附帯項目がついているわけですよ。そっちの方はネグレクトされちゃっている、それはどうなんですかということを、閣僚の一員たる法務大臣に今伺ったところであります。

本年六月十一日に、小渕内閣の産業構造転換・雇用対策本部が決定した「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について」という文書があります。その二つ目が「産業競争力強化対策」です。

その一が「事業再構築のための環境整備」であります。「企業の自助努力を前提としつつ、経営の「選択と集中」を通じた企業の財務体質の改善の円滑化に資するため、企業の組織形態の自由な選択、事業転換や過剰設備の廃棄等を容易にするための環境整備として、以下の措置を講ずる。」その第一が、「企業組織の自由な選択」であります。そしてなお、その第一が「株式交換・株式移転制度の導入」であります。文書は、「持株会社設立や会社の買収・子会社化を円滑に行えるよう、株式交換・株式移転制度の法案の今国会における早期成立と早期導入を図る。」こういう位置づけなんですね。

これから補正予算が提出をされ、予算委員会も始まるのですが、最大の問題に雇用対策、産業競争力強化問題がなってくると思うのですが、六月十一日のこの小渕内閣の基本文書の産業競争力強化対策の何よりも第一に、会社の買収、子会社化が円滑にできるような、持ち株会社設立が円滑にできるような株式交換、株式移転制度の早期成立、早期導入がうたわれているわけです。これに至る前提として、本年六月三日に行われた第四回産業競争力会議があります。これには陣内法務大臣も出席をされていました。その議事要旨をとつて読んでみましたがところ、何しろ奥田トヨタ自動車社長、現日経連会長、出井ソニー社長、あるいは磯口アサヒビール名誉会長、

あるいは牛尾ウシオ電機会長、これら日本の経済界の中心の人たちからこもこも、株式交換制度を早くつくってほしい。

ソニーの出井社長などは、「これがもし通らないと株価にも非常に影響するし、海外からの日本

の評価にかかるわ。」そういうような意見も出されたやに書かれています。そこで、陣内法務大臣から、発言として「株式交換制度については、大変重要な問題だと認識。早期成立に努力をしたい。」そういうのが要旨として議事録に出ています。

そしてさらに、私は大変驚いたのですが、総理の発言も出ているのですよ。それで、要旨のようですが、「改めてこの提案のあた株式交換制度の問題については、国会の中で法律案の順番を変えてでもやっていただきたい。」一国の総理大臣が、法務

委員会の理事会で協議するような、法案の順番を変えてでも株式交換制度の創設のためには努力します。そしてなお、その第一が「株式交換・株式移転制度の導入」であります。文書は、「持株会社設立や会社の買収・子会社化を円滑に行えるよう、株式交換・株式移転制度の法案の今国会における早期成立と早期導入を図る。」

この位置づけなんですね。

これから補正予算が提出をされ、予算委員会も始まるのですが、最大の問題に雇用対策、産業競争力強化問題がなってくると思うのですが、六月十一日のこの小渕内閣の基本文書の産業競争力強化対策の何よりも第一に、会社の買収、子会社化

が円滑にできるような、持ち株会社設立が円滑に

できるような株式交換、株式移転制度の早期成立、早期導入がうたわれているわけです。

さ

○木島委員 最後の部分というのは、総理の発言

の部分ですか。(陣内国務大臣「ええ、そうですね」と呼ぶ)大臣がこの議事録要旨にあるような発言をされたのは事実ですね。(陣内国務大臣「そうです」と呼ぶ)

それで、私は、何でこんなに今の財界が持ち株会社創設を急こうとしているのか、純粹持ち株会社創設を急こうとしているのか、その趣旨について、これは公正取引委員会にお聞きしようかなど

思っています。

持ち株会社設立、会社の買収、子会社化を円滑に行えるよう求める財界や大企業の意図や目的は何か。要するに、完全持ち株会社、純粹持ち株会社の経済的な本質というのは何なのかということです。

私は、この「企業の組織形態の自由な選択、事業転換や過剰設備の廃棄等を容易にするための環境整備」として、以下の措置を講ずる。

○陣内国務大臣 この産業競争力会議というのは、総理の主宰によりまして、産業の競争力強化を目指し、官民を挙げて経済の供給面の問題へ取り組もうということで、自由な意見の交換をする場だと承知いたしております。

そして、第四回において、今委員御指摘のようないい経済界からの御発言がございました。それに対するお答えをいたします。

この日は、これはガイドライン法案の特別委員会か何か、別途行われおりましたので、私ぞちらの方の答弁のために途中で退席いたしましたので、最後の部分につきましては、私ちょっと存じ上げておりません。

たわけございまして、そういうことから考

ますと、企業経営の選択肢として持ち株会社を利用したいというような要望もあり、独占禁止法の目的に照らしても過剰な規制になつていてのではなくかということで、見直しをし、改正をしたわけございまして、独占禁止法の目的からいまして、事業支配力の過度集中になる、こういう持ち株会社は引き続き禁止するということで改正がなされたものでございます。

現在持ち株会社されたものというのは、私どもに報告があつたもの、事業活動の報告で把握しているものは二件ございまして、それらがどういった目的あるいは意図、経済効果を持つてやらされたかという、これをすべてのものに当てはめるというのは、なかなかお答えにくいところでございます。

現在持ち株会社されたものというのは、私どもに報告があつたもの、事業活動の報告で把握しているものは二件ございまして、それらがどういった目的あるいは意図、経済効果を持つてやらされたかという、これをすべてのものに当てはめるというのは、なかなかお答えにくいところでございます。

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○木島委員 いろいろお答えがありましたが、例え、一昨年の独禁法の改正などによって持ち株会社が解禁された。現行商法ではやり方は三つありますとさき答弁されましたね。例えばやり方の一つとして公開株の買い取り方式がある、株を買います。

私が、この現行商法のやり方では、反対する株主もいるから一〇〇%株は買取できない、完全子会社をつくるのは不可能と。今回の商法改正によってその制約を取つて、一〇〇%子会社の株を親会社が支配できるとさき答弁されましたね。例えばやり方の一つとして公開株の買い取り方式がある、株を買います。

占めていけばいいのだと。しかし、その現行商法のやり方では、反対する株主もいるから一〇〇%株は買取できない、完全子会社をつくるのは不可能と。今回の商法改正によってその制約を取つて、一〇〇%子会社の株を親会社が支配できるとさき答弁されましたね。

何でこれ一〇〇%にしなきゃいかぬですか。一部子会社に一〇〇%や五〇%の買収に反対する株主がいては、何でいけないのですか。私はそれがわからない、民事局長。

○山田政府委員 お答えいたします。

大変難しい御提起で、今の現状を私の方から、どういうふうに考えているかということかと思いますが、まず、もう先生御承知のとおり、平成九年の独占禁止法改正というのは、これは、経済が非常に国際化してきた、また経済構造改革も進めなきゃいけない、そして、それまでの独占禁止法は純粹持ち株会社というのを全面的に禁止してい

られております。今度は、子会社の方から見てみますと、子会社にとっては株主は一人になるわけになりますので、株主総会の運営等が非常に容易になる、こういうことでござります。

○木島委員 大体、今、日本で親会社が子会社の株を八割持つていて機動的な運営ができない、一〇〇%持てば機動的な運営ができる、そんなことはあり得ないです。そんな理由は通らないです。

○○%持てば機動的な運営ができる、そんなことはありますよ。そんな理由は通らないです。そこで一〇〇%親会社は子会社の株を支配しようとすると、商法の原則を変えてまで、子会社の少數株主の権利を抑えてまで親会社が一〇〇%株を支配しようとするのか。どこにその秘密があるのかなど、いろいろ考えました。これは九七年三月十一日の朝日新聞の記事であります。ですが、こういう記事があつて、ああこれだなと私は思いました。持ち株会社解禁はどうなるかという記事であります。『課題残る少數株主対策』進む一〇〇%子会社化、この中で、『米英独では、持ち株会社が傘下の子会社の株式を一〇〇%保有するのが大半だ。』その次が大事なんですね。『米国で一〇〇%子会社が多いのは、少數株主に株主訴訟を起こされるのを防止するためだ。』とあるのです。

親会社が子会社を、七割、八割株を持っていたら、それは完全支配ですよ。しかし、それでも、五、一〇%の子会社の少數株主がいることすら許さないという、そのための法律でしきう。今回の商法改正でしきう。その本当の理由はここにあるのかな。株主訴訟を起こされたら大変だ。

これは、裏返すと、子会社の取締役が勝手な経営をする、それは子会社の少數株主が株主訴訟を起こせるのですが、完全子会社になれば、確かに株主は、親会社が一〇〇%握っちゃつてしますから、違法不当な、ふらちなことをやつた子会社の取締役に対する株主代表訴訟は、起こす人はいません。親会社が全部株を握っているのですから、邊が本当の目的なのじゃないですか。その辺が本会の株を握るという純粹持株会社、完全持

ち株会社を急いでいる本当の理由は、それは、つぶしたいときにはつぶす、その労働者を全部首を切っても批判されない、株主代表訴訟するわけでござります。ですから、量の問題ではないことじやないのですか。民事局長、どうですか。

○細川政府委員 まず、五〇%以上、仮に八〇%の株を持っている場合には、その子会社を支配できるというのは当然でございますが、先ほど申し上げましたように、その程度が八〇%と一〇〇%とは違うので、一〇〇%の方がより機動的な運営ができるということが第一点でござります。

それから、従来の子会社の株主は、これは親会社の株主になるわけでござりますから、親会社の株主としての権利は行使することはできるわけでございまして、子会社の経営が不当な場合には、その経営が不当な理由が親会社の取締役が適切にその権限を行使していいということが原因でございまして、先ほど御指摘になつたようなことがございまして、親会社の取締役に対する代表訴訟提起権を与えなきゃいかぬために、親会社の少數株主にも子会社の取締役に対する代表訴訟提起権を与えなきゃいかぬが、これがこの目的だということではございません。

それで、日弁連の意見書、九七年三月の「純粹持株会社解禁に関する意見書」では、子会社の少數株主の権利が強制的になくされるか、親会社の微々たる少數株主になつてしまふ、その権利を守るために、親会社の少數株主にも子会社の取締役に対する代表訴訟提起権を与えなきゃいかぬじゃないか、それから、親会社の少數株主になつた株主にも子会社の違法行為廢止請求権、差し止め請求権を与えるべきないじゃないか、そして親会社のそういう微々たる少數株主にも子会社の会計帳簿類閲覧請求権を与えるべきないか、この三つがどうしても必要だということを提起しているんですよ。しかし、この法改正によって、辛うじて三番目の、親会社の株主には子会社の会計帳簿類閲覧請求権が裁判所の許可を条件として与えられたのみでしきう。

だから私は、本当に、子会社の少數株主の権利を抹殺してまでこの制度を急こうとするのは、持ち株会社、いわゆる完全親会社、純粹親会社が絶対的な権限を握つて、たくさん子会社を支配して、そのリストラ合理化を自由化して、それにもかかわらず労働者からも、ましてや株主からも批判されない、そういう仕組みをつくり上げる、そんなん経済効果をねらつての改正法案じゃないかなと思われるを得ないということを、時間ですからきょうは指摘をして、引き続きこの次質問を続行させていただきますが、何か言いたいことがあります。

○木島委員 次回また、それは論議しましょう。

役に起こせるかと聞いている、親会社の株主が。そういう質問です」と呼ぶ) わかりました。単純にお答え申し上げますと、親会社の株主は子会社の株主ではありませんから、子会社の取締役に対する代表訴訟を提起することはできません。

○木島委員 できないのですよ。

それで、日弁連の意見書、九七年三月の「純粹持株会社解禁に関する意見書」では、子会社の少數株主の権利が強制的になくされるか、親会社の微々たる少數株主になつてしまふ、その権利を守るために、親会社の少數株主にも子会社の取締役に対する代表訴訟提起権を与えなきゃいかぬが、これがこの目的だということではございません。

すれば、その親会社の取締役に対して株主代表訴訟を提起することができるわけでござります。したがいまして、先ほど御指摘になつたようなことがございまして、親会社の取締役に対する代表訴訟提起権を与えなきゃいかぬが、これがこの目的だということではございません。

それで、日弁連の意見書、九七年三月の「純粹持株会社解禁に関する意見書」では、子会社の少數株主の権利が強制的になくされるか、親会社の微々たる少數株主になつてしまふ、その権利を守るために、親会社の少數株主にも子会社の取締役に対する代表訴訟提起権を与えなきゃいかぬが、これがこの目的だということではございません。

それで、日弁連の意見書、九七年三月の「純粹持株会社解禁に関する意見書」では、子会社の少數株主の権利が強制的になくされるか、親会社の微々たる少數株主になつてしまふ、その権利を守るために、親会社の少數株主にも子会社の取締役に対する代表訴訟提起権を与えなきゃいかぬが、これがこの目的だということではございません。

終わります。

○杉浦委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

法務大臣に、率直に、政治家同士として、本当に基本の基本、先ほど本件について同僚議員からお答えいただいた点は結構ですから、本の質問にお答えいただいた点は結構ですから、本音のところでお答えいただきたいと思います。

大臣御存じのよう、六月二十二日の夕刻、私の携帯電話と、テレビ朝日記者のこれは固定電話だそうですが、それぞれ発信記録をできました。発信記録というのは、ちょっと細くなりますが、私がかけて留守番電話サービスだった、これが私の方の携帯電話の発信記録であり、あちら方の固定電話の発信記録の中に記録があつたんですね。それで、内容が、これは新聞社に送られていた内容が傍受記録として一分少々の会話をあります。これは、なるほどそういう会話をしたことがあります。これは、なるほどそういう会話をした。そして、親会社はもつと大きいのが普通でございまして、先ほど御指摘になつたように、親会社は一千株だとしますよ、発行株数が。それで、少數株主が百株だと考へてください。百株、十分の一の少數株主が反対しました。そして、親会社はもつと大きいのが普通でございまして、先ほど御指摘になつたように、親会社は一千株だとしますよ、発行株数が。それで、少數株主が百株だと考へてください。百株、十分の一の少數株主が反対しました。そして、親会社はもつと大きいのが普通でございまして、先ほど御指摘になつたように、親会社は一千株だとしますよ、発行株数が。それで、少數株主が百株だと考へてください。百株とか五十株ぐらいの権限しか与えられないでございまして、親会社のほんの微々たる少數株主になつた株主は、確かに親会社の取締役に対する代表訴訟を出せますよ。しかし、肝心かなめの、ふらちなことをやつた、勝手放題なことをやつた子会社の取締役に対するは、株主代表訴訟

○細川政府委員 この代表訴訟に関する日弁連の意見は、一定の範囲で権利を付することには賛成であるが、その範囲については個別の慎重な検討を要するというものでござります。

○木島委員 次回また、それは論議しましょう。

○杉浦委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

法務大臣に、率直に、政治家同士として、本当に基本の基本、先ほど本件について同僚議員からお答えいただいた点は結構ですから、本の質問にお答えいただいた点は結構ですから、本音のところでお答えいただきたいと思います。

大臣御存じのよう、六月二十二日の夕刻、私の携帯電話と、テレビ朝日記者のこれは固定電話だそうですが、それぞれ発信記録をできました。発信記録というのは、ちょっと細くなりますが、私がかけて留守番電話サービスだった、これが私の方の携帯電話の発信記録であり、あちら方の固定電話の発信記録の中に記録があつたんですね。それで、内容が、これは新聞社に送られていた内容が傍受記録として一分少々の会話をあります。これは、なるほどそういう会話をしたことがあります。これは、なるほどそういう会話をした。そして、親会社はもつと大きいのが普通でございまして、先ほど御指摘になつたように、親会社は一千株だとしますよ、発行株数が。それで、少數株主が百株だと考へてください。百株、十分の一の少數株主が反対しました。そして、親会社はもつと大きいのが普通でございまして、先ほど御指摘になつたように、親会社は一千株だとしますよ、発行株数が。それで、少數株主が百株だと考へてください。百株とか五十株ぐらいの権限しか与えられないでございまして、親会社のほんの微々たる少數株主になつた株主は、確かに親会社の取締役に対する代表訴訟を出せますよ。しかし、肝心かなめの、ふらちなことをやつた、勝手放題なことをやつた子会社の取締役に対するは、株主代表訴訟

他方、通信傍受法案に定める犯罪捜査のための通信傍受、これは、組織的かつ密閉的に行なわれた犯人の犯行及び真相の解明が困難な状況に適切に対処することを可能にするものであります。これは憲法上許されるものと見て、組織的な犯罪に適切に対処するための犯罪捜査という公共の福祉の観点から、通信の秘密に対する制約が、やむを得ない、必要最小限の範囲に限定して、裁判官の令状に基づき行われるものでございまして、これについては憲法上許されるものと考えております。

したがいまして、今その両方の面を考えながら取り組んでいかなければならぬと思っておりま

す。

○保坂委員 大臣、私、特に意地悪な質問など絶対しませんので、逆にそう読まれるとかえってよくないと思います。つまり、私は、これは通信傍受法案なんて全然絡めて聞いておりませんので、傍受記録が送られてきたわけですから、まるで私が何か犯罪の容疑がかけられて通知されたのか、しかしながら法案も成立していないなどという話になってしまっていますので、いわゆる違法監視について、行なわれた場合、どんな影響があるのかということについてだけお答えいただきたいということです。

重ねてそういう立場で聞きますが、ですから、大臣は人権擁護の部分を、まさにこちをきちつと守っていましたが、なぜなら、そういうお立場では。そして、お互い、政治家として正反対の意見あるいは時に厳しい対立関係にある場合もござります。しかし、意見、立場はどうあれ、人権といふものは、それが侵害されたときに、相手の意見、立場がどうあらうが、やはりきちっと守るといふのが、私はそういうふうにしていきたい、こういうふうに思つておるんです。

また、被書者の救済制度ということも充実が叫ばれていますが、これは非常に難しいと思うんでありますが、あえて、空聴された被害者の救済というのは一体どういうふうに行なはないとお考えですか。

○陣内国務大臣 先ほど申し上げましたように、被害といふことについては、これは慎重に取り組んでいくべき必要があるということも申し上げたうことを再度申し上げまして、それに対する侵害者は憲法で保障されている人権の侵害でございります。これは到底許されるべきものではないといふことを再度申し上げまして、それに対する侵害者は憲法で保障されている人権の侵害でございります。

○保坂委員 それで、具体的に監視された方といふのはいらっしゃると思うんですね、今まで。いわゆる探偵事務所などに監視された、あるいはいろいろな政治的対立や何かで監視された。

今回、私のケースというのはまさに違法監視。本人が知らないところで、当事者が知らないところで録取されていた記録が突然報道機関に送りつけられてくるという形で暴露されたわけですから、被害者にどういった影響が生じてくると想像になりますが、こういった投書を送りつけた場合、三番目に、マニアというのが世の中に存在します。まさ

に監視を喜びとしているマニアの方がいるだろう。そういう方がこういうことをキャッチして、まさに今、時の流れのこういう法案の激しい議論

ます。したがいまして、これにつまましては、適宜適切に対処する、このように考えております。

○保坂委員 自民党の中には、大変私も尊敬する

方が多いんですが、お互い違う立場になつても相手のことを想像するという想像力を持つていただきたいと思います。

私は、これ、実は先ほど刑事局長も言わされましたけれども、全部紹介すると長いですから、一部

します。「同封した資料は、電話通信回線の傍受記録です。警察の施設から、NTTのTWSにアクセスし、傍受した時のものです。通信傍受法の施行に当たって、警察では警察庁の指示に基づいて、試験的に通信回線の傍受の準備をしていました。作業を開始しているところは、本職のところだけではありません」以下あって、その記録が添付されているわけです。

これは率直なところ、私も、受け取って、そう

か、こういうふうにされているんだというふうに思つて、単純じゃないですよ。これは何だろ

うます。これは到底許されるべきものではないといふことを再度申し上げまして、それに対する侵害者は憲法で保障されている人権の侵害でございります。これはもう公に発表もしていますけれども、額面いふべき必要があるということも申し上げたうことを再度申し上げまして、それに対する侵害者は憲法で保障されている人権の侵害でございります。

○松尾政府委員 先生御指摘のように、通信が違法に監視されるということは大変重大なことだと思います。これはもう公に発表もしていますけれども、額面いふべき必要があるということを一度お聞きしておきました。そこで、何らかの手段で携帯電話並びに相手方の電話との通信を把握して、その意図はわかりませんが、こういった投書を送りつけた場合、三番目に、マニアというのが世の中に存在します。まさ

に監視を喜びとしているマニアの方がいるだろう。そういう方がこういうことをキャッチして、まさに今、時の流れのこういう法案の激しい議論

ます。したがい

ますけれども、実は私の携帯電話、発信記録を提出され、受け付けられたというふうに伺っております。したがいまして、これにつまましては、適宜適切に対処する、このように考えております。

○保坂委員 自民党の中には、大変私も尊敬する方が多いんですが、お互い違う立場になつても相手のことを想像するという想像力を持つていただきたいと思います。

私は、これ、実は先ほど刑事局長も言わされましたけれども、全部紹介すると長いですから、一部

します。「同封した資料は、電話通信回線の傍受記録です。警察の施設から、NTTのTWSにアクセスし、傍受した時のものです。通信傍受法の施行に当たって、警察では警察庁の指示に基

づいて、試験的に通信回線の傍受の準備をしていました。作業を開始しているところは、本職のところだけではありません」以下あって、その記録が添付されているわけです。

そこで、では今度、刑事局長にちょっと伺います。それだけでも、そういう影響を与えていた、そしてまた、実は電話というのは双方でござりますから、私がねらわれたことにこの書面はなつていま

し、あるいは不愉快な嫌がらせ、こういうことに對して正義の王道を貫くのが法務・検察の氣概、こういふうに考えております。そこを信頼しなければ、告訴状など出さない。

さて、今、自分の携帯電話があるわけですよ。

これは先ほど話したように、「一日」、「三十本あつた電話が、きのうなどは三本ぐらいしかかってこない。そのうち一本は事務所からだ、どうも社會的に孤絶したかなという感じを持つわけです。人に聞くと、携帯電話の番号を変えた方がいいですよ、あるいは、もう保坂さんの名前じゃなく、ほかの人の名義で電話を持つてやった方がいい、そういうものかな、確かになと思うのですけれども、私、何も悪いことをしていない。何か自分の番号を変える、そして、今の番号にその変えた番号のガイドを流す、そうしたら余りそれは意味がないような気もしますし、何かこそそ番号を変えたり、まして他人名義の電話などを持つて対応しているというのは、不正確な威迫あるいは不法な行為に屈服した、そういうことになりますいか、こんなふうに思うわけです。

それで、やせ我慢をして、十分の一あるいは二十分の一の着信量に耐えながら、いいこともありますですね。電話で簡単に済ますことだけじゃなく、ちゃんと顔を見て話すという意味で、日常はむしろ充実するかもしれないのですが、しかし不便は負うわけです。アドバイスをお願いしたいのですが、こういう場合どうしたらいいですか。
○松尾政府委員 私自身政治家でございませんので、その影響の及ぶ範囲あるいは深さについても、必ずしも先生のお感じになつておられることは、必死で理解できるかどうかわかりませんが、いずれにしても、そういう通信の秘密を侵害され、あるいはそれによって威迫をされたということになると、その被害は、それ自身、当該個人に対しても心理的大変甚大なものがあろうと思ひます。

また、先生の例を拝見しましても、月曜以来の報道ぶりを見ますと、それは先生以外にもいろいろ

る方が、場合によりますと先生の携帯なり固定電話なりに通信することは控えたくなるようになります。

一般論としてでございますけれども、いずれにしても、違法な通信の傍受等は許されるべきことではありません。今回の法案でも、その点については従来に比べますと格段に重い法定刑を設けています。従来に比べますと格段に重い法定刑を設けているということにも、我々のその点についての評価は出ているというふうに御理解いただきたいと思つております。

○保坂委員 それでは法務大臣伺います。

先ほど木島議員からもありましたが、閣議後の記者会見の野田自治大臣、これは国家公安委員長

としての発言かと思ひますけれども、要するに、

これは盜聴法、組織犯罪対策三法などの成立を妨害しようとする悪質な意図を背後に感じる。極めて不快で怒りを覚える、検察には厳正徹底して不快で怒りを覚える、検察には厳正徹底して不快で怒りを覚える、検察には厳正徹底して

た捜査を望みたい、もともと保坂議員に対する盜聴は何の意味もない、いかにも盜聴をやっている

かのように思はせるのは極めて悪質で許しがたい

などとあるのです。

私は、これは、ここにいらっしゃらない方についてでありますから、えて反論はいたしませんけれども、先ほど来お尋ねしているのは、どんな立場であろうが、自由民主党の方であろうが共産党の方であろうが、それは立場を超えて、何が不気味なことがあって、私は被害があつて訴えてい

ます。

そこで、警察が関与しておる可能性が全くない

にもかかわらず、我々は内部ですからよくわかっていますから、そういうことが全然ないにもかかわらず、あたかも警察が盜聴しているかのような文書が回ったということであれば、当然国家公安委員長の御発言のような発言になつてしかるべきものというふうに考えます。

それで、調査ということでありますけれども、

こういう受けとめ方しか今表に出でないわけ

です。大臣の今のコメントは余り訴求効果ないです

よ、厳正に検査させていきますというのは、です

から、きつちりした所感をえて言つていただきたいと思います。この野田大臣についてどうかとい

うこととは、えて聞きました。大臣、いかがですか。

○陣内国務大臣 これはこれから検査が始まるところでござりますので、いずれにしても、厳正、

公正、不偏不党の立場で、きちっとした検査をしていけるものと信頼しております。

○保坂委員 それでは、警察の方にも来ていただいているですね。

これは国家公安委員長が、つまり警察が、こう

いったことで、つまり内部告発文書の体裁をとつて、警察の内部からという形で届いたわけです。

ではあります。今回の法案でも、その点につい

ては従来に比べますと格段に重い法定刑を設けています。従来に比べますと格段に重い法定刑を設けているということにも、我々のその点についての評

価は出ているというふうに御理解いただきたいと

思つております。

○保坂委員 それでは法務大臣伺います。

記者会見の野田自治大臣、これは国家公安委員長

としての発言かと思ひますけれども、要するに、

これは盜聴法、組織犯罪対策三法などの成立を妨害しようとする悪質な意図を背後に感じる。極めて

不快で怒りを覚える、検察には厳正徹底して

た検査を望みたい、もともと保坂議員に対する盜

聴は何の意味もない、いかにも盜聴をやっている

かのように思はせるのは極めて悪質で許しがたい

などとあるのです。

私は、これは、ここにいらっしゃらない方につ

いてでありますから、えて反論はいたしません

けれども、先ほど来お尋ねしているのは、どん

な立場でありますから、あえて反論はいたしません

けれども、先ほど来お尋ねしているのは、どん

それから、先生のように、私どもの立場としては、はつきりしているのは、警察がそういうことを指示したことではないといつてあります。

○保坂委員 それでは、警察の方にも来ていただきたいと

て、証拠や事実に基づかずして、こういうことではなかろうか、ああいうことではなかろうかという

ふうなことを、推測にわたる事項を公的機関たる我々が申し上げる立場にもないし、また申し上げるべきでもないというふうに考えております。

○保坂委員 今の答弁を聞いて、組織を代表しての答弁なのでそういうふうになるのでしょうか

けれども、断定は一切しておりません。それはこれから検査にゆだねているわけですけれども、

やや不安を覚えるのは、やはり検査能力に

ついてであります。

つまり、あらゆることを疑つてみて、どうの

やはり検査の基本であるといつぶうに思ひます

かんで、もうそこに大体絞つた、こういうふうに

理解してよろしいですか。そういう情報が国家

公認委員長に上がつたのでしょうか。

○林(則)政府委員 まず、国家公安委員長の御発

言についてが出发点になつておりますけれども、

報せられるところによりますと、警察庁の指示に

より試験的に通信回線の傍受の準備をしている、

こういう一項があるわけですね。これは断じてそ

ういうことは全くないわけです。でありますか

ら、ある意味では、これは警察庁も被害者なわけ

です。

そこで、警察が関与しておる可能性が全くない

にもかかわらず、我々は内部ですからよくわか

っていますから、そういうことが全然ないにもかか

わらず、あたかも警察が盜聴しているかのような

文書が回つたということであれば、当然國家公

安委員長の御発言のよう発言になつてしかるべきものというふうに考えます。

それで、調査ということでありますけれども、

こういう受けとめ方しか今表に出でないわけ

です。大臣の今のコメントは余り訴求効果ないです

よ、厳正に検査させていきますというのは、です

から、きつちりした所感をえて言つていただきたい

と思います。この野田大臣についてどうかとい

うこととは、えて聞きました。大臣、いかがですか。

○松尾政府委員 率直に話させていただきます

が、今回の保坂先生のケースにつきまして、警察

と検査が何か対立するような関係になることはあ

り得ないというふうに思つておられます。

今、警察の刑事局長からのお話にもありましたとおり、警察官と名乗る者の書いている内容も本体が技術的に不可能なことでございますので、そここのところは我々法案提出者としても当然考へざるものを得ない。それがまた技術的に可能だとか、そういうことになりますと、法案の提出者として、今まで説明してきたことにかかることになりますので、私も大変重大な関心を持つております。法案提出者としての立場で言わせていただくなれば、その警察官と自称する者の書いている内容は、技術的には成立しないということございま

す。

○保坂委員 刑事局長、全く正面から答えていいないのでですが、要するに、捜査の前に、これはあり得ないことだといって一切省く、つまり、警察の側は、そんなのは調べるまでもないとおっしゃっているわけですからね。ですから、この技術的なことについては今からちよっと議論しますけれども、では、それはもう省いてやるということですか。技術的に間違ったことを書いてるので、警察という部分は全く省く、考えるまでもないことだ、こういうことです。

○松尾政府委員 今回の法案でも、技術上の問題というのは、必ずしも間違っていないわけですか。技術的な間違ったことは書いているので、警察といふてはなるようないいえをしておりません。そういうことです。

○保坂委員 参議院の法務委員会でもつい先日質問を受けまして、私は、大体今申し上げたような、結論としてはなるようないいえをしておりまます。そういうことでありますので、私は今の答弁で、技術的な観点から、少なくともその警察官と自称するものの内容は成り立たないということを申し上げただけでございまして、具体的な、先生をなさっておられて、それが東京地検の特捜部でこれから捜査をするということになりますので、その内容を待たざるを得ないかということございます。

○保坂委員 それでは、TWSの話に入ります。

NTTのTWSによって、いわば試験制御装置

に外部からアクセスする、これは不可能というふうな局長はおっしゃっていますけれども、例えば、これはいろいろな制約がある、NTTの職員しかできませんけれども、P.T.T.というのがあって、これはノートパソコンと電話で、アイデンティカードなどいろいろ必要な要件はありますけれども、そこにアクセスをして通話中の会話をモニターすることはできるのです。これは御存じですか。それから、電話局の中でTWSの前に行つてこれを聞くことはできるでしょう。そしてもう一つ技術的に、最後に、もしTWSと専用回線をつかないだら、それは電話局の中だってできるじゃないですか。

○保坂委員 刑事局長、全く正面から答えていいないのでですが、要するに、捜査の前に、これはあり得ないことだといって一切省く、つまり、警察の立案の段階でも、TWSあるいはP.T.T.といふては、その使い方そのものは、今先生がまさにおっしゃったとおりでございまして、P.T.T.の職員がそういう形で現に使っておるということでは、御質問のとおりでございます。

○保坂委員 そうすると、今言つた間違っているというのは、必ずしも間違っていないわけですね。いや、それはあり得ないことというのをわかれますよ。そんなことをやるわけがない、それはわかりますよ。ただ、技術的に不可能ということではないんじゃないですか。TWSと専用回線つなげば、電話局の百メートル先の別の建物で同様の操作をすることは技術的に可能じやないですか。

○保坂委員 お答えする場合に、条件をきりませんよ。その前提をちょっと置かせていただきたい。なぜかというと、このP.T.T.、TWSにどういう形でアクセスをするのかということなのですが、これは、まず、その機械自体が非常に特殊な機械でございません。外部ケーブルだけ今聞いています」と呼ぶ)技術的に、TWSを経由して、結局は試験制御装置という本体にアクセスするという話になるので

すが、何らかの形で線をつなぐこと自体もNTTの全面的な協力がなければ不可能だということは先生おわかりだらうと思います。

○保坂委員 では、余り間違っていいんじゃないですか、そういう意味では。

では、郵政省の方に来ていただいていますね。アナログ携帯はどんどん盗聴されたわけですね。そういうこともあってデジタルにしました。今、デジタルがこれだけ普及したのも、これは聞けないよ、盗聴されないよ、こういう理由だったわけです。これは、盗聴技術などを持つ専門グループにも無理だというふうにNTTドコモから聞いておりますけれども、これは刑事局長に聞くまでもない自分で自分で答弁しますけれども、今回の通信傍受法案の対象に携帯電話を省くなんて話はないわけです。携帯電話はそういう意味では一通りクリアすれば、抽象的、技術的にはそれは可能だということは言えますが、現実問題として考えると、私が先ほど不可能だと申し上げたのは、現実的にはNTTの全般的協力なしにはそういうことはできませんとということを申し上げたわけでございます。

○保坂委員 私もこれは大分研究しましたよ、お互いやはり研究が大事ですから。そうすると、やはりP.T.T.の場合には、松尾さんおっしゃったとおり、何かいろいろなセキュリティがありますよ。ただ、電話局だって、建物が狭くて、分館みたり、その場合は、ケーブルを引っ張つてTWSも可能なわけです。その場合には、そういう前提となる幾つかの、P.T.T.の場合とは違うんですね。これはしっかりと押さえていたいだきたい。よろしくです。一応答弁してもらいましょう。

○保坂委員 限定いたしますと、この法案で回線でつないだ場合だけ聞いているんです。専用回線では、まさにおっしゃるような形をとられる場合が、まさに傍受する場合は、まさにおっしゃるよう形をとります。特にデジタル回線の場合には、TWSという機械を使って、そこに傍受の機器を接続して傍受する場合が、まさにおっしゃるようになります。特に固定側の回線の場合は、TWSと間の通話の場合は、現在の技術ではまず聞けない、傍受できないというふうに聞いております。

○天野政府委員 お答え申上げます。

まず、いろいろな通話の仕方を想定しなきやいけないんですが、携帯電話と携帯電話、携帯相互間の通話の場合は、現在の技術ではまず聞けないことがあります。携帯電話の傍受は可能なのか。いただきました。

○保坂委員 お答え申上げます。

まず、いろいろな通話の仕方を想定しなきやいけないんですが、携帯電話と携帯電話、携帯相互間の通話の場合は、現在の技術ではまず聞けない、傍受できないというふうに聞いております。その次に、一方が固定電話で一方が携帯電話、こういう固定ー携帯間の場合はどうか、こういうことになりますが、それも、傍受する場所によつて異なつてまいります。

まず、NTTの交換機の部分での傍受でございまますけれども、固定側の回線を収容している交換機部分での傍受は、先ほどから御議論出ておりまますTWS、試験制御装置から当該傍受対象回線の電話番号を指定して交換機に接続し、モニター機

能を利用することにより、傍受を行うことはできるというふうに聞いております。（保坂委員「携帯・携帯は」と呼ぶ）ですから、携帯と携帯との端末の場合にはできないと申し上げているわけで、固定電話の回線を収容している交換機の場合にはできます。

その次に、今度は、携帯電話会社の交換機部分での傍受はどうか、こういう問題になってくるのであります。この場合には、傍受の対象となります携帯電話の端末が特定のエリアで使用される場合に、そのエリアを受け持つ交換局におまじて傍受するということになるうかと思われますが、それでも、傍受の対象となる回線を短時間で特定するのではなくか難しいと聞いておりますが、仮に回線が特定されれば、その通話内容を傍受することはできるというふうに聞いております。

○保坂委員 それでは、もう一回郵政省に聞きます。

この七月に入ってからなんですが、大変なスキャンダルがNTT、NTTドコモを襲っていますね。NTTとNTTドコモの顧客情報が大量に流出していたという事件です。これは、報道によれば、十万円あればあらゆることがわかると言わ

れていて、業者がいて、その業者に頼むと、住所、自宅の電話番号、氏名、生年月日、世帯主、番号、そして銀行の残高まで出てきちゃった、こういう話です。

これは一回じゃなくて複数、いろいろなところであって、調査中もあるでしょうけれども、こういう不祥事が通信事業者の中から起きていて、絶対に漏れてはならないものが漏れてしまっている

ということで、不安が強いわけですね。こういうところはきちっと、つまり今言ったようなことに照らすと、例えば携帯・携帯間、あるいはTWSなど、それはもうNTTのほとんどの社員がまさに通信の秘密を守りながらやっているとは私は思いますが。しかし、一部のそうでない職員が現

にいたわけですね。そういうところはきちっと、大丈夫なのかということを伺っておきます。

○天野政府委員 去る五月十日に、NTTの職員

が、インターネットを介して各種情報を販売して

いた者からの依頼に応じてNTTの電話加入者の個人情報を漏えいして、これに対する謝礼を受け取ったということで、NTT法第十八条、これは

収賄の罪に当たるわけですが、それで逮捕された

事件がございました。また、今先生御指摘のとおり、これは先日、七月一日でございますけれども、一部の報道機関で、NTT及びNTTドコモの顧客情報が複数の社員の関与で大量に流出して

いるというような報道がなされたところでござい

ます。

郵政省としましては、これまで、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインとい

うものを郵政省告示で昨年の十一月に定めまし

た、利用者の個人情報保護のための施策に取り組

みてきたところであり、それにもかかわらず、ま

ず五月の事件が発生したことは大変遺憾に思って

いる次第です。

また、この事件に際して、NTTに対しまして

は上記ガイドラインの徹底について要請しておりますし、関係団体に対しても、各事業者がこのガ

イドラインを踏まえた個人情報の適正な管理に一

層努めるよう要請をしているところでございま

す。

特に、先日、七月一日の報道された事件につい

ては、これはまだ現在は調査中でございますので

断定的なことは申し上げられませんが、仮にこれ

が事実であるとすれば、プライバシー保護が強く

要請される電気通信事業者の職員としてはあく

うのが全国にどうも九カ所あるようでございま

して、そこでの監視制御卓という大がかりな、新幹線

の運行を制御する並みのコンピューターを使いま

して、そのところでは傍受することが可能でござります。したがいまして、この法案における傍

受は、電子監視制御卓に接続する形で、今申し上

げたデジタル通信といいますか、これを解析する

ような機械を業者の方と相談しながらしっかりし

たものをつけしていくことが必要だらうと思って

おります。

また、無人かどうかということは、これは、法

案では立会人をそういう場合でも置かなきゃいけ

ないということにはなるわけでございます。

○保坂委員 今大事なことを言つたのですが、要

するに、立会人を置いて、立会人は外形的な事項

を判断するわけですね。ですから、電話番号をび

りつと決めて、これだ、そしてスイッチを押し

た、そしてその場を両者は離れて、それでもいい

ところが、これだけ議論していく不可能はないだろ

うと。それで、いろいろ聞いたところ、デジタル

信号を聞けるようにそのソフトを開発途上であ

る、一部はできている、「こういうふうに聞いてい

るんすけれども、携帯電話の音声というのデジタルなんですね。

これはちょっと大事なことなんですが、傍受法

案ではビデオテープで聞くことになつていますけ

れども、ビデオテープというのは古い世代の記録

方法であつて、例えば五ギガなんという大変大容

量の四百時間記録されるというものも出てきてお

ります。お聞きしますけれども、そういうものも

当然使用は考えておられるかどうか。そして、例

えば、傍受の際に必ず立会人がいなきやいけない

ということですけれども、無人で録音をしておく

なんというよなことが技術的には可能だと思

いますが、今回の法案でそれはダメなのか。大事な

ことなので、それをちょっと答えてください。

○松尾政府委員 今郵政省の局長からのお答えに

あります。お聞きしますけれども、要するに、

方をして鑑賞したわけですが、それとも、要するに、

音声信号をデジタル化すれば巨大な情報源があ

る、それを自動的に録音していつて、ある種の

キーワードを後から引き出すという、いわゆるイ

ンターネットのメールサーバーから情報を検索す

るようなやり方というのも技術的にはこれから可

能になつてまいります。そうすると、これは傍受

というよりは検閲ということに近いかと思ひます

けれども、そういうことも含めていろいろ考えさ

せられだし、現に今被害があるのです。

最後に、終るに当たつて、法務大臣に、捜査

についてではなく、被害者をきちんと救済する、

盗聴などを野放しにしない社会をつくるという決

意を伺つて終わります。

○陣内国務大臣 盗聴があつてはならない、当然

のことでございます。

○保坂委員 盗聴と傍受はどう違うのかという議

論はまた次の機会にしたいと思います。

○杉浦委員長 次に、坂上寅君。

○坂上委員 私も、少し多岐にわたりまして質問

をいたしますが、集中的には、保坂議員に対す

るわけであります。

まず、人権擁護局、おられますか。大臣もお聞

きいただきたいのござりますが、アイビー社というのはいう会社がありまして、こここの会社といふのはいわゆる身元調査をやつておる、こういうよなことがありまして、この身元調査のやり方について

は、人権侵害に及ぶということで、法務省が警告書を出されたと聞いております。それから、これをもとにおきまして、甘利労働大臣が経済団体百社以上に対して、身元調査をしないではほしいといふ要望書を出された、こう聞いておりますが、この実態について簡単にひとつ御答弁いただきたいと思います。

○横山政府委員 お答えいたします。

今委員御指摘の大坂府内の調査会社、日本アイビー社の調査員が、就職に際しての採用調査の依頼を受けましたものについて、就職差別につながるおそれがある調査をした事件に対しまして、昨年十一月二十五日、大阪法務局長から、当該調査会社に対しまして、本件行為の不当性と社会的責務を強く認識、自戒するとともに、同和問題や基本的人権の尊重について正しい理解を深め、今後このような行為を繰り返さないよう説示を行ったところであります。

次に、労働大臣の書簡の点でございますけれども、委員御指摘の身元調査事業に関しまして、労働省におきましても、本年四月一日、経済・業種別団体の代表者にて、就職差別につながるおそれがある身元調査が行われることのないよう配慮を求める労働大臣の書簡を出されたものと承知しております。これは、就職差別を防止する観点から適切な対応をされたもの、そのように考えております。

○坂上委員 局長、そのアイビー社は解散したとも言われておるのでございますが、名前を変えたことで、実質的にここで活動をした皆様方が、別の会社の名前になってどうも身元調査をしておるというような事実が上がつておるわけでございますが、きのう名前も指摘をいたしました。したがって、登記簿等を調べてみて、やはりアイビー社の諸君がまた名前を変えてこういう身元調査を

やっているという事実はあるんじやなかろうかとお聞きをしておられたのですが、どうでしたか。

○横山政府委員 お答えいたします。

委員御指摘の会社が、日本アイビー社から名前を変えてやっているのか、この関係につきましては、登記簿等からだけではなかなか事実を把握するということとは難しいと思います。

それで、当局としましては、委員御指摘の事実につきまして、そういう意味でまだ把握しております。

○坂上委員 そこで、私はここに、報告書と題する身元調査報告書のある会社から入手をしまして、私のところへ届けられたわけあります。依然として身元調査が行われている、この身元調査の報告書を読んでみると、非常に恐ろしいこと

とが書かれてあるわけござります。

まず一つは、「政治セクト加盟の有無」につい

て、平成七年八月現況、本人何々は政党籍はなく、また特定の政治思想団体加盟の事実や実践経歴、労組関係者との交流や政党関係機関誌等の購読もない、何々党を初めとした革新組織とのつな

がりは認められない。そういうふうに、この人はこういう関係がないということが書いてあるのでございますが、その内容について、恐ろしいこと

なんです。

二番目に、「思想の実態について」、こう書いてあるのです。

今回、本人は何々党員ではないか、何々、は消

してあるのですよ。何々党員ではないかとの情報に基づき、管轄する神奈川県委員会、横浜市神奈川区委員会、横須賀市何々、委員長何々、党費納入者八百二十人を始め、神奈川本部何々支部等の各機関並びに住民市民運動の諸団体を工作した結果、本人が何々党籍を有している事実はなく、また、何々等特定の加盟や政党機関誌を購読してい

る事実も認められなかった。こううことの調査

を受けたけれども、こういうことは関係なかつたという報告書なんですね。

これがどうも関係者が、その会社が保存してあつたのだそうですが、いただいてきて

て、依頼をいたしまして一週間とか十日でばんと

もう本当に大変なことがまだ行われているんじやなかろうか、こういうことが思われるわけあります。

私は、このものは人権局にきのうも、詳細は見ていただきませんでしたが、後で提出してもいいのですが、報告書、それからこういう形態、その中の一部を今読み上げたわけござります。こういうようなことが今の世の中に、そして就職のと

うか十分調査いたしまして適切に対処してまいります。

私は、このものは人権局にきのうも、詳細は見ていただきませんが、後で提出してもいいのですが、報告書、それからこういう形態、その

中で、話がまたちょっとかわりますが、問題は同じなんです。恐縮でございますが、刑事局長さんにもかかることがあります。

そこで、話がまたちょっとかわりますが、問題は同じなんです。恐縮でございますが、刑事局長さんにもかかることがあります。

まず警察当局からお聞きをいたしますが、松尾

刑事局長氏が最高検におられたときでござりますが、被害に遭われたのは、何か事件があつたと

ことからの報告を聞く以外はこういうものはできぬ、一万三千幾ら。

これはどこから報告が入るのでしようね。こう

いうのは、いわゆる公安調査庁あるいは公安関係

読もない、何々党を初めとした革新組織とのつな

がりは認められない。そういうふうに、この人は

こういう関係がないということが書いてあるのでございますが、その内容について、恐ろしいこと

なんです。

二番目に、「思想の実態について」、こう書いてあるのです。

今回、本人は何々党員ではないか、何々、は消

す。もう委員おっしゃるとおりでございまして、政府を挙げてこの問題について取り組んでいるわけでございますが、今御指摘のような事実があるかどうか十分調査いたしまして適切に対処してまいりたいと思っております。

○坂上委員 大臣、今言つたような事実があるのに、この点に対する簡単なコメントでございます。

○陳内務大臣 基本人権の重要さ、これは、

もう委員おっしゃるとおりでございまして、政府を挙げてこの問題について取り組んでいるわけでございますが、今御指摘のような事実があるかどうか十分調査いたしまして適切に対処してまいりたいと思っております。

○坂上委員 ゼヒお願いをしたいと思っております。

そこで、話がまたちょっとかわりますが、問題は同じなんです。恐縮でございますが、刑事局長さんにもかかることがあります。

そこで、話がまたちょっとかわりますが、問題は同じなんです。恐縮でございますが、刑事局長さんにもかかることがあります。

まず警察当局からお聞きをいたしますが、松尾

刑事局長氏が最高検におられたときでござりますが、被害に遭われたのは、何か事件があつたと

ことからの報告を聞く以外はこういうものはできぬ、一万三千幾ら。

これはどこから報告が入るのでしようね。こう

いうのは、いわゆる公安調査庁あるいは公安関係

読もない、何々党を初めとした革新組織とのつな

がりは認められない。そういうふうに、この人は

こういう関係がないということが書いてあるのでございますが、その内容について、恐ろしいこと

なんです。

二番目に、「思想の実態について」、こう書いてあるのです。

今回、本人は何々党員ではないか、何々、は消

してあるのですよ。何々党員ではないかとの情報に基づき、管轄する神奈川県委員会、横浜市神奈川区委員会、横須賀市何々、委員長何々、党費納入者八百二十人を始め、神奈川本部何々支部等の各機関並びに住民市民運動の諸団体を工作した結果、本人が何々党籍を有している事実はなく、また、何々等特定の加盟や政党機関誌を購読してい

うに、本年の五月の下旬から六月上旬にかけて、秘書の方の携帯電話や議員の事務所の電話へは、じきでやつてやる云々という脅迫的な内容の電話がかかるといったいう事案であります。では、議員等関係者の御意向を十分踏まえた上で、議員の方からその旨の届け出がありましたので、議員の方の警戒を強化するなど所要の対応をしておられます。ただ、まだかけてきた犯人には立ち至つております。ただ、まだかけてきた犯人には立ち至つております。

そこで、最後に、法務省の官房長の自宅へボーガンが撃ち込まれた事件でありますけれども、これにつきましても、あらゆる可能性というものを考慮に入れながら捜査中であります。

それから、お一人に対する事件について、こういうような見通し、うわさ、うわさの話をしてもいかぬかなと思いますが、しかし、これはまた大変なことでござりますので、情報としても確認しておられるかもしれません。

松尾刑事局長の事件は昨年のことです。す。いまだもつて捜査中。一体いつごろ捜査が完結するのかといましようか。全く見通しがなぜつかないのか。もうついているんだけれども、どうも今発表するのはぐあいが悪いといふようなことはございませんか。松尾さんのことについて、それは本当に被害者というのは容易じやございません。さつき保坂さんがおっしゃったように、大変深刻だうと私は思つておるので。

それをこんなことでお聞きするのもいささか恐縮なんでございますが、立場上お許しをいただきたいとは思つているのでございます。松尾さんの問題につきましては、こういう説もあるのです。そこで、それを発表することとおなづかります。されど、身内といふのは法務省の関係者、職員がやつたというようなことは専ら言われておるようございますが、それを発表することはないかなか問題があるものだから、そうやっておられるのではなくうか、こういうふうにも思つておるわけでござります。

それから、但木官房長の問題も、大体見通しが立つている、確かにまだ送検はしていない、だけれども、ほんわかっているのをやはり少しちゅうちょされているのじやないか。特に今、通信傍受、盗聴法問題がのるか反るかという山場にもかかりておるものだから。こういうよなこと。それから、今度、中村参議院議員に対しても、これはあるいは、ちょっとまだ時期的に相当時間必要かなとも思ひますけれども、ある程度見通しがつきつつあって、ある程度の見通しの御答弁ぐらいただいていいのじやなかろうか、私はこう思つていますが、簡単に、どうですか。

○林(則)政府委員 ただいま坂上先生から警察の捜査力に対して望外の評価を賜りました、本当にびっくりしております。

現在の日本警察は、犯人に到達しておるにもかかわらず、それをそのままにしておくとか発表しないというほど余裕がある警察力はございません。

○坂上委員 それでは聞きました。

まず、こういう事実はありますか。法務省官房長事件について、法務省の但木官房長は、推測だ、組織犯罪対策関連法が関係していると思う、こうおっしゃつておるわけでございますが、この点についてはこの疑いはどうなんですか。

○林(則)政府委員 御指摘の点をも含めて、あらゆる可能性を考えながら捜査をいたしております。

○坂上委員 この点は、どうもこれは裏づけができるかどうかできないとか、言うこともまだできません。ただ、既に本格的な捜査の段階に入つておりますと、現段階におきましては、私は、自分の犯人像はこうだとああだとということを申し上げるのは不適当だといふふうに考えております。

○坂上委員 これは、どうも盗聴法関連の問題でなさそうだといふことも言われておりますが、あなたの被害者としての気持ちとして、関連が今までまだあるとお思いになつておられますか、そういう感想を聞いているのですから、どうぞ。

○但木政府委員 私、法務省の官房長でもござりますが、事件の当事者でもございます。複雑な立場でござりますが、捜査が行われているときに被害者として、今公式にこうではないか、ああではないかということを申し上げるのは、本格的捜査が始まっている現段階では適当でないと思います。

○坂上委員 被害に遭つたときは被害者の人だ、そしていろいろと推測することはそれは自由

うな、盗聴法関係の方にどうも関連した事件じやないか、こういうふうに今でも思つておられましません。

○但木政府委員 私、被害者の立場で、事件直後に個々の新聞社等からインタビューを受けておりました。その段階で私は、もちろん、だれがどういふことを前提にして、ただ自分としては心当たりがないので、職務に関係することではないかというふうに申し上げました。職務に関係すると、いって今一番厳しいものは何ですかということを組織犯罪対策関連法案の問題があります。このときそう感じたのは事実であります。それについては、例えば中村参議院議員も、被害者としての感情を事件の後述べられていると思います。それは被害者としての感情でありますから、それをどうですかと言われても、そのときにそういうふうに感じていたということについて、今それを取り消すとかなんとかということではないと思います。

ただ、既に本格的な捜査の段階に入つておりますと、現段階におきましては、私は、自分の犯人像はこうだとああだとということを申し上げるのは不適当だといふふうに考えております。

○坂上委員 これは、どうも盗聴法関連の問題でなさそうだといふことも言われておりますが、あなたの被害者としての気持ちとして、関連が今までまだあるとお思いになつておられますか、そういうふうに思つておられるのだとおおむね思つています。

○坂上委員 刑事局長、あれによりますと、刑事局長については死刑廃止運動に絡んだ犯行というようなうわざが出ておつた。それについては刑事局長は何らのお話コメントしたようなものはござつとわからないのでございますが、この事件については、死にかけた被害者たから答えるられないというよりもひとつ率直な、いづれまた事件が来れば送検されて検察が検査されるわけでございますから、なかなか答弁しにくいのだろうと思うのですが、どうも私が聞いているところによるところの人事に対する不満の腹いせでやつたといふふうに書かれているわけでございますが、率直な御答弁を。

○松尾政府委員 そのような人事をやつた記憶もございませんので、心当たりがないわけでございませんが、事件があつたころから、私は、どういうことが推測されるかといったたぐいの話について

発言したことはございません。

また、捜査機関からも聞かれましたが、その点については思い当たるところはないということです、それは一貫して言っております。現在もその原因について、私自身があれこれ思い当たるというようなことはいまだございません。現に捜査をしてもらっておりますので、その結果を待つておるというところでございます。

〔委員長退席 山本（幸）委員長代理着席〕

○坂上委員 松尾刑事局長の事件は去年の問題でもあり、まあまあ、これはうわさ、私は証拠を持っているわけではありませんが、今言ったようなことが言われておるわけではござりますから、これはやはり早急に警察当局の方も、お調べが完成しておった職務上送検なるのは当たり前でございますから、そういう心配を我々は実はしておりますわけでござりますので、ひとつできるだけ速やかに、そして厳正に迅速に捜査の上、送検をしていただく。そして、その真相が少しでも見えるよう、そして国政の審議の上で我々の判断材料にもしていただきたいようにといふことを強く希望しておきたい、こう思っておるわけでございます。でありますから、そいきり立ためで結構でござりますから、冷静にひとつ、きちつきちとした、私は、わかつておって言えませんか、こう聞いておるわけではありません。もうそろそろ捜査の時期が終わってある程度見通しが立ったのじゃないか、こう言っているわけでござりますから、どうぞ誤解のないように。何か非常に、気が少し激しくなっておられるようでございますか、こう思っております。

さてそこで、私は、実は盜聴法、通信傍受について一回も質問する機会がないわけでございますので、一点だけ、保坂問題にもかかわってくるから聞きますが、ます、傍受記録作成に用いる記録媒体、こう言うのだそうでございます。これをでかけるだけ、どういうものがこの媒体だか、名前を読み上げてください。簡単で結構です。

○松尾政府委員 傍受記録作成に用いる記録媒体

は、カセットテープ、フロッピーディスク、光ディスク等を想定しております。

○坂上委員 三種類だけですか。

○松尾政府委員 光ディスク等と言いましたが、レーザー光を用いてデータを読み取る方式のディスクの総称ということございまして、中には、MOディスクあるいはCD-ROM、それからこれ何と読むのかわからんけれども、DV

は、カセットテープ、フロッピーディスク、光ディスク等を想定しております。

D-RAM、アルファベットではそうなります。それからP.D.。そんなものが、多様なものがあるようござります。まだ、恐らく、技術的な進歩によりまして、これ以外にもあるいは新たな記録媒体となり得るものが出でてくる可能性はあるところでございます。

○坂上委員 だから、刑事局長、記録媒体という

のは大事なのです。幾種類あるのか、どういうもののがこの対象になるのかということを実は聞いています。

○松尾政府委員 だつたら五十分とか、できるだけ調べて名前をざと挙げてください、こう聞いているのですよ。法務省はわからないのですが、これは、どうぞ、種類を挙げ切れなかつたら数だけでもいいから言つてください。今言った程度の数ではないでしょうか。物すごい数ではないですか。どうですか。

○坂上委員 まず全部この種類を挙げてもらっ

て、その種類がどういうふうな形で反訳書として使われるのか。その反訳書が裁判に提出されるの

だらうと思つておきます。それを実は聞こう

と思いますが、今言つたカセットテー

プ、フロッピーディスク、もう一つ、三つぐらい

しか言われないとする、後はどういう質問をし

ていいか、続かないです。でありますから、これ

はぜひひとつ私のところに文書で出してもらわなければ、本当に提案者がわかつて提案しているか

どうか、失礼ですが、疑問だといふうに私は指

摘せざるを得ません。

そこで、そのものをもとにいたしまして、証拠

になるところの反訳書というのを提出するのだろ

うと思うのです。

○坂上委員 大変失礼ですが、何が記録媒体にな

るかというのは、提案者そのものが知らないのでござりますが、想定しておりますのは、カセット

テープと、先ほど言いましたフロッピーディス

ク、光ディスクというようなところを予定してい

るということござります。

○坂上委員 大変失礼ですが、何が記録媒体にならないですか。きのうから私は強く言っているのですよ。何回か、連絡に来られた人にも言つてあります。本当にわかっていますか。

それで、刑事局長、この記録媒体をもとにいたしまして、いわゆる通信記録というか報告書とい

うか、反訳書がつくられるのでしょうか。だから、どこから反訳書が出てくるのかということは、やはり知つていなければ、どうやって傍受をするのか、どういう媒体であれをするのかわからなければ、提案者そのものがわからないと言わても仕方がないのではないか。いかがですか。

○松尾政府委員 今も申し上げましたが、想定しておられますのは、カセットテープ、フロッピー

ディスク、光ディスク等でござります。これが傍

受記録として使われるわけござりますが、その

傍受記録のほか、その内容を反訳したものを見

ることもまた考えられるというところでござ

ります。

これも確かに今、定型ではないですよ。いろいろ

捜査官がそういう形で捜査報告書として出すの

であります。私は、こういうふうなのは一つ

の例ではないか、様式を聞かせてください、これ

は政令で決まるのか何で決まるのか私はわかりま

せんが、立場上、考えて出してくださいと言つ

て、いただいたのです。

これと実は合わせてみたいと思ってお聞きをし

たのでございますが、傍受日時、六月二十一日午

後六時二十四分ごろ、通話者、こういうふうな項

目があるわけです。これとこれは一字一句似てい

るとは私は言いませんが、ほぼ同じではないか、

実はそんな感じがしているのでござります。どう

もこの投書というのは臭い、こういう皆さん方

の、政府側の答弁でござりますが、私は、これ

二つ見てみますと、どうも似ているのではない

の。

こういう点からもひとつ捜査、やはりこれ、出

し方は専門的ですよ。素人はこんな書き方はでき

ませんやね。私も法曹の一員なんだけれども、こ

んなふうにきちんと書けません。やはり捜査報告

的なものではなかなかと実は私は思つている

のでござりますが、これは私の意見でございま

す。御答弁を求めて、『言いようもない』と御答弁

になるかもしませんが、そんな感じをしている

のでござります。捜査に当たって、私が指摘した

ことでも配慮の上で捜査していただかぬといかぬと

思つていていますが、刑事局長、いかがですか。

○松尾政府委員 反訳をした書面の様式について

ございますが、まだきちっと定まつたものはございません。法律の適正な執行の担保という観点

から、必要に応じて検討してまいる事項といふ
うご承知しております。

今先生御指摘の、保坂先生の件について、私が先生に差し上げました想定している様式と類似しているという御指摘がございましたが、保坂先生のときに使われました通話の反訳と類する書面、この様式等につきましても、捜査当局がさまざまな形で捜査の対象にすると思いますが、具体的にどういう点がどうだということは控えさせていただきたいと思います。

○坂上委員 私も、一々、字を合わせて間違いなくこれは捜査機関だなんて言うつもりはないのです。ただ、直観的に警察当局にも反訳書といふのはどういう書き方をするか出してくださいと言ったのです。法務省にも言つたのです。その結果は、警察と法務省と相談の上に提出をしますといつて、法務省側からいただいたのを私は今読み上げたわけでございます。これから見ると、やはり専門家だな、そんな感じを実は、私の感想ですが、しておりますこともぜひ指摘をしておきたいと思っております。

もう一つ、ちょっと資料のために御質問しますが、大臣、大変あれでございますが、何かテレビの「あまから問答」に出演した際、通信傍受があれば坂本弁護士事件は起きなかつたと発言されておるそうですございます。これはもう参議院で質問がたびたびあったのだとそうでございまして、ダメりで恐縮でございますが、やはりきょうの質問の必要性がありますので、ひとつ。

しかし、大臣は必ずしも法曹でもございませんから、あるいはまたそれ自体はそうではないからこういうことになるのではないかと実は私は思っているのでござりますが、あのとき、いわゆる坂本事件については、オウムのバッジがあつた、これはどうもオウムに関係があるのではないからとあれだけ言つていたのだけれども、神奈川県警察はちつとも捜査されなかつた、そういうことが言われているわけでございます。それからもう一つは、松本サリンもそうでしょう。最初、被害者

と目された人が、奥さんまで被害に遭ったのです。さ
いますが、この人を犯人として一生懸命捜査し
てもらつぜ。

でありますから、今、通信傍受があつたからといって、全然もう別の捜査をしているのに、通信傍受をするのだったら、オウムがおかしいということから、捜査の必要で捜査するので、あのころオウムがおかしいなんてだれも思わなかつたら、これだけの大被害が起きたわけでございます。大事件が起きたわけでございます。それを大臣は何もかも坂本事件、あるいは松本のことはおっしゃつたかどうかわかりませんが、通信傍受がなあればなんて。知らぬ国民はそうかなと思いますがね。この点、大臣、率直にひとつお話ください。

○**陣内 国務大臣** お尋ねの発言でございますが、坂本弁護士一家の殺害事件が発生した当時、犯罪捲査のための通信傍受に関する法律が成立していればこの事件そのものを防止することができたというふうなつもりで申し上げたわけではございませんでした。

いずれにしましても、法秩序を守り、社会正義を実現していくような立場にある弁護士さんが大変心配をされておつたわけでございまして、こういう事件のような組織的な殺人事件の首謀者の検挙及び真相解明のために通信傍受という捜査方法が効用的なものであって、通信傍受を初め、組織的な犯罪に対する対処するため、組織的な犯罪に対する刑罰を重んじて加重する、そういうことも含めまして、こういふことを実現することによりまして組織的な犯罪を未然に防止することができるようになり、国民全体が安心して暮らすことができる社会を築くことができなければならぬ、そういう気持ちで申上げたところでございます。

のときも、これはオウムじゃないかと初動捜査のときお考えになつて、捜査の対象になつていたんですか。聞いとこら、全くそんなことはないんじ

○**坂内国務大臣** 坂本一家事件が起こった後も電話を使っていろいろな連絡をとり合ったということを承知しておったものですから、ああいう組織的な犯罪については電話傍受をすることが大変効果的な検査手段であり、かつまた、そういうことを通じて抑止力が全般的に働いていくんじゃないのかとか、社会正義が実現していくんじゃないのかと思いつつ、それを申し上げたところでございます。

○**坂上委員** 大臣、私は、相当専門的な議論になりますから、余り言うことを慎みますが、あの当時、オウムに疑いがかかっていないんです。疑いがなければ通信傍受でできないんですよ。だから、それを言つことは、あの当時疑いを持っていたときに、すぐできただんです、こう言わなきゃだめなんですよ。疑いも、相當な疑いがなければだめだ、通信傍受には書いてあるんですよ。疑いもしないで、電話していたそうだなんて言つて、それでは信傍受をやればよかつたんだなんて、これじゃ人は逃げていきますよ。犯罪なんて挙がらないじゃないの、こんなこと言つていたんじや。私は思いますよ。

大臣、技術上の専門家でないから私は言つことをばかりますが、素人の立場で言うと法務省とでは大違いなものですから、国民はこれを聞いて、やはりこれは必要なんだなと思うだろうとありますから、私は、大臣、大臣の気持ちよくわかりますよ。気持ちはわかりますが、幾つかありますよ。筋違いのことをやっていましたよ。筋違いのことをやつておったために事件が大きくなっちゃったんですね。したがって、いわゆる監査法と、気に食わなければ通信傍受と言いますが、通信傍受とサリンを、あるいは坂本弁護士さん件を結びつけるということはちょっと筋違いなんじやなかろうか、こう思つてはいるんですが、どうですか。

オウム同士が電話をしていたといつても、疑いをかけなければ、被疑容疑を検査官が認定をしなければ通常妨害受できないんですよ。

ですから、一つ今取り上げたのは、本当に、通信傍受問題が一体国民のためになるのか、どうしても必要なのかということはやはり真剣な議論をしてももらわないといかぬと私は思っているわけでございます。

そこで、たまたま保坂君の事件が起きてきたわけでございます。これは、国会議員が、テレ朝がやられたのか、保坂君の方がやられて保坂君がその中に引きずり込まれたのか。私はどうも、保坂君をやるというよりも、やはりあっちの方が一つの対象だったんだからうかと思思います。しかし、これは検査機関とは言いませんよ、あるいは謀略とも言いませんよ、どちらか、これを早くしてくれば、こう言っているわけでございます。

そこで、大臣、伊藤元検事総長の著作のおとぎ話、これは大臣としては御存じだらうと思ってお常に苦衷を述べられたんだろうと実は私は思つておるわけでございます。

そこで、今回の事件で、私も保坂先生から御相談を受けました。先生、どんなことが起きたんだろうと。これは直ちにあなた、告発しない、告訴しない、それから、すぐ世間に発表してその是非を問わぬといかぬですよ。直ちに実行しました。まかり間違いますと、でたらめなことを言ふ、告訴する、それは誣告になつて反対に本人がやられますから、私は、ぱっと早く出して真相の究明を一刻も早くしてくれと。

謀略なのか、あるいは投書にあるように警察官と称する人が、この人がしたのか、あるいはほかの者が見ておつてそういうことを言っておるのか、これはまだわからぬようでございますが、やはりそれだって早く明らかにする必要は私はあるんだろうと思いますよ。そこで、例えば早く犯人が挙がれば、こういうとかとよくわかるわけです。本当のことを言つて、私は盗聴法が上がる前に全力を挙げてこれを調べてもらいたいなと思つていますね。

そこで、万一一、例ですかどうぞ怒らないで聞いてくださいよ、この投書に書いてあるような事実であったとすれば、これまた大変なことです。でも、私はさつき官房長に嫌な質問なんですが、これがどうだつたですか、あれでござります。だから、私はさつき官房長に嫌な謀略であつたとすれば、これもまた大変なことでござります。だから、私はさつき官房長に嫌な質問なんですが、これがどうだつたんですか、あなたが思つたらどうも身内なんじゃなかろうかなどいうふうなうわさ、これはうわざで恐縮です。三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかが、事実だと思いますよ。そのまま犯人がわからぬで終わらさないでくださいよ、これはきっちりといつことを誓つたから起訴猶予にしたんだと聞いているのです。しかし、検事総長としてはやはり不満だつたんだろうと思つますよ。検察権行使が適正に行われなかつたという証拠なんじやないかと私は思つてます。これはどうですか。検察権行使が、それはやめた人が言つんだから、そんなことは論評の限りでないとおっしゃるとしてもあらわないのでないかといかないでください。

そこで大臣、この「あまから問答」というのは、私はもう一遍熟読玩味する必要があると思うのでございます。いわゆる捜査権を持つておる警察、そして捜査権を持つておる検察、この全体をしてやれることでございます。いろいろの投書が、また皆さんのことについても投書は我々のところに来てはいるのですが、殊さら取り上げません、今は。しかし、やはりそんなことから考えますと、大臣、ます「あまから問答」そのものについて……(陣内国務大臣「おとぎ話」と呼ぶ)まあ、おとぎ話そのものについて、率直な感想をまず言つてください。

○陣内国務大臣 一般論として申し上げますと、検察当局においては、どういう犯罪であれ、厳正公平に、また不偏不党を旨として、刑事案件として取り上げるべきものであれば、これは常に法と証拠に基づきまして適切に対処をしてきたと思っていますし、今後も同様に適切な対処をするものと信頼しております。

○坂上委員 そこで大事なのでございますが、伊藤総長はどうも適切な検察権行使がなかつたとおっしゃつていると私は思つてます。私の発言が間違いなら、おまえ、間違いだと強く吐責していただきたいですよ。

そこで、今、必ず適切な検察権行使いたしますと私は期待しておりますし、信頼しております。こういう御答弁だ。このおとぎ話の二の舞になることを実は恐れるわけです。もちろん、捜査当局がやつたとは今言つていませんよ。仮にの話です。政治は仮にの話が必要なんですが、仮にの話をするならば、特に保坂問題で出でてきたとおとぎ話にあるような事実がもし出てきたとば、またこの二の舞になつたら実は大変なんですね。

○陣内国務大臣 では、一言に言うとどんな内容ですか。失礼ですが、答弁してください。

○坂上委員 では私はこれを取り上げて言つてゐるわけだと思います。警察官が盗聴したんだ、そしてこれは犯罪である、しかし起訴猶予にしたんだとあります。正しいことをきいてくださいよ、この投書に書いてあるような事実があつたとすれば、これは検察の指揮権と言つてあります。だから、私はさつき官房長に嫌な三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかなどいうふうなうわさ、これはうわざで恐縮です。三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかが、事実だと思いますよ。そのまま犯人がわからぬで終わらさないでくださいよ、これはきっちりといつことを誓つたから起訴猶予にしたんだと聞いているのです。しかし、検事総長としてはやはり不満だつたんだろうと思つますよ。検察権行使が適正に行われなかつたという証拠なんじやないかと私は思つてます。これはどうですか。検察権行使が、それはやめた人が言つんだから、そんなことは論評の限りでないとおっしゃるわけだと思います。

○坂上委員 では私が申し上げましよう。

警察官が盗聴したんだ、そしてこれは犯罪である、しかし起訴猶予にしたんだとあります。正しいことをきいてくださいよ、この投書に書いてあるような事実があつたとすれば、これは検察の指揮権と言つてあります。だから、私はさつき官房長に嫌な三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかなどいうふうなうわさ、これはうわざで恐縮です。三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかが、事実だと思いますよ。そのまま犯人がわからぬで終わらさないでくださいよ、これはきっちりといつことを誓つたから起訴猶予にしたんだと聞いているのです。しかし、検事総長としてはやはり不満だつたんだろうと思つますよ。検察権行使が適正に行われなかつたという証拠なんじやないかと私は思つてます。これはどうですか。検察権行使が、それはやめた人が言つんだから、そんなことは論評の限りでないとおっしゃるわけだと思います。

○松尾政府委員 お尋ねの件につきまして、厳正公平、不偏不党の立場から、徹底した捜査を尽くすものと我々も期待しているところでございます。

○坂上委員 ことしでしたか、中村法務大臣のことでちょっとと騒がれました。これもやはり指揮権行使とおなづかれておりますが、しかし、おっしゃるような事が起きたら、これは大変なのでござりますが、万々一、おとぎ話のような事態になつた場合は、私は指揮権発動やむなしでござりますが、本当に検察はきちっとやるわけだと思います。だつて、國民の期待、あなたの答弁と違つてしまします、期待をいたします。期待はいたしましたが、万々一、おとぎ話のような事態になつた場合は、大変だ、こう思つておるわけでござります。

そうした場合は、私は指揮権発動やむなしでござりますが、本当に検察はきちっとやるわけだと思います。だつて、國民の期待、あなたの答弁と違つてしましますが、万々一、おとぎ話のような事態が起きたら、これは大変なのでござりますが、万々一、おとぎ話のような事態になつた場合は、大変だ、こう思つておるわけでござります。

だから、私はこれを取り上げて言つてゐるのでござりますが、場合によつては適正に行使せよと言つてくださいよ、この投書に書いてあるような事実があつたとすれば、これは検察の指揮権と言つてあります。だから、私はさつき官房長に嫌な三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかなどいうふうなうわさ、これはうわざで恐縮です。三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかが、事実だと思いますよ。そのまま犯人がわからぬで終わらさないでくださいよ、これはきっちりといつことを誓つたから起訴猶予にしたんだと聞いているのです。しかし、検事総長としてはやはり不満だつたんだろうと思つますよ。検察権行使が適正に行われなかつたという証拠なんじやないかと私は思つてます。これはどうですか。検察権行使が、それはやめた人が言つんだから、そんなことは論評の限りでないとおっしゃるわけだと思います。

だから、私はこれを取り上げて言つてゐるのでござりますが、場合によつては適正に行使せよと言つてくださいよ、この投書に書いてあるような事実があつたとすれば、これは検察の指揮権と言つてあります。だから、私はさつき官房長に嫌な三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかなどいうふうなうわさ、これはうわざで恐縮です。三者だと思つたらどうも身内なんじゃなかろうかが、事実だと思いますよ。そのまま犯人がわからぬで終わらさないでくださいよ、これはきっちりといつことを誓つたから起訴猶予にしたんだと聞いているのです。しかし、検事総長としてはやはり不満だつたんだろうと思つますよ。検察権行使が適正に行われなかつたという証拠なんじやないかと私は思つてます。これはどうですか。検察権行使が、それはやめた人が言つんだから、そんなことは論評の限りでないとおっしゃるわけだと思います。

ましてや国会議員、これは国民の代表、信託を受けまして、まさに命がけで国政に当たっていると私は思います。また官房長も、刑事局長も、脅迫を受けながら、これまたお立場で頑張つておられるのも私は了としております。また保坂さんも、本当にこれは深刻で、私はこんな渦中の中心的なものにはならぬが、この十分の一ぐらゐの立場になつてももうふらふらだ。そういうものなんですね。だものでござりますから、保坂さんも頑張つてもらわなければならぬし、本当の真相の究明もしなきゃならぬと思うのです。それは真っすぐ、本当にこの問題で取り組んでやつていただきたいと私は思つております。

それは、権力のある者に形としては盾突いた形になつて我々はやつてているわけでござりますが、いやそんなことはありませんよと皆さんおっしゃるだらうと思ひますが、やはり私たちとしてはいろいろ気になる部分だつてないわけじゃないのです。彼らのところも投書來ますよ。さすがにお前の命取るぞという話は、余り動きが悪いせいか来ません。ただし、おまえは反対、反対ばかりだから、もう落選だ、こういうのが来ているのです。政治的命を取ると。こういう……(発言する者あり)あなたもそうなの。そういうような状態で、みんな俗に言うと体を張つて頑張つているわけございます。(発言する者あり)まあ、まあ、わからましたから。ぜひ私は、検察権行使、そして捜査をきつとしていくだかんならぬであります、ひとつ確約を再度していただきまでできるだけ速やかにしていただきたい。

どうですか。わかっているんじゃないですか、松尾さんの方なんというのは、もうそろそろ曙光が見えたのでないですか。全然、皆目つきませんか。そうじゃないでしよう。

私はぜひ、そんなことで、的確な検査、まさになれ合いでもつて隠している、とんでもないとあなたはおっしゃった。そうでないんだ、一生懸命

やつているんだけれどもまだ捜査がはつきりしないんだ、それならばいいですが、もつと頑張つてもらわぬといかぬと私は思いますよ、もし

事実とするなら。

しかし、どうも今言つたようなことを並べてみますと、やはり少し気になる部分があるんじゃな

いでしょうか。でありますから、私ごとき者が言

うのは大変生意氣です。しかし、本当に今回ほど

真剣に、これほど国民の立場に立つたり、皆さん方がまた治安の立場に立つて激しい論争をしてお

るわけでござりますから、しかもその中の一番先頭に立つておる保坂君にこんな、謀略なのある

今は捜査当局のあれなのか私はわかりませんが、

本人にとっては本当に大変でございまして、国政の遂行に影響があつては非常にいかぬとも思つて

いますよ。

でありますから、ぜひひとつあれたいし、私は、こんな事態になつて、この法務委員会が特別

の遂行に影響があつては非常にいかぬとも思つて

いますよ。

商法等の一部を改正する法律案	
(商法の一部改正)	
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のよう改正する。	第一第六節
目次中「第六節ノ一 資本ノ減少」を	第一
款 株式交換	第二
ノ三 資本ノ減少	第六節
第二百十条第四号中「第三百四十九条第二項」	第一
の下に「第三百五十五条第一項(第三百七十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」第三百五十八条第五項」を加える。	第二
第二百十一条ノ二第一項第一号中「合併」を	第三
「株式交換、株式移転、合併」に改める。	第四
第二百二十二条第三項中「消却」の下に「株式交換、株式移転若ハ」を加える。	第五
第二百三十条ノ四第一号中「会社」の下に「株式交換、株式移転若ハ」を加える。	第六
第二百三十条ノ九に後段として次のように加える。	第七
第三百五十八条第八項及第四百十三条ノ三	第八
第八項ノ規定ノ適用ニ付亦同ジ	第九
第二百四十四条第四項中「書類ニ」の下に「同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲ケル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲ケル書類)ニ」を加える。	第十
第二百六十条ノ四第四項中「株主」の下に「ハ親会社ノ株主」を加える。	第十一
第二百六十三条に次の二項を加える。	第十二
親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要ア	第十三
ルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ第一項ニ掲ケル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第二百八十五条ノ五第一項中「及第二項」を「第二項及前条第三項」に、「取引所ノ相場」を「市場価格」に、「前条第二項」を「同条第一項」に改める。	第十四
第二百八十五条ノ六第一項中「取引所ノ相場」を「市場価格」に改め、「同条第一項」の下に「及第二百八十五条ノ四第三項」を加え、「同条第三項中「取引所ノ相場」を「市場価格」に改める。	第十五
第二百八十八条ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。	第十六
二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五	第十七

ノ 閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得 メ又ハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルに改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「前項ノ規定ニ依ル」を削り、同条第二項を削る。
十一 第二百七十四条ノ二第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。
リ子会社ニ対シ営業ノ報告ヲ求メ又ハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査シタルトキハ
ノ方法及結果
第一百八十二条に次の二項を加える。
第一二百七十四条ノ二第一項ノ規定ニ依ルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ第一項ニ掲ケル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十三条ノ二第一項ニ掲ケル書類)ノ閲覧ヲ求メ又ハ其ノ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ副本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得スル」に改め、同項ただし書中「但シ」の下に「債権金額ヨリ高キ代金ニテ買入レタルトキハ相当ノ増額ヲ」を加え、同条第二項中「附スル」を「前項ノ場合ニ於テ金銭債権」に改め、同条に次の一項を加える。
第一二百八十五条ノ四第一項中「及第二項」を「第二項及前条第三項」に、「取引所ノ相場」を「市場価格」に、「前条第二項」を「同条第一項」に改める。
第二百八十五条ノ六第一項中「取引所ノ相場」を「市場価格」に改め、「同条第一項」の下に「及第二百八十五条ノ四第三項」を加え、「同条第三項中「取引所ノ相場」を「市場価格」に改める。
第二百八十八条ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。
二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五

会社トナル全社ノ株主ニ支払ヲ為スペキ金額ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ完全親会社トナル全社ニ現存スル純資産額ノ五十分ノヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百五十六条ノ規定ニ依リ完全子会社トナル会社ノ株主ニ移転スル株式ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ株式交換ニ際シテ発行スル新株ト看做ス

第一項本文ノ場合ニ於テハ株式交換契約書二完全親会社トナル会社ニ付テハ第三百五十三条第一項ノ承認ヲ得ズシテ株式交換ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要シ、同条第二項第一号ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ得ズ

完全親会社トナル会社ハ株式交換契約書ヲ作りタル日ヨリ一週間にニ完全子会社トナル会社ノ商号及本店、株式交換ノ日並ニ第三百五十三条第一項ノ承認ヲ得ズシテ株式交換ヲ為ス旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ得ズ前項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ一週間にニ会社ニ対シ書面ヲ以テ株式交換ニ反对ノ意思ヲ通知シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ株式交換契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ同項ノ期間ノ満了ノ日ヨリ二十日内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百四十五条ノ第三第二項乃至第五項及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス

完全親会社トナル会社ノ発行済株式ノ総数ノ六分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依ル反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルトキハ此ノ条ニ定メタル手続ニ依ル株式交換ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第一項本文ノ場合ニ於ケル完全親会社トナル会社ニ付テハ第三百五十四条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中前条第一項ノ株主総会

ノ会日ノ「週間前」トアリ及同項第三号中「前条第一項ノ株主総会ノ会日」トアルハ「第三百五十八条第四項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ適用ニ付テハ之ヲ株式交換ニ際シテ発行スル新株ト看做ス

第三百五十九条 完全子会社トナル会社ハ第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ旨並ニ株式交換ノ日ノ前日迄二株券及端株券ヲ会社ニ提出スペキ旨並ニ株式交換ノ日ニ於テ株券及端株券ハ無効トナル旨ヲ其ノ日ノ一月前二公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百六十六条ノ規定ハ第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十条 取締役ハ株式交換ノ日、其ノ日ニ於テ完全子会社トナリタル会社ニ現存スル純資産額、株式交換ニ因リテ完全親会社ニ移転シタル完全子会社ノ株式ノ數ノ他ノ株式交換ニ関スル事項ヲ記載シタル書面ヲ株式交換ノ日ヨリ六月間本店ニ備置クコトヲ要ス

第三百六十二条 第三百四十九条及第二百八十条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ、第二百八条及第十七ノ規定ハ第一項ノ訴ニ、第二百九条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十四条 会社ハ完全親会社ヲ設立スル為株式移転ヲ為スコトヲ得

株式移転ニ因リテ完全子会社トナル会社ノ株主ノ有スル其ノ会社ノ株式ハ株式移転ヲ因リテ設立スル完全親会社ニ移転シ、其ノ完全子会社トナル会社ノ株主ハ其ノ完全親会社ガ株式移転ニ因リテ完全子会社トナル会社ノ株主ニ因リテ設立スル完全親会社ニ移転シ、其ノ完全子会社トナル会社ノ株主ハ其ノ完全親会社ガ株式移転ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ受ケルコトニ因リ其ノ完全親会社ノ株主トナルノ事項ニ付タル書面ヲ

第三百六十五条 会社ガ株式移転ヲ為スニハ左ノ事項ニ付タル書面ヲ完全子会社トナル会社ノ貸借対照表

第一 設立スル完全親会社ノ設立款ノ規定

二 成立スル完全親会社ガ株式移転ニ際シテ発行スル株式ノ種類及數並ニ完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項

第三百六十七条 設立スル完全親会社ノ資本ハ株式移転ノ日ニ於テ完全親会社トナル会社ハ現存スル純資産額ヨリ其ノ会社ノ株主ニ支払

六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ損益計算書

第三百六十八条 第三百六十九条第一項及第三項ノ規定ハ第三百五十三条第六項ノ完全親会社トナル会社ノ執務スルコトヲ得

第三百六十九条 会社ノ株式交換ノ無効ハ株式交換ニ付セザル場合ニ於テ完全子会社トナル会社ノ株式ヲ目的とする質権ニ之ヲ準用ス

第三百六十三条 第三百六十九条第一項及第三項ノ規定ハ第三百五十三条第六項ノ完全親会社トナル会社ノ執務スルコトヲ得

七 設立スル完全親会社ノ取締役及監査役ノ利益ノ配当又ハ第二百九十三条ノ第五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

八 会社ガ共同シテ株式移転ニ因リ完全親会社ヲ設立スルトキハ其ノ旨

設立スル完全親会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付スルコトヲ定ム場合ニ於テ完全子会社トナル会社ノ定ナキトキハ前項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三百五十三条第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ニ、同条第四項ノ規定ハ第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第三百六十六条 取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ「週間前ヨリ株式移転ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百六十七条 前条第一項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ニ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル完全子会社トナル会社ノ貸借対照表

二 完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項ニ付タルトキハ其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル完全子会社トナル会社ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

五 完全子会社トナル会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

第三百六十七条 設立スル完全親会社ノ資本ハ株式移転ノ日ニ於テ完全親会社トナル会社ハ現存スル純資産額ヨリ其ノ会社ノ株主ニ支払

七 設立スル完全親会社ノ取締役及監査役ノ利益ノ配当又ハ第二百九十三条ノ第五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

八 会社ガ共同シテ株式移転ニ因リ完全親会社ヲ設立スルトキハ其ノ旨

設立スル完全親会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付スルコトヲ定ム場合ニ於テ完全子会社トナル会社ノ定ナキトキハ前項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三百五十三条第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ニ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ「週間前ヨリ株式移転ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百六十六条 取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ「週間前ヨリ株式移転ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百六十七条 前条第一項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ニ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル完全子会社トナル会社ノ貸借対照表

二 完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項ニ付タルトキハ其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル完全子会社トナル会社ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

五 完全子会社トナル会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

第三百六十七条 設立スル完全親会社ノ資本ハ株式移転ノ日ニ於テ完全親会社トナル会社ハ現存スル純資産額ヨリ其ノ会社ノ株主ニ支払

七 設立スル完全親会社ノ取締役及監査役ノ利益ノ配当又ハ第二百九十三条ノ第五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

二百四十一号、第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百八十二号)第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法(昭和十五年法律第七百七十七号)第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六十一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法(平成七年法律第二百五号)第十五条に一項を加える改正規定、同法第五十五条第一項及び第二项、第二百十二条第一項並びに第二百十二条の二第二项の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第二百十五条第二項、第二百十八条第一項、第二百十九条及び第二百九十九条の改正規定並びに同法附则第五十九条第二項及び附则第九十条第二项を削る改正規定、附则第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第七条第二項の改正規定並びに附则第三十二条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二百一条第一項及び第二百二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を
に相互会社(保険業法第二条第五項に規定する
相互会社をいう。次条において同じ。)について
の、この法律の施行前に終了した事業年度につ
いて作成すべき監査報告書の記載事項について
も、同様とする。

(金銭債権等の評価に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に掲げる改正規定の
施行前に開始した営業年度の決算期における金
銭債権、社債その他の債券及び株式その他の出
資による持分の評価(以下この条において「金銭
債権等の評価」といふ。)に関しては、なお従前
の例による。次の各号に掲げる金銭債権等の評
価に関しても、同様とする。

一 農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協
同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組
合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組
合及び水産加工業協同組合連合会、信用協同
組合及び信用協同組合連合会、船主相互保険
組合、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労
働金庫及び労働金庫連合会についての、附則
第一条ただし書に掲げる改正規定の施行前に
開始した事業年度終了日のにおける金銭債権
等の評価

二 証券投資法人(証券投資信託及び証券投資
法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九
十八号第二条第十一項に規定する証券投資
法人をいう。)についての、附則第一条ただし
書に掲げる改正規定の施行前に開始した営業
期間(同法第二百三十三条第二項に規定する営
業期間をいう。)の決算期における金銭債権等
の評価

三 相互会社についての、附則第一条ただし書
に掲げる改正規定の施行前に開始した事業年
度の決算期における金銭債権等の評価

(商法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
附則第十八条第一項第二号中「会社の」の下に
「株式交換、株式移転若しくは」を加える。
附則第二十条第一項に後段として次のように加える。
商法第三百五十八条第八項及び第四百一十三条ノ三第八項の適用についても、同様とする。
(非訟事件手続法の一部改正)
第五条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十二号)の一部を次のように改正する。
第一百二十六条第一項中「商法」の下に「(明治三十一年法律第四十八号)」を、「第一百五十八条第十二項」の下に「(二百八十二条第三項)」の下に、「第二百六十三条第四項」を加え、「及び第二百八十一条ノ十八第二項及ビ第二百八十二条第三項」に、「第二百九十四条並ニ」を「第二百九十三条ノ八第一項及ビ第二百九十四条」に改め、「有限会社法」の下に「(昭和十三年法律第七十四号)」を、「第二十二条ノ二第一項」の下に、「第二十八条ノ二第一項」、「第四十四条ノ二第一項」を、「第五十二条ノ三第一項」の下に並ニ株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二条第七項を、「会社」の下に「親会社(商法第二百十一条ノ二第一項(有)限会社法第二十四条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ株主又ハ社員ガ子会社(商法第二百十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社」を加える。
第一百三十二条ノ二中「第二百二十条」の下に「、第三百六十二条第一項、第三百七十二条第一項」を加える。
第一百三十二条ノ六第一項中「第三百四十九条

第二項の下に「第二百五十五条第一項(同法第三百七十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項」を加え、「同項」を「同法第二百四十五条ノ三(第二項)」に改める。
第一百三十二条ノ八第一項中「第二百六十条ノ四第四項」の下に「第二百六十三条第四項(同法第三百四十四条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十二条第三項(同法第四百二十一条第四項及ビ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第十五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及ビ第二百九十三条ノ八第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第七項」を加え、同条第二項中「為ス前」の下に「会社(親会社ノ株主ガ子会社ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社次項ニ於テ之ニ同ジ)」を加える。
第一百三十五条ノ七中「会社ノ」の下に「株式交換、株式移転又ハ」を加える。
第六条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。
第八条ただし書中「農林債券権利者トシ」の下に「同法第四百二十一条第四項中前項ニ掲ぐる書類ニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲ぐる書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲ぐる書類)トアルハ前項ニ掲ぐる書類トシ」を加える。
第二十三条第三項中「第二百四十二条第五号ニ於テ「利益相当額」又ハ「損失相当額」ト謂フ」を削る。
第二十四条第一項中「控除シタル額ヲ謂フ」の下に「以下本項ニ於テ同ジ」を加え、同項第五号「資産ニ付時価ヲ附スルモノトシタル場合」を次のように改める。
五 資産ニ付時価ヲ附スル商法第二百八十五号(第八条ニ於テ準用スル商法第二百八十五

四

同法第二百八十五条ノ五第一項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ場合ヲ除クニ於テ其ノ附シタル時価

ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキ
ハ時価ヲ附シタルコトニ因リ増加シタル純
資産ノ額

第二項二於テ準用スル場合ヲ含ムノ場合ヲ除クニ於テ其ノ付シタル時価ノ額が其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル純資産ノ額（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を次のように改正する。

(第五十条の四において準用する商法第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二項(これらの規定を同法第二百八十五条ノ五第二項及び(第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)においてその付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額

会社法第四十四条ノ三に定める権利を有する社員を、「当該株主」の下に「又は社員」を加え、同条第五項第二号中「若しくは第四百八条ノ三第一項」を、「三百五十五条第一項(同法第三百七十二条第三項において準用する場合を含む。)、三百五十八条第五項、第四百八条ノ三第一項若しくは第四百十三条ノ三第五項」に改正する。

(水産業協同組合法の一一部改正)

第十一條 水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第十一条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)」を削り、同条第四項を削る。

第一百六十六条第一項第二号中「又は優先出資法」を「若しくは優先出資法」に改め、「定める

者」の下に、「商法第一百九十三条ノ八第一項に

定める権利を有する株主又は有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十四条ノ三に定め

る権利を有する社員」を加え、「当該株主又は普通出資者」を「これらの株主、普通出資者又は社員

員」に改め、同条第二項第一号ヌ中「リまで」を「ルまで」に改め、同条中又をヲヒシ、リをルヒシ

し、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホ

の次に次のように加える。

ト 株式移転

百八条ノ三第一項」を「三百五十五条第一項
〔同法第三百二十二条第三項〕にて準用する

(同法第三百五十九条第三項に依りて、前月の該場合を含む。)、第三百五十八条第五項、第四百

八条ノ三第一項若しくは第四百十三条ノ三第五項」に改め、「(昭和十三年法律第七十四号)」を

削る。

条ノ六第一項の下に「若しくは第二百九十三条ノ八第一項」を、「有する株主」の下に「又は有限

六 資産につき時価を付すものとした場合
金の合計額を超えるときは、その超過額

九 第百十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第

七条第三項の規定により子法人に対して会計に関する報告を求め、又は子法人の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果

項目及び第二項を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第二百五十二条第一項中「第二百九十四条第二項」を「第二百九十四条第三項」に改める。

第十六条 信用金庫法の一部改正

第二百五十二条第一項を次のように改正す

る。

第三十七条第六項中「あるのは、」を「あるのとする」を、「同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めるに改める。

第二百三十八条に次の二項を加える。

4 商法第二百九十三条ノ八の規定は、親法人の投資主について適用する。この場合において、同条第一項中「親会社ノ株主ニシテ其ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スルモノ」とあるのは「親法人ノ投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、同条第二項中「前条各号」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百三十九条第三項ニ於テ準用スル第一二百九十三条ノ七第一号及び第四号」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十九条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二百五十六条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第百十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項の規定により子法人に対して会計に関する報告を求め、又は子法人の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果

第二百六十三条第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第二百五十二条第一項中「第二百九十四条第二項」を「第二百九十四条第三項」に改める。

第五十四条の十五第一項中「第二十二一条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削る。

第五十五条の二第三項中「第五十七条第一項二規定スル子会社ヲ謂フ」とを加える。

第二百五十二条第一項を「第二百七十四条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項記載)」に改める。

第二百五十七条の二第五項を次のように改める。

5 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一条)第十項及び第九十一条において第一項の会計監査人について準用する同法第二百八十五条ノ五第二項において準用する同法第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額。

第六十四条中「第二百五十二条第一項」との下に「前項ニ掲ぐる書類」、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲ぐる書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲ぐる書類)とあるのは「前項ニ掲ぐる書類」とを加える。

第六十五条第一項中又は準用商法特例法第七条第四項を削り、「第二百七十四条ノ三第二項」を「第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第七条第一項中「第二百七十四条ノ三第二項」を「第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。

第十九条第一項中又は準用商法特例法第七条第四項を削り、「第二百七十四条ノ三第二項」を「第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第二百五十二条第一項及び第二百十一号第一項中「社債の発行」の下に「株式交換、株式移転」を加える。

第二百二十三条の次に次の二条を加える。

二 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

三 第三十七条の二第八項第二号中「第十一号」を「第十一号」に、「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改め、同条第十項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第九十二条において

「商法特例法」という。)を「商法特例法」に改め

第二百二十三条の二第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第二百二十三条の二第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第二百二十三条の二第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第二百二十三条の二第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第二百二十三条の二第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

換をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 他の会社が完全親会社(商法第三百五十一条第一項に規定する完全親会社をいう。

三 完全親会社となる会社が完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対する発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当てに関する事項

四 株式交換に際してする新株の発行に代えて、完全親会社となる会社が有する自己の株式で商法第二百十一条(自「株式の処分」の規定により相当の時期に処分することを要するものを完全子会社となる会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の割合、種類及び數並びにその割当てに関する事項

五 完全親会社となる会社の増加すべき資本額及び資本準備金に関する事項

六 完全子会社となる会社の株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てるなどを定めたときは、その旨

七 他の会社における株式交換契約書承認決議のための株主総会の日時(その会社が株主総会の承認を得ないで株式交換をするときは、その旨)

八 株式交換の日

九 他の会社が株式交換の日までに利益の配当(間配当)の金額の分配をするときは、その限度額

十 他の会社が完全親会社となる場合において、商法第三百六十一条(完全親会社となる会社の従前の役員の任期)の別段の定め

(法人税法の一部改正)

第二十条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。」

八 商法第三百五十二条第一項の株式交換

又は同法第三百六十四条第一項の株式移

転による同法第三百五十二条第一項の完

全親会社の完全子会社株式(同項の完全

子会社となる法人の株式で当該完全親会

社が当該株式交換又は当該株式移転によ

り当該完全子会社の株主から受け入れた

株式をいう)の受入価額から当該株式交

換により増加した資本の金額その他の政

令で定める金額の合計額又は当該株式移

転により設立された当該完全親会社の資

本の金額その他の政令で定める金額の合

計額を控除した金額

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改訂)

第六十六条第一項中「又は営業譲渡等」を

「営業譲渡等、株式交換又は株式移転に改め、同項に後段として次のように加える。」

第二十一条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改訂する。

第九条第一項中「商法第一百十条第二号から第五号まで若しくは第二百十条ノ三第一項(自己株式)の規定により取得して所有する株式」を

「その所有する自己の株式で商法第二百十一条(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するもの」に改める。

(預金保険法の一部改訂)

第二十二条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改訂する。

第四項中「又は営業譲渡等」を加え、同項第三号及び第四号中「又は営業譲渡等」を

「営業譲渡等、株式交換又は株式移転」に改め、同項第三号及び第四号中「又は営業譲渡等」を

「営業譲渡等、株式交換又は株式移転」に改める。

(第六十六条第一項中「又は営業譲渡等」を改め、同項に後段として次のように加える。)

「営業譲渡等、株式交換又は株式移転に改め、同項に後段として次のように加える。」

六 適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは商法の規定又は定款の

定めに基づき株式交換について株主総会の決議を必要とする場合において、当該適格性の

認定等に係る株式交換についての決議を得たとき又は得られなかつたときも 同様とす

る。

第六十六条第三項中「金融機関が銀行」を「者」が「銀行等又は銀行持株会社等」に改め、「ある場合」の下に「又は商法第三百五十八条第一項の規定により株主総会の承認を得ないで株式交換を行おうとしたものである場合」を加え、「当該銀行等又は銀行持株会社等」に、「に規定する」を「又は商法第三百五十八条第八項に規定する」に改める。

第六十八条第一項中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第二項中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「當該銀行等又は銀行持株会社等」を加える。

第六十九条第一項中「係る合併又は営業譲渡等」を「係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換」に改め、「除く。」の下に「又は株式交換の当事者となる銀行持株会社等」を加える。

第七十条の見出し中「効果」を「効果等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 緊急性の認定に係る金融機関である銀行等及び緊急性の認定に係る銀行持株会社等の株式交換が行われた場合には、第七十四条及び第七十五条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の効力が生じていないものとみなす。

第七十四条第一項中「同じ。」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、「又は営業譲渡等」を「当該合併、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「除く。」の下に「又は株式交換の当事者となる銀行持株会社等」を加え、「当該合併等」を「係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換」に改め、「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第七十一条の見出し中「効果」を「効果等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 緊急性の認定に係る金融機関である銀行等及び緊急性の認定に係る銀行持株会社等の株式交換が行われた場合には、第七十四条及び第七十五条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の効力が生じていないものとみなす。

第七十四条第一項中「同じ。」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、「又は営業譲渡等」を「当該合併、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「除く。」の下に「又は株式交換の当事者となる銀行持株会社等」を加え、「当該合併等」を「係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換」に改め、「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第七十五条第一項中「同じ。」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、「又は営業譲渡等」を「当該合併、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「除く。」の下に「又は株式交換の当事者となる銀行持株会社等」を加え、「当該合併等」を「係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換」に改め、「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第七十六条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の効力が生じていないものとみなす。

第七十七条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の効力が生じていないものとみなす。

第七十八条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の効力が生じていないものとみなす。

第七十九条第一項中「本店」を「銀行持株会社等におけるものに限る。」に改め、「同法」の下に「第二百五十三条第七項の規定は第一項第二号の二に規定する場合について同法を加え、同条第九項中「本店」を「緊急性の認定に係る銀行持株会社等におけるものに限る。」に改め、「同法」の下に「第二百五十三条第七項の規定は第一項第二号の二に規定する場合について同法を加え、同条第九項中「本店」を「緊急性の認定に係る銀行持株会社等の取締役は、同項の株主総会等の会日の二週間前から同項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限)の到来した日以後六月を経過する日まで、当該緊急性の認定に係る株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同法第三百五十四条第一項各号に掲げる書類(株式交換により完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等にあつては、当該株式交換の当事者である全部の

二の二 次に掲げる株式交換についての承認

商法第三百四十八条第一項の決議

同項に規定する完全親会社をいう。以下同

銀行等又は銀行持株会社等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面を本店に改め、同条第十一項中「金融機関」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等を加える。

第七十六条の次に次の二条を加える。

第七十六条の二 緊急性の認定に係る株式交換により完全子会社となつた銀行等は、当該株式交換の当事者である銀行等又は銀行持株会社等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたときは、直ちに、株式交換があつた旨一定の期間内に株券及び端株券を当該銀行等に提出すべき旨並びに株式交換の日ににおいて株券及び端株券は無効となつた旨を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 商法第二百六十六条の規定は、第一項の手続について準用する。

(株式交換に反対する株主の株式買取請求権)

第七十八条の二 緊急性の認定に係る株式交換で当該株式交換の当事者である銀行等又は銀行持株会社等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等又は銀行持株会社等の株主で、同項の株主総会に先立つて当該銀行等又は銀行持株会社等に対し書面をもつて株式交換に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において株式交換の承認に反対したものは、当該銀行等又は銀行持株会社等に対し、その者の所有する株式を、株式交換がなかつたならばその株式の有していたであろう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができる。

2 第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七十九条の見出し中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第一

項中「金融機関」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、同条第八項中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「救済金融機関」の下に「又は救済銀行持株会社等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 株式交換についての第一項の規定による公報がされたときは、当該株式交換は株式交換の時にさかのばつて効力を失う。ただし、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務並びに完全子会社となつた銀行等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

7 金融再生委員会は、株式交換についての第一項の規定による公報をしたときは、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等について、変更の登記を当該銀行等又は銀行持株会社等の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託するものとする。

第八十条に次の二項を加える。

4 緊急性の認定に係る株式交換については、商法第三百六十条及び第三百六十三条第一項並びに非訟事件手続法第二百一十六条第一項、

五百三十二条ノ三、五百三十五条ノ七及び第一百四十条の規定を準用する。この場合において、商法第三百六十条第一項及び第三百六十三条第一項中「株式交換ノロヨリ」とあるのは、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期限(当該期限ガ同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限ノ到来セル日ヨリ」と読み替えるものとする。

第八十一条中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「第二百四十五条ノ四後段」の下に「、第三百五十三条第一項及び第三百五十四条、第三百五十五条から第七項まで、第三百五十九条、第三百六十条、第三百五十九条、第三百六十二条ノ三、第三百六十三条第一項及び第三項、第三百六十三条第一項」を加える。

第三百六十二条第一項及び第三項、第三百六十三条第一項を加える。

第九十条第一号中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第五号中「又は第八十条第一項」を「、第八十条第一項」に改め、「第四百十四条ノ二」の規定の下に又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十条の規定を「、第四百十四条ノ二第一項」の下に「又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十条第一項」を加える。

6 株式交換についての第一項の規定による公報がされたときは、当該株式交換は株式交換の時にさかのばつて効力を失う。ただし、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務並びに完全子会社となつた銀行等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

7 金融再生委員会は、株式交換についての第一項の規定による公報をしたときは、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等について、変更の登記を当該銀行等又は銀行持株会社等の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託するものとする。

第八十条に次の二項を加える。

4 緊急性の認定に係る株式交換については、商法第三百六十条及び第三百六十三条第一項並びに非訟事件手続法第二百一十六条第一項、

五百三十二条ノ三、五百三十五条ノ七及び第一百四十条の二、五百三十五条ノ七及び第一百四十条の規定を準用する。この場合において、商法第三百六十条第一項及び第三百六十三条第一項中「株式交換ノロヨリ」とあるのは、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期限(当該期限ガ同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限ノ到来セル日ヨリ」と読み替えるものとする。

第八十一条中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「第二百四十五条ノ四後段」の下に「、第三百五十三条第一項及び第三百五十四条、第三百五十五条から第七項まで、第三百五十九条、第三百六十条、第三百五十九条、第三百六十二条ノ三、第三百六十三条第一項及び第三項、第三百六十三条第一項」を加える。

第三百六十二条第一項及び第三項、第三百六十三条第一項を加える。

第三百六十二条第一項及び第三項に後段として次のように加える。

商法第三百五十八条第八項及び第四百十三條ノ三第八項の規定の適用についても、同様とする。

第三十五条第二項中「会社の」の下に「株式交換、株式移転若しくは」を加える。

第三十九条第三項中「第三十二条第三項」の下に「及び第七項」を加え、同条第四項中「、それぞれを「それぞれ」に改め、「実質投資主名簿」との下に「、第三十二条第七項中「親会社(商法第二百三十一条ノ二第一項(有限会社法昭和十三年法律第七十四条)第二十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する親会社をいわゆるの株主又は社員」とあるのは「親法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第八十一条第一項に規定する親法人をいう。)の投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」とを加える。

第六十四条第二号中「含む。」の下に「又は第二百十一条ノ二第一項(有限会社法昭和十三年法律第七十四条)第二十四条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第七項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

(金融先物取引法の一部改正)

第二十五条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改める。

第九条中「第六十二条」との下に「、同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲グル書類二、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十二条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類」とあるのは「前項ニ掲グル書類」とを加える。

第十二条第七項中「あるのは、」を「あるのは、」に改め、「第十二条第一項」との下に「、同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲グル書類二、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十二条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類」とあるのは「前項ニ掲グル書類」とを加える。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の

る。

第一百八十三条第一項中「定期社員総会」との下に、同条第四項中「前項ニ掲タル書類」、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類

（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類）とあるのは「前項ニ掲タル書類」とを加え

る。

第一百九十九条中並びに第一百十四条を、「第一百四条から第一百八条まで並びに第一百二十一條」に改め、「第一百十九条中「商法第二百八十五条ノ五（社債その他の債券の評価）及び第二百八十五条ノ六（株式その他の出資の評価）（これらは規定を第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時価」とあるのは「時価」とを削る。

第二百四十二条第一項中「第六十条第四項において準用する場合を含む。」の下に「第三百六十三条（株式交換無効の訴え）、第三百七十二条（株式移転無効の訴え）」を加える。

第二百七十二条の十七第五号及び第二百七十二条第一項第二号中「設立」の下に「株式移転」を加える。

第二百四十二条第一項中「第二百九十四条を「第二百九十四条第三項」に改め、同条第十四項を「第二百九十四条第三項」に改め、同項第十八号中「第五項」の下に「及び第七項」を加える。

第二百七十二条の十七第五号及び第二百七十二条第一項第二号中「設立」の下に「株式移転」を加える。

附則第五十九条第二項を削る。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二十八条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五条）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「商法明治三十二年法律第四号」を「第二百三十三号第六号」に改める。

第八条第三号中「商法明治三十二年法律第十八号」第一百十条第二号から第五号まで又は

第一百十条ノ二第一項の規定により取得して有する自己の株式で商法

（明治三十一年法律第四十八号）第一百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」に改める。

第二百十二条第四号中「商法第二百十条第二号から第五号まで又は第二百十一条ノ三第一項の規定により取得して有する株式」を「その銀行が有する自己の株式で商法第一百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」に改める。

第二百二十四条中「会社更生法第二百二十二条の下に「第一項第四号及び第五号を除く。」」を加え、「第二百三十三条第一項第四号」を「第二百三十三条第一項第八号」に、「同項第五号」を「同項第七号」に改める。

第二百四十九条第九項中「第二百六十九条第八項」を「第二百六十九条第十項」に改め、同条第十九項中「第二百六十九条第九項」を「第二百六十項中「第二百六十九条第九項」を「第二百六十九条第十一項」に改める。

（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第二十九条 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二百九十三条ノ五第三項第五号」を「第二百九十三条ノ五第三項第六号」に改める。

（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二十条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「第二百三十三号第一項第六号」に改める。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第三十一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「並びに商法」を「中「株主」とあらは「社員」と、同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲タル書類」、同条第四項ノ規定ハ子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十二条ニ於テ準用スル同項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」と「同法」に改める。

第二百十二条第四号中「商法第二百十条第二号から第五号まで又は第二百十一条ノ三第一項の規定により相当の時期に処分することを要するもの」に改める。

第二百二十四条中「会社更生法第二百二十二条の下に「第一項第四号及び第五号を除く。」」を加え、「第二百三十三条第一項第四号」を「第二百三十三条第一項第八号」に、「同項第五号」を「同項第七号」に改める。

第二百四十九条第九項中「第二百六十九条第八項」を「第二百六十九条第十項」に改め、同条第十九項中「第二百六十九条第九項」を「第二百六十項中「第二百六十九条第九項」を「第二百六十九条第十一項」に改める。

（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第二十九条 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二百九十三条ノ五第三項第五号」を「第二百九十三条ノ五第三項第六号」に改める。

（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二十条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「同項第三項を同条第一項」とし、同条第三項を同条第一項

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「百分の三」に改める。

第二百五条第一項中「十分の一」を「百分の三」に改める。

第二百二十七条第二項中「社員」との下に「同法第四百二十条第四項中「前項ニ掲タル書類」、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」と「同法」に改める。

第二百二十七条第二項中「社員」との下に「同法第四百二十条第四項中「前項ニ掲タル書類」、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」と「同法」に改める。

法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」と「同法」に改める。

（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十二条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「証券取引法第百六十六条第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第二百六十六条第一項中「上場会社等の業務等に関する重要な事実」を「上場会社等の業務等に関する重要な事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）について、当該上場会社等の業務等に関する重要な事実である。次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）」に、「当該上場会社等の子会社等の業務等」を「当該上場会社等に係る業務等」に改め、同項第一号中「親会社」の下に「及び子会社」を加え、同項第五号中の「業務等」を「に係る業務等」に改め、同条第二項中「及び第一号」を「第一号、第五号及び第六号」に改め、同項第三号中「又は第一号ホ」を「若しくは第一号ホ」に改め、「分配の下に又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等」を加え、同項に次の四号を加える。

五 当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこ

と又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 株式交換
ロ 株式移転
ハ 合併

二 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

ホ 解散(合併による解散を除く。)

ヘ 新製品又は新技術の企業化

ト 業務上の提携その他のイからへまでに

掲げる事項に準ずる事項として政令で定

める事項

六 当該上場会社等の子会社に次に掲げる事実が発生したこと。

イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ロ イに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

七 当該上場会社等の子会社(第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの発行者その他の大蔵省令で定めるものに限る。)の売上高等について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る)が生じたこと。

八 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)
第三十三条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「同法第三百八十条」を「第三百六十三条、第三百七十二条、第三百八十条」に改める。
第二十一條第一項中「第二百四十五条第一項の下に」、「第三百五十二条第四項(同法第二百六十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第三百四十八条第一項」

の下に「、第三百五十二条第五項、第三百六十一条第二項」を加える。

理由

会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、完全親子会社関係を円滑に創設するための手続である株式交換及び株式移転の制度を新設するとともに、親会社の株主の利益を保護するため、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、会社の計算の適正を図るために、金銭債権等につき時価による評価を可能とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年七月二十一日印刷

平成十一年七月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局